

平成24年第1回定例会

上士幌町議会会議録

平成24年 3月6日 開会

平成24年 3月22日 閉会

上士幌町議会

平成24年第1回上士幌町議会定例会会議録目次

第1号（平成24年3月6日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
所管事務調査中間報告	6
意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第1号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
町政執行方針・教育行政執行方針	34
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第14号及び議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	76

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第23号から議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	78
予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選について	81
散会の宣告	82
署名議員	83

第2号（平成24年3月16日）

出欠席議員	85
職務のため出席した者の職氏名	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
議事日程	86
開議の宣告	87
議会運営委員会の報告	87
一般質問	87
伊東久子議員	87
中村保嗣議員	95
山本弘一議員	103
山本和子議員	115
散会の宣告	128
署名議員	129

第3号（平成24年3月22日）

出欠席議員	131
職務のため出席した者の職氏名	131
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	131
議事日程	132
開議の宣告	133
議会運営委員会の報告	133
議案第23号から議案第28号の委員長報告、討論、採決	133
監報告第1号及び監報告第2号の上程、報告	142
閉会中の継続調査の申出について	143
閉会の宣告	143

署名議員..... 1 4 5

平成 24 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録										
招集年月日	平成 24 年 3 月 6 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 会	平成24年 3月6日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成24年 3月6日 午後 3時55分					議 長	杉 山 幸 昭		
応（不応）招議員並び に 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 一名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	2番 堂 畑 義 雄 議 員				10番 中 島 卓 蔵 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河 村 義 憲			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	高 橋 智				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			ナイタイ高原牧場長	佐 藤 桂 二				
	会 計 管 理 者	石 王 良 郎			教育委員会教育長	江 波 戸 明				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	島 口 重 一				
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾			教育委員会教育次長	綿 貫 光 義				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	兼 子 義 雄				
	保 健 福 祉 課 長	柚 原 幸 二			農業委員会事務局長	芥 藤 明 宏				
	保 育 課 長	山 口 準 二 郎			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								

	商工観光課長	早坂清光		
--	--------	------	--	--

平成24年第1回上士幌町議会定例

議事日程(第1号)

平成24年3月6日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 所管事務調査中間報告
- 日程第 5 意見書案第11号 平成24年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提出について
- 日程第 6 承認第1号 専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第1号 平成23年度上士幌町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 8 議案第2号 平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第3号 平成23年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第4号 平成23年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第5号 平成23年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 町政執行方針
教育行政執行方針
- 日程第13 議案第6号 上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 上士幌町子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 上士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第9号 上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第18 議案 第11号 上士幌町児童デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案 第12号 上士幌町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案 第13号 上士幌町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案 第14号 上士幌町水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案 第15号 上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案 第16号 上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案 第17号 上士幌町排水設備等改造資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案 第18号 上士幌町ひがし大雪博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案 第19号 上士幌町へき地保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第27 議案 第20号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第28 議案 第21号 上士幌町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第29 議案 第22号 町道路線の認定及び変更について
- 日程第30 議案 第23号 平成24年度上士幌町一般会計予算
- 日程第31 議案 第24号 平成24年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案 第25号 平成24年度上士幌町水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案 第26号 平成24年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案 第27号 平成24年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案 第28号 平成24年度上士幌町介護保険特別会計予算

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、平成4 年第 1 回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第1 条の規定により関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、渡部信一議員。

○議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月1日午前10時より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第7、議案第1号から日程第10、議案第5号までの平成3年度各会計補正予算の審議は、本会議において一括提案を受け、審査は一般会計についてはページごと、4特別会計は会計ごとにより一括して質疑を行い、各議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

2点目は、日程第4、議案第7号及び日程第5、議案第8号の2件は、関連がありますので一括提案及び質疑とし、各議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

3点目は、日程第11、議案第14号及び日程第22、議案第15号の2件は、関連がありますので一括提案及び質疑とし、各議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

4点目は、日程第30、議案第23号から日程第35、議案第28号の平成24年度各会計当初予算は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことといたしますので、当初予算案に対する質疑は大綱的な質疑にとどめるようご協力をお願いいたします。

また、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、あらかじめ議会運営委員会において協議しており、議長の指名により委員長及び副委員長を選任いたしますので、ご承知願います。

以上をもって議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第9条の規定により、議長において2番堂畑義雄議員10番中島卓蔵議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間の議会の諸会議等について、報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

次に、町外の諸団体からの要望書等の写しを、議会運用例第1条の規定により議会運営委員会に諮って、議会事務局作成資料としてお手元に配付しておりますので、議員各位の活動資料としてご活用いただきたいと思います。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第 5 条の 1 第 1 項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

◎所管事務調査中間報告

○議長（杉山幸昭議長） 次に、日程第 4、所管事務調査中間報告、安全・安心な農畜産物の生産・販売の調査に関すること及びその他、産業経済建設の調査に関することを議題といたします。

産業経済建設常任委員会から、所管事務の調査中であります安全・安心な農畜産物の生産・販売の調査に関すること及びその他、産業経済建設の調査に関することについて会議規則第 47 条第 2 項の規定により、委員会の中間報告をしたい旨の申し出があります。

ここでお諮りいたします。

産業経済建設常任委員会の申し出のとおり、所管事務調査の中間報告を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、安全・安心な農畜産物の生産・販売の調査に関すること及びその他、産業経済建設の調査に関することについて、中間報告を受けることに決定いたしました。

それでは、中間報告の発言を許します。

産業経済建設常任委員長、角田久和議員。

○産業経済建設常任委員長（角田久和議員）平成 23 年 11 月 21 日から 23 日に実施いたしました産業経済建設常任委員会所管事務調査中間報告をいたします。

詳細については、報告書としてお手元に配付されておりますので、概要を報告いたします。

今回の調査事項は、安全・安心な農畜産物の生産・販売の調査に関すること、その他産業経済建設の調査に関することであります。

調査地は、剣淵町、旭川市、東神楽町、札幌市、北広島市、千歳市の 4 市 2 町です。

最初に、剣淵町、絵本の館であります。平成 年建設、平屋建て、卵型のデザインで回遊できる構造になっています。キャッチフレーズは、絵本の図書館と美術館が一緒になった親子がふれあえる場所であり、冬場雪が深い地域でありますので、親子で楽

しい時間を過ごせる場所であるとの感じを受けました。

次に、剣淵町道の駅であります。ここは道の駅で道内満足度ナンバー1になった実績があります。施設は、木造を基調とした平屋建て、延べ床面積1,245平米、レストランで、焼き立てパンコーナー、地場産品コーナー、農産物直売所などが設置されているほか、地域の観光情報の発信拠点としての役割を果たしています。

北海道の道の駅はどこでもそうですが、年間を通した営業実績をどう上げるかが課題であると感じました。

次に、旭川市のリニューアルしたJR旭川駅であります。調査内容は、林業振興や市民参加の事業、北の玄関としての駅周辺開発事業です。ご説明、ご案内はJR北海道松原氏にいただきました。

ここは平成8年に事業着手し、私たちが訪問した2日後の10月23日に駅舎がグランドオープンしました。総事業費は100億円を超え、鉄道高架事業は北海道、土地区画整理事業は旭川市、駅舎建設はJR北海道が担当しています。駅舎は地上2階建て、延べ床面積1万2,455平米、ホームは4面7線です。コンセプトは「川のある駅」で、外壁のガラスカーテンウォールを通して忠別川が見通せます。内壁、天井には「木のまち・旭川」を意識して道産タモ材が使われ、ぬくもり、やさしさを感じることができます。

今後は駅舎としてのみでなく、イベント開催の会場、市民の憩いの広場、本町もかわりがありますが、環大雪山の観光情報の発信など、多目的な使われ方を期待したいと思います。

次に、東神楽町の株式会社北海道健誠社さんであります。調査内容は、木質燃料使用による熱供給、発電です。ご説明、ご案内は瀧野社長、川東所長にいただきました。

北海道健誠社さんでは、平成7年より建設廃材を主燃料とした第1ボイラーで発生する蒸気をクリーニング工場の乾燥に使用していましたが、このたび、木材チップ燃料とする第2ボイラーを設置、発生する蒸気5トン/hのうち、1.5トン/hをクリーニング工場の乾燥に、3トン/hを発電施設60キロワットを発電に使用しています。2基のボイラーで蒸気アイロンなど工場で使用する全熱源と電気の4割を賄っています。現在の発電コストは売電より高くなっています。最近は施設の見学希望者が多く、4月から700名、道内と道外が半々に達しています。

原料の建設廃材が減少しているため、課題は燃料の確保ですが、最近は周辺町村から山林の買い取り希望も多くなっているそうです。

次に、札幌市、財団法人北海道農業公社さんであります。調査内容は、新規就農の支援について。ご説明は、担い手本部の青山本部長、森課長にいただきました。

ここでは、道内への就農支援のため、東京、大阪、札幌での就農相談会やホームページでの情報発信を行っています。

資金の借入れ後、返済可能なのは40歳が限度なので、受け入れは40歳までとしている。人材としては、現在職業についている人が能力、目的意識が高い。新規就農者による人口増は、自治体として地方交付税がふえるなど投資効果が高い。公社として本町は新規就農の受け入れ態勢がなく、外部への情報発信も弱いという認識でありました。

次に、札幌市、NPO法人北海道遺産協議会さんであります。調査内容は協議会の活動や課題についてで、ご説明は、萩氏にいただきました。

現在、本町の旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群を含めて52件の北海道遺産が選定されておりますが、今後は選定しない。企業との連携として、NTTドコモによるテレビ放映、竹中工務店の工事現場の仮囲いを利用した写真展示、郵便会社での切手販売、サッポロビールの旅行プレゼント、イオンのワオンカードで売り上げの一部を北海道遺産の活動に充てるなどがあります。

協議会の課題としては、運営費の確保であるなどのお話でした。

次に、札幌市、肉の割烹「田村」さんですが、調査内容は、上士幌町農協が中心となり、調査研究している十勝ナイタイ和牛の評判や状況等の市場調査です。

お店は繁盛しており、また、東京への出店計画もあり、販売先としては心強く感じました。

十勝ナイタイ和牛としてのブランド化と安定した生産と品質、PRや消費拡大が今後の課題であります。店のメニューには、北海道牛の表示がされていましたが、十勝ナイタイ和牛の表示が望まれます。

その後、北広島市の農産物市場、三井アウトレットモール、千歳市のリニューアルされた新千歳空港ターミナルを調査、十勝まで開通した道東自動車道を通り上士幌に戻ってまいりました。

総括といたしまして、安全・安心な農畜産物の生産・販売に関することでは、消費者が求める安全・安心な農畜産物の生産と地域特性を生かした付加価値の高い商品開発が必要である。

特産物は、直接の販売ルートや販売店を持ち、経済効果を高める必要がある。

本町の基幹産業である農業は、農家戸数の減少や高齢化に伴い、担い手不足が懸念されている。後継者の育成、農業体験、就農対策について、町や関係機関、地域住民を含

めた受け入れ態勢の整備が必要である。

その他、産業経済建設の調査に関することでは、本町の大部分を占める森林資源の育成や活用は長年取り組んでいる課題である。厳しい環境にある林業経営や木材資源の有効活用とあわせて、環境保全を考慮した循環型エネルギー推進を展開する必要がある。

本町面積の多くを占める大雪山国立公園の環境保護と活用、北海道遺産などを利用した観光地としての魅力アップの取り組みが必要である。

道東自動車道開通による交通アクセス向上に伴う観光客誘致の展開が必要である。

関係機関や各種団体の協力を得て、行政の施設だけでなく、林業の町として、木材の特質を生かした統一した温かいまちづくりが必要である。

以上、産業経済建設常任委員会の所管事務調査中間報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 産業経済建設常任委員会の報告が終わりましたが、所管事務調査の報告については、議会運用例第 96 条の 4 の規定により、質疑を省略いたします。

本件は、これを報告済みとし、産業経済建設常任委員会は、引き続き継続して調査することといたします。

以上をもって、産業経済建設常任委員会所管事務調査の中間報告を終わります。

◎意見書案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 5、意見書案第 1 号平成 24 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である 6 番、佐々木守議員から提案理由の説明を求めます。

6 番、佐々木守議員。

○6 番（佐々木 守議員） ただいま上程されました意見書案第 1 号平成 24 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提出についての提案理由についてご説明を申し上げます。

この意見書は、地方自治法第 9 条の規定により、上士幌町議会として、衆参議長及び内閣総理大臣を初め各関係省庁の大臣に対し、意見書を提出するものであります。今回の要望は、上士幌町農民同盟より要請を受け、議会運営委員全員の賛成をいただき、今回私が提案をするものであります。

農業を取り巻く情勢は大変厳しく、昨年 12 月、当議会においても、TPP 問題で農業を守る取り組みとして議会で全員の賛成をいただき、関係機関に送付をしたところでもあります。

現在の北海道・十勝・上士幌町の酪農・畜産は、専業経営を主体に、安全・安心な牛乳や乳製品、食肉の安定供給と環境に配慮した地域経済や社会・雇用を支える基幹産業として、重要な役割を果たしてきております。しかしながら、配合飼料や生産資材価格の高どまりと生産者価格の低迷など厳しい状況が続いており、T P P交渉やヨーロッパとのF T A交渉の再開など、市場開放の動きは畜産農家に不安と危機感を募らせております。

国は、食料・農業・農村基本計画において10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、総合的かつ計画的に推進していくこととしております。北海道・十勝の酪農・畜産が持続的に発展するには、畜産物の国境措置が重要であり、その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良等の基盤強化が不可欠であります。

このような観点から、T P P参加反対など国際自由貿易交渉で、一つとして、例外なき関税撤廃を原則とするT P P協定交渉への参加は断じて行わないこと。

二つとして、日豪等E P A交渉において、我が国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米、小麦、でん粉、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外をすること。

なお、平成24年度畜産物価格等に関しては、一つとしては、平成24年度加工原料乳生産者補給金単価については、生乳の再生産確保と経営の安定、生産意欲の喚起及び経営努力が報われる単価水準に引き上げること、また、限度数量については、国産乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の回復、拡大の観点に立って、適正な水準を確保すること。

二つとして、平成24年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られるよう、現行価格を引き上げること。

三つとして、米国産牛肉のB S Eに係る輸入問題は、我が国の消費者理解が大前提であり、科学的知見を踏まえた中で慎重に検討し、断じて開発に屈しないこと。

四つとして、平成24年度において、酪農・畜産の経営環境に急激な変化等が生じた場合は、畜産・酪農経営安定対策の改善を図り、追加的な経営安定対策を講じること。また、加工原料乳向取引価格と同水準の脱脂濃縮乳原料牛への支援対策を検討すること。

五つとして、食料自給率の向上や多面的機能の実現に向けて、新たな酪肉近代化基本方針（平成22年7月）で掲げた所得補償制度の導入、持続可能な酪農及び肉用生産への転換、家畜衛生対策の充実・強化、自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、消費者ニーズにこたえた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国

内生産の意義について国民の理解の促進を実現するために、重厚な予算措置を図り、総合的かつ実効性のある酪農・畜産政策を推進すること。

六つとして、意欲ある多様な担い手が、良質な畜産物の安定供給と多面的機能の発現に向けて、将来展望を描きながら安心して経営に取り組めるよう、酪農・畜産所得補償制度の導入など、新たな経営安定対策を確立すること。

以上であります。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いを申し上げ、以上をもって、意見書案第号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第 11 号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 6、承認第 1 号専決処分の承認についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 ただいま上程されました承認第 1 号専決処分の承認について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

今回、承認を願う専決処分は、2 月 24 日の降雪及びその後の風雪による除雪作業に急を要し、予算補正を必要といたしましたが、町議会を招集する時間的余裕がないために、2 月 24 日付をもって専決処分を行ったので、議会に報告し、承認を求めるもので

あります。

内容につきましては、専決処分書及び平成30年度上士幌町一般会計補正予算（第9号）をご参照願います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,673万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億263万4,000円とするものであります。

第2項で、補正の内容は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

事項別明細書は、4ページをご参照ください。

歳入は、繰越金を1,673万6,000円増額補正するものであります。

歳出も同ページをご参照ください。土木費の除雪対策費の中で、除雪業務委託費として1,673万6,000円を増額補正するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、議案第1号平成30年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第8、議案第2号平成30年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）、日程第9、議案第3号平成30年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第10、議案第4号平成30年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第5号平成30年度上士幌町公共下水道事業特

別会計補正予算（第3号）、5案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第1号から第5号までの5会計の補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

補正総額は、全会計で6億227万9,000円の追加補正となっており、補正後の予算総額を83億772万6,000円とするものでございます。

それでは、議案第1号一般会計補正予算（第10号）からご説明をいたします。

1ページをお開きください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に7億2,618万9,000円を追加し、総額を65億2,882万3,000円とするものでございます。

追加補正の主な内容を申し上げます。

ふるさと納税特産品発送事業4万9,000円、財政調整基金積立金,032万9,000円、公共施設整備基金積立金2億864万8,000円、旧士幌線アーチ橋保存基金積立~~金~~6万6,000円、障害者自立支援給付事業415万4,000円、子ども医療給付事業358万6,000円、TMRセンター建設補助事業4億971万4,000円、農業体質強化基盤整備促進事業2億975万2,000円、町営住宅補修事業38万7,000円、スポーツセンター耐震診断事業412万7,000円、学校給食賄材料経費236万円でございます。

減額補正につきましては、事務事業執行に伴う執行残の減額補正が主なものでございます。

次に、第2条でございます。繰越明許費の追加に関する補正でございます。

7ページ、第2表のとおり補正をいたします。

追加する事業は、TMRセンター建設補助事業、農業体質強化基盤整備促進事業、都市再生整備事業、スポーツセンター耐震診断事業でございます。それぞれ年度内に完了することが困難でありますことから、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

第3条では、地方債の変更に関する補正でございます。

過疎債の限度額について、7ページ、第3表のとおり補正をいたします。

変更の主な理由は、事業費の減額に伴うものでございます。

次に、特別会計の補正予算についてご説明をいたします。

1ページの議案第2号国民健康保険特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額が3,671万6,000円を減額し、総額を7億3,777万6,000円とするものでございます。

追加補正の主なものといたしましては、退職被保険者等療養給付費4,000円、退職被保険者等高額療養費86万円であります。

また、減額補正の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費7万円、一般被保険者高額療養費、281万8,000円、出産育児一時金支給事業68万円、高額医療費共同事業拠出金84万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金3万4,000円、特定健康診査等事業217万8,000円でございます。

次に、22ページの議案第3号水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から951万8,000円を減額し、総額を2億2,415万2,000円とするものでございます。

減額補正の主なものといたしましては、簡易水道施設管理経費2,000円、簡易水道施設改良事業810万6,000円でございます。

次に、30ページ、議案第4号後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から155万4,000円を減額し、総額を603万8,000円とするものでございます。

減額補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金141万2,000円でございます。

次に、36ページ、議案第5号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から1612万2,000円を減額し、総額を2億2,541万円とするものでございます。

減額補正の主なものは、個別排水処理施設管理経費290万円、下水道施設整備事業1,228万1,000円でございます。

以上が補正予算の内容であります。

また、全会計とも第1条の第2項、補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりであります。

また、各会計事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上、一般会計並びに4特別会計の補正予算につきましてご提案を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより各会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第1号平成3年度上士幌町一般会計補正予算（第0号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、25 ページからページごと一括して質疑を行います。

25 ページ、質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、26 ページから27 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番(佐々木 守議員) 1点だけお伺いをしたいというふうに思います。

人件費が、事務補助職員のほうですけれども580万円ほど減額になっている。この内容についてご説明をお願いをしたいと思います。

○議長(杉山幸昭議長) 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ご質問の件でございますけれども、事務補助職員の賃金につきましては、当初につきましては、人数分予定しておるところでございますが、途中で職員の一部が退職等になったということがございます。保健福祉課で1名、それから、保育所の調理員も途中で退職されたということがございまして、今回減額を行っているということでございます。

○議長(杉山幸昭議長) 6番、佐々木守議員。

○6番(佐々木 守議員) 退職後の対応はどうしているのか。正職員であると、そう簡単には採用して云々といっても、試験があつたりいろいろあるわけですけれども、事務補助職員については面接等だけで、たしか雇用を決定をしているというふうに理解をしてるんですが、その後の対応についてはどのようにしているのか。

○議長(杉山幸昭議長) 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 退職後の関係ですけれども、調理員等は中途採用がなかなかできないということでございまして、短期雇用の臨時職員で対応しているということでございます。

○議長(杉山幸昭議長) 8番、山本和子議員。

○8番(山本和子議員) 2点質問いたします。

国民保護協議会経費なんですけど、減額62万000円になってはいますが、当初1回分を見込んだというふうに聞いていますが、何回開かれたのかと、この減額の理由について。

もう一点目は、地域おこし協力隊賃金等70万円減額になってはいます。その理由について質問いたします。

○議長(杉山幸昭議長) 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいまのご質問の件でございますが、最初に、国民保護協議会の経費でございますが、これにつきましては、国民保護計画等の変更が生じた場合に備えまして、1回分を計上させていただいておりますが、本年度はその計画変更等がございませんでしたので、減額をさせていただいているということでございます。

それから、地域おこし協力隊の部分でございますが、当初予算のほうでは、実は障害者福祉支援員も採用する予定で当初予定しておりましたが、面接等を4回ほど実施したわけでございますけれども、内定等もしたこともあるんですが、本人のご都合とか、適当な人材がいなかったということで、採用に至らなかったということがございます。

それから、商工観光推進員につきましても、83期日付で退職されました。退職後も採用する予定で進めてきたわけでございますが、適当な人材が見つからなかったということで、採用に至っていないということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 地域おこし協力隊の関係につきましては、また当初予算で出てきますので、募集しながら決まらなくて、結果的には、サポート白樺はありますけれども、いろいろところで活用ができなかったという点について24年度の課題になるのかなと思いますので、それはその予算のときにまた質問させていただきます。答弁はいいです。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） この26ページの行革推進等委員会の経費の件でございますけれども、23年度当初予算でこの数字そのまま載っていたわけございまして、これはどのようにしてこの減額に至ったのかご説明いただきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 行政改革推進等委員会でございますが、この委員会につきましては行政改革に関する事、それから、特別職の報酬の改定の場合の審議に関する事、使用料手数料の改定を行う場合の審議に関する事ということで設置してございますが、平成23年度につきましては、それぞれ開催する内容の審議等を行う必要性がなかったということで、減額をさせていただいているということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 我が国もそうですが、北海道もそうなんですけれども、行政改革というのは、日々行政運営と照らしながら、町民生活を見ながら進めていくべきようなものではないかと思っておりますけれども、これはそういう意味合いで、毎年予算計上されているのではないかと思っておりますが、報酬については、年度によっていろいろ差異は出て

くるかと思えますけれども、行政改革については、引き続き毎年お進めになられるべき課題だと思えますけれども、この辺、考え方はいかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 行政改革の部分につきましては、過去3次ほど大綱等をつくって進めてきたということもございます。最初につきましては、集中改革アクションプラン、これは国の指導に基づきまして、平成17年度から平成21年度までの5年間策定をしてきているところでございます。その後につきましては、国等からの計画の策定の指導はございませんけれども、過去に押し進めてきた行政改革の実施をしてきたわけですが、町といたしましては、現在新たな計画は策定していないわけですが、新たな計画を策定していなくても、これまでの行政改革の基本的な考え方を持った上で対応してきているということでございます。

この間、土幌町との合併動議の中で、財政シミュレーション等も行ってきておりますが、そういう計画に基づいて進めてきているということでございます。個々には、毎年度の予算編成等の中で行財政改革を進めていくことが可能だということで、現在きているところでございます。

ただ、国においては、現在、民主党が議員立法の形で行政改革実行法案を提出するという予定も聞いておりますので、この骨子の中には地方自治体の無駄も削減するということも求めるということもありますので、法案等の動向に注視して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、28 ページから29 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、30 ページから31 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、32 ページから33 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 基金の関係で質問をしたいんですが、財政調整基金に今回2,032万円と、次のページ、公共整備基金のほうに約25億00万円積んでいます。その公共整備基金に積んだ理由と、ページをまたがりますが、財政調整基金にできればもっとふやして積むべきかなと思って、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 野中企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 財政調整基金の2,000万円ほど、それから、公共施設整備基金積立金約2億,000万円、新規で基金積み立てということの予算化をさせていただいておりますけれども、今回の3月補正で、歳入の大きな増額の要因、それから、町税等含めて、それから、ナイタイ牧場の運営経費について相当努力をして、その中で収支を6,000万円ほど縮めてきたという大きなそういった要因、それから、最終の執行残、各主な細かな事業の執行残のトータルを含めて、一般財源としての財源が生まれてきたということで、その財源につきまして、今後公共施設、大型事業を総合計画の前期計画の中で想定をされておりますので、公共施設整備基金のほうに2億0万円ほど積み立ての予算化をさせていただいたところです。

それから、残り2,200万円ほどにつきましては、今後の財政運営に充てていきたいということで、財政調整基金のほうに積み立てをさせていただいたというところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） まだ決算終わっていませんので、多分9月に補正をして、あのときにも基金を積みましたと言って、だから、全体的には公共整備基金を含めて基金の額はふえているのではないかなと思っています。その点について、公共整備基金も住宅の補修等いろいろ公共施設の補修等使いますので、ある程度柔軟な対応はできるんですが、財政調整基金のほうにさらに柔軟に対応できると思いますので、今回切りかえるというわけにもいかないと思うので、その点について、財政調整基金のほうに私は上積み積むべきかなと思って質問させていただきました。またこれは総括でも取り上げますのでもしあればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 答弁よろしいですか。答弁ありますか。

野中企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 財政調整基金につきましても、過去、今年度年度の増減でいきますと、それぞれ補正の段階で、積み立てをする予定の予算化をさせていただいております、23年度の増減の見込み額でいきますと、大体3億円ほど積み立てるという予定の予算化をしております。何分にも最終の決算になった段階で、現金としての積み立てができるという形になりますけれども、そういったところで、今後の財政運営、何でも自由に使える財政調整基金としてのある程度の基金の積み立てのほうも予想しながら、適正に積み立てしながらしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 32ページの都市と農村の移住交流推進業務とありますね。これももう数年前からやって、また明年度も続けていくかなと思われるんですけども、この内容、毎年予算を使って体験型の、来てもらったり、またいろいろな交流を図っていると思うんですけども、その辺の将来的な定住についての内容というのはどのようになっているのか。今までの経過、それから最近を含めてどのようになっているか、ちょっとお知らせください。

○議長（杉山幸昭議長） 早坂商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 新しい公共担い手育成事業というこの事業につきましては、NPO法人上士幌コンシェルジュという組織が立ち上がりまして、昨年4月から体験事業等の体験希望者との連絡調整だとか、体験に来られた方のいろいろなお世話をする活動等をしていただいているということにございます。

上士幌町の移住の取り組みにつきましては、平成年に団塊世代が大量に退職するというようなことで、これまでそんなところから始まっておりまして、この間、そういうことでの体験ということで、ちょっと暮らしというようにPR活動をしながらか上士幌町で体験をしていただいて、移住につながるようにというように進めてきております。

これからにつきましても、個人の対象にした体験というように取り組んでいきますけれども、今年度は総務省の緑の分権改革の調査事業ということでの実証実験事業に上士幌町は手を挙げさせていただきまして、テレワークということでの実証実験を行ってきております。そのようなことの中で、都市部の企業の会社さんの福利厚生、あるいはこちらに来ていただいて、仕事をしながら地域の人たちと交流をする、あるいは、地域の課題についてそういうアドバイスをいただくというようなことなり、そういうことの枠を広げて、これから個人対象だけではなくて、そういうご縁のある分については企業なり団体等ともそういう連携をとりながら、そういうことが企業誘致なり、地元の特産品の開発というようにもつながっていけばいいなというように思っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） そういうところで一応委託等するというところで、行政と委託されるグループというか組織、その辺との絡み、それから、今聞きますと、都市の企業の方がこういう田舎というか、例えば上士幌あたりへ来て、そういうテレワークを使った

中で業務を進めたいという総務省の考え方だと。それはいいんですけども、その組織のメンバーというのはどういう組織なんですか。これはまだ言えるような段階ではないのか。例えば、上士幌町だったら商工会だとかいろいろありますよね。新たな組織を立ち上げて委託をされたと。

○議長（杉山幸昭議長） 早坂商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 上士幌町の交流と居住を促進する会という組織は、農協さんや商工会さんなり、建設業協会さんと組織を立ち上げて、いろいろなことの移住の取り組みをしてきているわけですけども、そうした取り組みの中で、NPO法人上士幌コンシェルジュという組織が一昨年立ち上がりました。そこにこの事業を委託をしているということになります。

お話しは、コンシェルジュの組織の中のメンバーがどういう方かという意味でしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

(午前10時58分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

○議長（杉山幸昭議長） 早坂商工観光課長。

○早坂清光商工観光課長 コンシェルジュは、観光案内業務だとか、新商品の開発だとかそういうことを目的にNPO法人がつくられております。このメンバーにつきましては町内商工業者さんということで、建設、土木関係の業者さん、それから、電気工事関係の業者さん、あるいは自動車販売関係の業者さん、それから、本町といろいろご縁があって、こちらが好きだということで応援していただいている札幌の会社さん等が構成員となっております。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） NPO法人というのはあくまでも法人ですから、公開制度に乗った形できちっとその辺は、名前まで聞かれても、言ったって何ら差し支えない、法人ですから。その辺の認識をしておいてください。

今聞くところによると、はっきり言ったら商業関係、建設、電気、自動車、札幌の方と。ここに書いてあるように、私は、都市と農山村の移住交流推進業務と、こういうぐあいにならうたっているわけです。そうであれば、さっき各階層と言ったのは、組織イコー

ル農山村であれば農業のだれかを入れるとか、何か町の中だけでやっているように、NPO法人が立ち上がっているようにしか思えないわけです。この事業をきちっと総務省の中で上土幌が進めていくと。公共担い手育成事業の中の都市と農村の移住交流の推進業務として進めるのであれば、各階層のいろいろなところから意見をもらった中で、これをきちっと。でないと、農山村の、例えばいろいろなことでも可能かもしれませんが、町長の新年度に言われている、いつも言われているように、竹中町政としては参加型なんだという町政づくりなんです。そうすると、こうであれば、全体町としての組織の中の各階層からある程度入れながらやったほうが今後はいいのではないかなと私は思いましたから、そういう質問をしたわけでありまして。答弁があればしてください。

○議長（杉山幸昭議長） 山本議員、この件については予算でも多分出てくると思いますので、ただいまの審議は、執行残の減額の内容等をお聞きするのは今回聞いていただいてもいいんですけども、答弁があれば。

答弁要りますね。どうですか。

○3番（山本弘一議員） なくてもいいです。

○議長（杉山幸昭議長） では、要望ということで、また事業結果とか、内容等については予算、決算でまた十分お聞きをいただきたいと思います。

ここで15分間休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前11時03分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

○議長（杉山幸昭議長） 34 ページから 35 ページまで、よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、36 ページから 37 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、38 ページから 39 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、40 ページから 41 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、42 ページから43 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番(山本和子議員) 子ども手当支給事業の関係なんですが、今回も補正で減額になっていますけれども、新聞紙上等で、例えば申告漏れがあつて支給されていない世帯が結構あるというふうなことを聞いていますが、これについて、上士幌では申告漏れ等で受給できなかった例というのはないのか、確認したいと思います。

○議長(杉山幸昭議長) 柚原保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 うちの町のほうでは、昨年0月時点で全員申請を受けていますので、漏れるということはありません。

以上です。

○議長(杉山幸昭議長) 1番、伊東久子議員。

○1番(伊東久子議員) 44 ページの発達支援の専門相談・指導業務、当初予算で万3,000円だったと思うんですけども、そのうち10万円が減になっているということは、事業がされなかったのかどうか、そこら辺をお聞きいたします。

○議長(杉山幸昭議長) 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 伊東議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、当初予算で7万3,000円見ていました。これは私どもの発達支援センターに対する指導と困難者の案件の処理のために、実は帯広のほうの専門のほうに委託をかけておりました。ただ、昨年から発達支援にかかわる知識を持った方を採用いたしまして、いろいろ保護者を含めて相談を受けているんですが、ある程度その中で処理ができていったということで、困難者を含めて専門の機関のほうに委託する件数が少なかったということで、委託料を減額させていただきました。

○議長(杉山幸昭議長) 44 ページから45 ページまで、ほかありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、46 ページから47 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、48 ページから49 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 後期高齢者健康診査経費なんですけど、減額されていますけれども、23年度の見込みとしてどれぐらいの方が受診を受けて、率としては前年に比べてふえているのかどうか含めて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 後期高齢者の健康診査の関係なんですけれども、当初予算上の予定は105名を予定したわけなんですけれども、現状ではま76名ちょっとということで、町内含めて、帯広も含めてなんですけれども、5カ所の病院に委託はしていますけれども、なかなか75歳以上の方が対象となると、ほとんどの方が何らかの病院なり、そういったものにかかっているという方が多いものですから、うちの町だけでなく全道的に受診率が低いようなので、本町も昨年とほとんど変わらないような状況で、10%いかないような状況だと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、50ページから51ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、52ページから53ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 53ページの農業後継者対策推進経費の中30万円減額になっていますけれども、これは人がいなかったのか、その内容は、~~30~~10万円の説明をお願いしたい。

○議長（杉山幸昭議長） 齊藤農業委員会事務局長。

○齊藤明宏農業委員会事務局長 この事業につきましては、当初予算で町60万円、農協が150万円、団体に対して補正をするということで予算組みさせていただいております。団体のほうが22年度から23年度に繰越金が95万3,000円あるということで、それぞれ100万円の概算で補助を要請しまして、残り~~30~~万円については今回減額措置をするということでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに。

2番、堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） 農業体質強化基盤整備促進事業、これは第4次の補正になっていましたので、中身は暗渠ですから、当然今できないので繰越明許になっているんです

けれども、この事業によって整備される予定の面積だとか、予定地区、もしわかれば教えていただきたい。

○議長（杉山幸昭議長） 松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 お答え申し上げます。

現在、国からの配分でまいりましたのが8兆ヘクタールでございます。今回の4次補正で対象になりますのが、これは23年事業ということになりますけれども、畑件、酪農畜産が15件ということで、35件の方がまず対象になる予定でございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑議員、よろしいですか。ありますか。

（発言する声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに。

松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 地区につきましては、町内全体ということでとらえていただきたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、54ページから55ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、56ページから57ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 57ページの民有林の造林促進事業の減額の内容について教えてください。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午前11時22分）

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午前11時22分）

○議長（杉山幸昭議長） 松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 お答え申し上げます。

この事業につきましては、当初0万2,000円予算をもってスタートしたわけですが、363万6,000円が執行されるということでございます。この中身につきましては、間伐が3万4,631円、人工造林につきましては41万459円、除間伐につきましては9万円と。これにつきましては、今後支出見込みということでございまして、その差額を今回減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾議員。

○9番（山本裕吾議員） 主にカラマツが多いかと思っておりますけれども、戦後、我が国、ましてや十勝本庁におきましても、このカラマツの造林推進、前にも申し上げたように1本1万円になるということで、戦後国でも奨励して植えてきたわけでありまして、これが伐期が来ており、また、その伐期によって再造林しているということで、除伐、間伐というものは十分に推進すべきではないかと、こんなふうに思っておりますので、この辺のところの状況も含めて、今後につなげての質問でございますけれども、この辺潤沢にお使いいただけるように、推進されるような行政的な指導、助言があってもよろしいかなど。そういう中で、この予算を組んでいるわけですから、ご利用いただきながら環境に含めた部分の林業の大切なことと、民間の除間伐の促進のためにもなお一層のご努力をされるべきではないかと、こんなように思っております。あわせてご質問させていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 議員おっしゃるとおりだと思います。いろいろと情報を集めながら適時的確に処理していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 56 ページから 57 ページ、ほかにありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、58 ページから59 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

10番、中島卓蔵議員。

○10番（中島卓蔵議員） 町有林整備事業の704万7,000円の減額のうち、工事請負費の631万7,000円というのはどういう内容の減額なんですか。

○議長（杉山幸昭議長） 松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 これにつきましては、今年度事業実施本の事業が行われましたけれども、それぞれの見積もり合わせ等実施しておりますが、その事業残ということ

で、合わさったものがこれだけの金額ということで今回減額にしております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、60 ページから61 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、62 ページから63 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 63 ページ、街路灯だとか防犯灯というのは市街というのか、街の中のことのだけの街路灯やなんかのことを言っているのか、それだけ教えてください。

○議長（杉山幸昭議長） 石王町民課長。

○石王良郎町民課長 これは街だけではなくて農村部の街路灯、防犯灯も含まれていますが、ただ、農村部の本当に道路に付随したようなものについてはまた別でありますけれども、基本的には農村部も含まれて、町内全部で大体1,100灯ぐらいでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 農村部については別な新年度のところで質問したいんですけども、街の中のことということに限って言えば、私も直接町民の方から、ちょっと暗い防犯上悪いという話も聞きまして、行政のほうに連絡した経過を持っています。町内にもかなり新年度では、LEDからあらゆる防犯灯をつけていくという予算でありますけれども、今ついている市街、街の中の防犯灯の中に、特にそこがどうしても地域住民としては暗くて危険だというところは、早急に新年度予算の中でもう一度ついているところをチェックしてその辺を、予算もありますから無理なことは言えないと思うんですけども、極力そういうところは、私もちょっと回って歩いたので、確かにそういうような子供がいたり、また、夜の暗いところというのは、防犯上も問題があるのかなと思いましたが、いま一度チェックして新年度の中でやっていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 要望でいいですか。

次に、64 ページから65 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 都市再生整備事業の約700万円ほどの減額の理由を聞きたい
と思います。

例えば、それによってはさまざま交付金やら補助事業、補助金等について影響してく
るわけですが、それについても関連して説明をお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 都市再生整備事業の工事費の減額でございますけれども、大きなも
のとしましては、森林管理署の用地を取得して健康森林広場を整備するという事で予
定をしていたんですけれども、22年度末まで森林管理署のほうと交渉をしたんですけ
れども、用地の取得ができないということで、健康森林広場の中にはあずまやですとか
そういうものがありましたので、その分事業費が大きかったわけなんですけれども、その分
で約1,300万円ほど減額になっております。そのほか街路灯整備ですとか、看板の設置
工事の執行残、合わせて、741万9,000円の減額ということでございます。あわせて、
これはまちづくり交付金の事業で行っておりますので、交付金のほ800万円ほど減
額となっております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 多分森林整備事業の中の補助事業でも、私、予算書を見ました
ら、街路灯が主な事業なので、今800万円減額ということは、要するに設置されな
かったからだと思うんですけれども、それについて、広場が今年度できなかったと。来年
度取得できた場合にこの整備事業ができるのか、まちづくり交付金は制度がまた次年度
になりますので、新たに該当になってできるのか。この広場の整備事業そのものが今暗
礁に乗り上げているのかどうか、これからの課題なのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 この広場の用地ですけれども、森林管理署の提示された金額と町の
金額に大きな開きがあったものですから、この用地の取得についてはもう断念したとい
うことでございます。

あと、まちづくり交付金につきましては、平成年度で一応事業が終了なんですけ
れども、繰越明許のほうで600万円ほど上げさせていただいているんですけれども、そ
れは小学校のほうに向かう道道の土幌上土幌線に、当初小学校まで完成予定というこ
とで、その分の街路灯の予算を計上していたんですけれども、それが途中で終わってしま
ったということで、その分を繰り越しで、まちづくり交付金で次年度に整備をしていく
ということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかにありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、66 ページから67 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、68 ページから69 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 69 ページの東日本大震災罹災者・避難者支援対策経費 93 万円の減額内容について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 この経費につきましては、昨年4月に専決処分という形で予算を計上させていただきました。予算計上させていただいたときには139万3,000円の金額で予算計上させていただいたんですが、主なものとしては、被災者の受け入れ対策のぬかびら温泉等で宿泊してもらった経費等が100万円、そのほか受け入れ対策等の経費といたしまして、被災者が来たときの住宅用の備品等も予算計上させていただいたわけでございます。

実際、被災者の方の受け入れ状況でございますけれども、7世帯名ということで当初予定していたよりも少ない人数であったということもございまして、それから、そういった関係で、糠平で一時宿泊等の人数の予定もちょっとはつきりした人数はつかめないということで、おおよその金額で予定したということもございまして、そういったことで、各経費も減額ということで予算計上させていただいております。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 68 ページの定住住宅建設促進奨励事業があります。400万円に対しての190万8,000円が減額になっておる。この定住化建設対策なんですけれども、これは民間の建設会社が建てて、それに対しての奨励事業だというふうに、間違ったら訂正していただきたいと思いますが、例えば入居者だとか、そういうものというのは当然必要だということでこの事業をやっていると思うんですけれども、その辺は行政が建てるよりは民間活力型ということだと思っておりますが、そういう要望と、例えば低所得者、若い人方がこういう住宅に入られるという状況があるのかなのか。ちょっと外れるかな、それは。

○議長（杉山幸昭議長） 野中企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 山本議員さんのご質問にありました定住住宅建設等促進奨励事業というのは、あくまで個人、町内にみずから住んでいる方でみずから所有し、住宅を新築またはリフォーム、それからまた、介護保険等障害自立支援法に規定する住宅改修を行うものに対しまして、奨励金とし 30 万円の商品券相当の上限額ですが、新築の場合は 50 万円相当の商品券の奨励金を助成するという内容のものでございますので、民間とかということではなくて、あくまで住宅の新築リフォーム、改修等の奨励金ということでご理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3 番、山本弘一議員。

○3 番（山本弘一議員） ちょっと私の認識が間違っていました。申しわけないです。

そういうことで、大変いい事業で、よろしくお願いします。どうもすみませんでした。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、70 ページから 71 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、72 ページから 73 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、74 ページから 75 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、76 ページから 77 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、78 ページから 79 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、80 ページの質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書は 81 ページから 85 ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、地方債調書は 86 ページ、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入は0 ページからページごと一括して質疑を行います。

10 ページから 11 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、12 ページから13 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、14 ページから15 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、16 ページから17 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、18 ページから19 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、20 ページから21 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、22 ページから23 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、24 ページの質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表、8 ページから9 ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、一般会計補正予算書の1 ページから7 ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第1号平成23年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに、議案第2号平成3年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、1ページから21ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 国保会計の8ページの道のほうの特別調整交付金がかかなりふえています。その理由について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 道の特別調整交付金は、インフルエンザだとか収納対策事業、レセプトの点検等、あるいは被保険者証の交付だとか、そういった特別にやる事業の中で、特に今回大きいのは、高額医療費の中で高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業と2本の事業があるんですけども、それぞれ一定の額、高額医療費共同事業のほうは、30万円を超えた分はそれぞれ全道でプールして出し合ったりもらったりという制度です。保険財政共同安定化事業は、これも全道で30万円を超えた分をもらったり出したりの事業なんですけれども、その中で特に本町の部分につきましては、町民はそんなに医療費、高額な部分がかからなかったんですけども、全道的に高額のかかった町村というか、全体でかかったものですから、それに対する拠出金が多かったということで、特別に道のほうから、出し過ぎていますから上士幌町に対しては特別にその見合い分を出しますと。3%を超えた分を見合いとして特別に町に交付金として出しているだけというような数字でございまして、その両方足した数字が約2万1,000円ということで、これが大きな理由となっております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 国保会計の仕組みがなかなかわかりづらくて、先ほど損したのかどうなのかちょっと微妙な関係で、みんなが基金を出し合って高額の分を分担し合うと。うちの町は高額の分が少なかったというふうにとらえたんですよね。だから、その制度が今あるわけですから、ちょっと何とも言えないんですが、特別調整交付金というのは、いろいろな意味でなかなか見えない形で交付されますので、有利な形できちんと交付されるようにすべきなのかなと思って質問させていただきました。

予算でまた、もうちょっと勉強してから質問しますので、これでいいです。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第2号平成3年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の質疑を終わります。

次に、議案第3号平成23年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第4号）は、22ページから29ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第3号平成3年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、議案第4号平成3年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、30ページから35ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第4号平成3年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、議案第5号平成3年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、36ページから46ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第5号平成3年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって、議案第1号から議案第5号までの平成年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第1号平成3年度上士幌町一般会計補正予算（第0号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成3年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成3年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成3年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成3年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、議案第5号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

（午前11時47分）

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午前11時47分）

○議長（杉山幸昭議長） ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時47分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（杉山幸昭議長） 日程第12、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

町長及び教育委員長から、平成4年度の町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行いたい旨の申し出がありますので、順次これを行います。

初めに、町長から町政執行方針の説明を願います。

町長、竹中貢君。

○竹中 貢町長 平成24年第1回上士幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と主要な施策につきまして所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

地方分権改革の推進などにより、地方自治体の役割がますます大きくなっていますが

長期にわたる景気の低迷や人口の減少、東日本大震災の影響などから、国の地方交付税や国庫補助金等の削減が見込まれ、歳入の多くを地方交付税に依存している本町の財政状況にあっては、これまで以上に厳しい財政運営が求められています。

本年度は、町長任期4年の最終年に当たり、まとめの年であるとともに、第5期総合計画のスタート年として、本町が新たに振興発展を目指す重要な年度となります。

第5期総合計画では、「このまちが好きだから みんなで創ろう元気まち上土幌」を本町の将来像とし、6つの基本目標を掲げ、5,000人のまちづくりを進めることが決定されました。

新たなまちづくりに向けては、基幹産業である農業・林業の振興を初め、道東自動車道の開通を契機とした観光振興や少子化対策、健康づくりなど、引き続き「健康・環境・観光」をキーワードに多くの住民が主体的に参加する「オールかみしほろ」でのまちづくりを推進してまいります。

住民一人一人が誇りを持ち、小さくても元気のあるまちづくりを進めてまいりますので、町民の皆様並びに議員各位には、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、主要な政策課題と施策につきまして述べさせていただきます。

地場産業で地域の活力を生み出すまち。

農業。

昨年の本町の農業は、台風や局地的な風水害などにより、作目ごとの作況に著しいばらつきが見られる厳しい年となりました。

国内の議論を二分しているTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については、十勝農業はもとより、地域経済に大きな打撃を与えるものであり、これまで同様に関係機関団体とともに反対する取り組みを進めてまいります。

昨年度から本格実施となっている農業者戸別所得補償制度は、従来の制度に対して、出来高や品質に重きを置いた制度になっていることから、地力向上や肥料等のコスト削減対策として緑肥作物及び堆肥投入による資源循環型農業推進の事業を支援してまいります。また、町内で生産するおいしく安全な農産物の普及拡大を図る地産地消の推進に向けて取り組んでまいります。

EPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）など経済のグローバル化が進む中で、今年度から運用開始となるTMRセンター事業やコントラクター増設事業は、足腰の強い近代的な農業経営の意欲的な取り組みとして支援してまいります。また、農畜産

物のブランド化など付加価値を高める取り組みは、高収益を得る上で重要な戦略であり、十勝ナイタイ和牛のブランド化に対する支援や、大学と連携して地場製品の機能性物質の調査など基礎的なデータの収集を図ってまいります。

生産基盤の整備は、持続的な農業経営にとって重要な政策課題であり、積極的に推進してまいります。今年度は上音更地区の国営かんがい排水事業に引き続き、上士幌北地区（上士幌―清水谷間）の工事に着手する予定であります。道営畑作総合事業や草地造成事業などの継続に加え、今年度から上士幌中央地区道営農地整備事業に取り組んでまいります。

家畜伝染病は、農家にとって致命的な打撃となりかねないことから、徹底した予防と発生時には迅速な対応を図り、被害の拡大を防止いたします。

農地法の改正により、農業委員会が行う農地の権利移動の許可事務等の透明性と公平性が求められており、農業情報システムを活用し、農地に関する情報の収集や整理を行い、詳細な資料提供により適正な事務を進めてまいります。

農業が持続的に継承・発展していくためには、次代を担う後継者の育成・確保対策と新規就農対策が重要であり、関係機関と連携をしながら支援・育成してまいります。

農業労働者の確保対策については、関係機関、団体と新たな仕組みづくりに向けて協議をしてまいります。

ナイタイ高原牧場。

ナイタイ高原牧場の管理運営につきましては、良質粗飼料の確保と、的確な飼料設計による草地・家畜管理や畜舎等施設の整備を進めながら経費の縮減を図り、その改善に努めてきておるところであります。

町内外、府県農家及び全農からの牛の預託頭数の確保と歳出の削減で収支の改善が図られてきているところでもあります。しかしながら、肥料や飼料、原油など生産資材価格は依然高どまりで推移をしており、引き続き経営の改善に努めてまいります。

また、預託者のニーズと信頼にこたえ、畜産・酪農の振興に寄与する公共牧場としての使命を果たしていくため、飼養管理技術の向上、良質粗飼料の確保、補助制度を活用した草地基盤と施設整備に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、今後の牧場事業の運営形態につきましては、抜本的な見直しの視点で引き続き検討をしてまいります。

林業。

林産業につきましては、低廉な外材の輸入などで長期間にわたり冬の時代が続いてきましたが、昨今、ようやく森林の持つ多面的機能に光が注がれつつあります。森林は木材供給を初め、地球温暖化防止、水源の涵養、災害防止のほか、東日本大震災を契機に再生可能エネルギーとしての評価も一層高まっております。

上士幌町は77 %の面積を占める森林資源と、川上（森づくり）から川下（製材・加工）の事業所がそろっており、林産業の振興は地域経済や雇用の拡充、木材を利用したまちづくりを推進する上からも重要な政策課題と認識しており、必要な施策を講じてまいります。

国は、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、森林・林業再生プランを定めており、本町においても上士幌町地域材利用推進方針を定め、今後の公共施設等における木材利用を積極的に推進してまいります。また、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用についても調査研究に着手いたします。

商工業。

商工業につきましては、町民の消費マインドは依然と厳しい状況にあり、地元での購買意欲の喚起と街のにぎわいを図るために、中元・歳末大売り出し、夜ってかナイトなど、商工会等が実施する各種サービス事業等を支援してまいります。

地場産品を活用した農林商工連携による新商品・新サービスの開発、販売促進に向けましては、農林商工等連携促進事業を充実させ、特産品の開発や起業等の意欲的な取り組みについても積極的に支援してまいります。

商工会に運営を委託しているインターネットショップは、町内特産品販売の実証と町のPR及び情報発信のツールとして進めてきましたが、民間の発想と知恵を生かした販路の拡大など、経済的実行が上がるよう必要な財政措置を行ってまいります。

商工会が開設しているかみしほろ情報館については、特産品の展示販売や観光情報の発信のほか、移住定住に関するワンストップ窓口の設置など、観光・物産・移住定住等の案内所として、また、新たなビジネスモデル創出の期待を込めて支援をしてまいります。

企業誘致につきましては、廃校の利活用やテレワークのほか、情報のアンテナを高くして粘り強く誘致活動を進めてまいります。

観光。

観光は、東日本大震災の発生により国民に自粛ムードが広がり、国内外の経済不況と

相まって観光意欲を大きく減退させる状況が続いております。

こうした中、昨年は道央圏から十勝までの道東自動車道の全線開通を見据え、上士幌町・ぬかびら源泉郷魅力発信キャンペーンを展開してきました。しかし、開通時期が昨年10月末にずれ込んだことから、本年も引き続き、ぬかびら源泉郷やナイト高原牧場、旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋関連遺産を初めとする本町の魅力を、道央圏や首都圏に向けて積極的に情報発信をしてまいります。

冬季観光振興対策といたしましては、観光客の入り込みに大きく影響するスキー場を中心としたPR活動の充実のほか、アルペンスキー合宿の誘致促進に向けた支援を行ってまいります。

熱気球につきましては、地域の風土を生かしたスポーツイベントとして支援をしてまいります。

長年の懸案であった環境省のビジターセンター建設事業は、町関連施設とともに本年着工される運びとなっております。ひがし大雪の自然や環境を学ぶとともに、観光情報の発信拠点となるよう有効な管理運営に向けた検討を進めてまいります。また、ぬかびら源泉郷全体の街並み整備に向けたハードと、滞在・体験型観光に対応する地域資源を生かしたプログラム開発の検討作業を進めてまいります。

健康で安心して暮らせるまち。

保健・医療。

今年度は上士幌町健康増進計画及び特定健康診査等実施計画の見直しを行い、予防を重視した生活習慣病対策を推進し、各種健診の受診率の向上及び町民の健康づくりを推進してまいります。

働き盛りの世代にうつ病や自殺などメンタルヘルスの問題が深刻化していることから心の健康づくりを支援する取り組みを推進してまいります。

母子保健では、乳幼児期から健康な生活習慣や生命を大切にする力をはぐくむ食育や生教育を引き続き取り組んでまいります。

さらに、核家族化に伴い、育児に不安を抱える世帯がふえている現状があるため、育児負担の軽減及び虐待防止を目的に、妊娠期から地域との交流を図り、孤立を防ぐための子育て支援を推進してまいります。

町内の医療機関につきましては、病院・診療所・歯科医院の体制が維持されておりますが、休日夜間救急医療を含め、町民が安心して町内の医療機関を受診できるよう、医療機関への支援や医師の確保支援等を引き続き実施し、第一次医療圏としての役割を充

実してまいります。

福祉。

今年度は、昨年度策定した平成24年度から平成26年度を計画期間とする上士幌町三愛計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい福祉計画）に基づいて、各種取り組みを着実に推進してまいります。

介護保険料につきましても、低所得者層の負担軽減を図るため、所得段階をふやすとともに、介護保険利用者負担軽減につきましても、引き続き実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、年をとっても住みなれたこの町で安心して生活していただけるよう、地域全体で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備に努めてまいります。

地域包括支援センターを核として、保健・医療・福祉と連携し、在宅介護や権利擁護等に関する総合的な相談に応じるとともに、生活実態の把握と介護予防の観点から、昨年引き続き家庭訪問活動を行ってまいります。

独居高齢者や老夫婦世帯の増加に伴い、老老介護や認知介護による介護困難や虐待等の深刻な生活問題を抱えるケースがふえることが予想されることから、地域の見守り・支援ネットワークの強化に努めてまいります。

社会福祉法人が実施する介護保険事業の安定化に向けた支援を継続してまいります。

障がい福祉につきましては、障害者自立支援法に基づき、適切なサービスの提供に努めるとともに、障がいのある人が地域で自立して安心した生活が送れるよう支援してまいります。

障がい児及び保護者の相談体制を充実するため、発達相談専門員を配置いたします。また、児童福祉法の改正に伴う障がい児支援事業の充実を図ってまいります。

子育て支援。

人口の減少と少子化が進む中で、とりわけ次世代を担う子供たちの育成支援は、まちづくりの観点からも重要な課題と認識しております。

子育て支援につきましては、多様な子育てニーズにこたえるため、幼保一体化や少子化・核家族化における児童保育・教育が課題になるなど、将来を展望した子育てのあり方について調査研究を進めてまいります。

保育所、子育て支援センター、学童保育所、子育てサポートセンターなどは、児童の健全な成長を図るために欠かすことのできない児童福祉施設であり、専門的見地からのアドバイスを受けながら、施設の建設に向けて検討を進めてまいります。

また、中学生までの医療費の無料化を引き続き継続するとともに、児童虐待やいじめ不登校など児童をめぐるさまざまな課題への対応につきましても、迅速かつ適切に対応をまいります。

安全で快適に生活できるまち。

防災。

昨年発生した東日本大震災に象徴されるように、近年、国内外で大規模自然災害が多発しております。

本町でも、十勝平野断層帯では最大震度6強（居辺地域）が想定されており、農山村という地域特性などを勘案した備蓄のあり方、避難方法ほか、地域の実情を踏まえた防災計画を策定してまいります。

災害発生時の行政、住民、企業などとの連携、災害時要援護者対策や自主防災組織の取り組みにつきましても、新たな防災計画の際に再点検して、さらに充実した防災体制を確立してまいります。

東日本大震災では、今なお、ふるさとに戻れない被災者も大勢おります。新たな地に生活の拠点を求めている被災者には、町としても受け入れの相談に応じてまいります。

消防・救急。

消防は、火災その他の災害から町民の生命、身体及び財産を守り、住民生活の安全・安心を確保する役割を担っております。

消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」というとうとい精神で訓練を重ねられ、火災、水害時等には率先して活動しております。女性消防団員につきましては、火災予防等の啓発に積極的に取り組んでおります。

消防装備につきましては、署管轄の水槽付消防ポンプ自動車を導入し、消防装備の近代化を図ってまいります。

消防救急無線は、平成8年6月からのデジタル化に対応するため、管内全市町村の共同により、伝搬調査を含めた基本設計を実施してまいります。また、消防広域化につきましては、検討状況について適宜情報の提供と情報の共有化を図ってまいります。

消費者保護。

消費者行政を一元的に推進するため、平成年度に消費者庁が設置され、消費者保護のための政策が強化されました。本町としても、消費者に対する啓発活動及び相談窓

口の機能充実を図るとともに、安全・安心な生活を送るため、消費者協会と連携して消費者保護行政を推進し、トラブルから消費者を守るよう努めてまいります。

住宅・上下水道等の整備。

公営住宅につきましては、適正な維持管理や周辺環境の改善に努めてまいります。一般住宅では、勤労者等の定住化を促すために、民間賃貸住宅の建設や持家住宅の新築・リフォームに対する奨励対策を引き続き講じてまいります。さらには、国の空き家活用制度を利用して、子育て支援用住宅2棟4戸を整備してまいります。

水道につきましては、開拓以来の課題と認識し、安全で安定的な水の確保に心血を注いでまいりました。しかし、今年の台風の際、一部の地域で水の色がとれないなど新たな問題も発生しており、さらに安全・安心な給水体制の確立のために、必要な手だてを講じてまいります。

下水道につきましては、長寿命化計画に基づき、管理センターの機械・電気設備の計画的な更新・改修を進めるとともに、下水道の普及・啓発に努めてまいります。

道路・情報基盤の整備。

道路につきましては、長年の懸案でありました国道号から商店街への導入路となる道道上土幌土幌音更線がことし完成する予定であります。小学校から市街地に続く土幌上土幌線の拡幅工事につきましても、ことし完成する予定であります。

町道につきましては、市街地の生活に密着した道路の再整備を進めるとともに、萩ヶ岡市街から小学校へ向かう歩道の整備と51号につきましても北門地区ふるさと農道緊急整備事業を活用し、整備してまいります。

今年の地上デジタル放送への移行に伴う難視地域が一部存在することから、早期の解消に向け対策を講じるとともに、高度情報化社会に対応するため、光ファイバーによる高速インターネット回線の整備に向けた調査検討を進めてまいります。

自然の豊かさと美しさが実感できるまち。

環境保全・環境美化・公園。

環境につきましては、環境省が創設したオフセット・クレジット制度に本町の森林資源（町有林約85ヘクタール）の認証登録が完了し、今後は、発行されたクレジットを森林整備などに活用するため、販売促進に向けた取り組みを進めてまいります。

東日本大震災による原子力発電事故を受け、環境への負荷の少ない太陽光を初めとす

る再生可能エネルギーの積極的な利用促進が求められていることから、引き続き住宅用太陽光発電システム導入に対する支援を行ってまいります。

また、町民による環境保全活動に対してポイントを付与するエコアクションポイント事業を実施し、町民の環境意識の向上を図ってまいります。

一般家庭から出されるごみにつきましては、良好で快適な生活環境を確保し、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別や減量化に取り組んでまいります。

街路灯・防犯灯につきましては、環境負荷の少ないLED照明への取りかえにより、省エネと長寿命化を図ってまいります。

公園につきましては、子供から大人まで安全で楽しく集う場所として計画的に整備してまいります。今年、航空公園キャンプ場の照明や炊事場の増設などのほか、老朽化した遊具の撤去や改修など、適正な管理・運営に努めてまいります。

人づくりを大切にすまち。

生涯学習は、「学習の成果を地域で活かす体制づくり」を目標に掲げ、社会教育は、上士幌町第7期社会教育中期計画に基づき、新たにスタートいたします。博物館の改修につきましては、環境省のビジターセンターと一体化した施設として整備いたします。また、老朽化した生涯学習センターにつきましては、今後想定される公共施設等との整合性を図りながら、具体化に向けて準備を進めてまいります。

学校教育におきましては、生き生きとたくましい児童・生徒をはぐくむための教育環境の充実に努めてまいります。

北海道上士幌高等学校は、地域に根差した高等教育機関として支援してまいります。

以下、「人づくりを大切にすまち」は、教育行政執行方針にゆだねることといたします。

自覚を持ち心が通いあうまち。

交流・移住・定住。

2007年、団塊の世代に始まった移住や田舎暮らしの関心は、定年退職の世代から就労世代に広がり、さらに企業のテレワークなど多様化し、ニーズも高まっております。特に東日本大震災後は、豊かさや生きがいに対する価値観の変化、企業においては一極集中のリスク分散、リフレッシュやメンタルケアなど、福利厚生視点からも農山漁村が再評価されております。

このように都市と農山村の交流は、人・企業、さらには産地と消費地という物産の交流など多面的な広がり可能性があります。町としては、これらを地域活性化の重要なファクターとして総合的、戦略的に進めてまいります。

まちづくり活動・開かれた行政・広域連携。

町内のさまざまなボランティア活動、アダプトプログラム、町内会、NPO活動などは、まちづくりのパートナーとして大きな役割を果たしております。協働のまちづくりをさらに推進するために、町民のまちづくり事業に対し、引き続き支援をしてまいります。

開かれた行政につきましては、出前講座を初め広報、インターネット等を活用し、積極的な情報提供を図るとともに、気軽に相談できる体制など、常に開かれた行政を推進してまいります。

広域連携につきましては、消防広域化や定住自立圏構想、道東自動車道開通に伴う広域観光など、十勝圏、近隣町との連携をさらに深めてまいります。また、ICT（情報通信技術）を活用し、遠隔地との経済等の連携も進めてまいります。

職員の資質向上につきましては、公務員としての法令順守や職員の意識改革と業務に必要な専門知識の取得のため、日常的な業務を通じての自己研鑽はもとより、法令研修専門研修等の職員研修の充実に努めてまいります。

以上、平成24年度の町政執行の基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきました。これを具現化するための予算総額は、一般会計6億2,450万円となり、前年度予算額と比較すると1億6万9,000円、1.8%の増額となりました。また、5特別会計を加えた6会計の予算総額74億4,799万3,000円となり、前年度予算額と比較して1億926万3,000円、1.5%の増加となりました。

歳入のうち、最大の財源である地方交付税につきましては、中期財政フレームに基づき、一般財源総額を平成3年度と同水準に確保するとされていますが、本町においては、公債費の償還終了による交付税措置分が減少することなどから、前年度予算額と比較して3,283万5,000円、1.2%の減額となる26億8,513万6,000円を見込んでおります。

歳出におきましては、人件費、事務的経費、施設管理経費など全般的に経費の縮減を図るとともに、一方で時代の潮流と町民のニーズを踏まえた積極的なまちづくりを推進するため、課題に対する政策に重点的に必要な財源を配分するなど、メリ張りのある積

極的予算編成といたしました。

今後の財政運営に当たりましては、健全性を確保しながら効率的かつ効果的な財政運営に一層努めてまいります。

町議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午後 1時32分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時32分）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、教育委員長の教育行政執行方針の説明を願います。

教育委員長、島口重一君。

○島口重一君教育委員会委員長 平成24年第1回上土幌町議会定例会の開催に当たり、上土幌町教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

教育を取り巻く環境は、我が国の経済状況の悪化による雇用・生活不安の増大や少子高齢化の一層の進行、高度情報化の進展とモラルの低下などを要因として大きく変化しており、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が指摘されております。

そのような中で、本教育委員会としては、教育環境の変化を踏まえて、関係団体・機関や家庭・学校・地域との連携を図りながら、人づくりを中心に据えた教育行政の推進を行います。

特に上土幌町第7期社会教育中期計画「学び響き逢うまち」は、本年度より5カ年間を見据え、町民各層における目標と施策を示したところであります。

このような考えのもと、主要な施策については、以下のように取り組んでまいります。

第1 生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、今年度「学習成果を地域で活かす体制づくり」の初年度と位置づけます。特に、各関係機関と有機的に連携した体制をつくりながら、情報提供や学習機会の確保に努め、町民の協働への意識を深めてまいります。

生涯学習センターは、適正な維持管理に努めておりますが、旧児童会館部分は建設から45年が経過し、耐震性の課題もあることから、改築に向けた検討を行い、一方、新

館部分は、建設から20年余を経過し、老朽化が進んでおりますので、計画的な改修・修繕を行ってまいります。

第2 社会教育の推進。

社会教育は、第7期社会教育中期計画に基づき、少年教育から高齢者教育の教育力向上に向けて、各種学習の機会を提供し人材づくりを核とした取り組みを進めてまいります。

少年教育は、少年会育成委員連絡協議会と連携し、地域の子供は地域で育てるという認識のもと、「地域総ぐるみ」で子供に必要な体験活動の機会を提供してまいります。

特に子供の「生きる力」の育成のため、自然体験・生活体験を重視した事業を展開してまいります。

青年教育は、成年たちの自主的・主体的な活動を支え、また、指導・助言を行いながら、次世代の地域リーダーとして活躍できる人材の育成を目指し、青年がみずから取り組む活動に対して支援してまいります。

壮年教育、高齢者教育は、シルバー学級、シルバーコーラスの開設、連合PTAの支援など、地域活動に主体的に参加し、学習する機会の確保に努めるとともに、リーダーシップを発揮できる人材育成やソフト面を中心とした事業の推進に努めてまいります。

家庭教育支援は、これからの各PTAの役割を明確にしつつ、「地域総ぐるみの子育て」への意識の醸成を行うため、保健福祉課、保育課とも連携を図り進めてまいります。

第3 社会体育の振興。

スポーツは家庭や地域のきずなを深め、明るく豊かな生活を送る上で大きな役割を果たしております。

子供から高齢者までの健康志向型スポーツ活動の推進については、町体育連盟や関係団体との連携を図り、日常生活の中でスポーツに気軽に親しむ環境づくりを目指し、スポーツレクリエーションの普及・推進に努めてまいります。

また、少年団及び体育団体・サークルを支援するとともに、団体等の自主的な活動の促進を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた意識の啓発や環境の整備に努めてまいります。

体育施設は、適正な維持管理に努めるとともに、スポーツセンターの耐震調査及び野外トイレなどの整備を進めてまいります。

一方、学校体育施設の開放を行い、町民の健康・体力づくりや交流の中核施設として

さらなる利用促進を図ってまいります。

第4 芸術文化、歴史文化、文化財の保護活用。

町80年の歴史への理解を深め、地域の人々が持ちえる情報などを活用した豊かな地域文化の継承と創造に努めてまいります。

町文化協会を初め、芸術鑑賞会、「火群」編集委員会、地域の宝さがしの会など自主的な活動を推進するため、引き続き助成してまいります。

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業は、十勝圏誘致促進期成会と連携し取り組んでまいります。

図書館は、利用の促進を図るとともに、学社融合の観点に立った児童・生徒の利用機会の拡充に取り組み、学校と連携した図書館活動の実践、管内外図書館相互のネットワークを活用し、地域により親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

子供たちの読書推進を中心に据えて、ボランティアグループと協力しながら、図書館を初め、小学校や学童保育所などでの読み聞かせの場を活用し、子供たちによい絵本と出会える機会を提供し、本に親しみ本の楽しさを知ってもらう活動に力を注いでまいります。

ひがし大雪博物館は、地域の活性化と結びつけ、環境省が整備をする（仮称）ぬかびらビジターセンターと連携し、改築を行います。

埋蔵文化財や郷土資料等、地域に残された貴重な歴史資料については、町民の協力を得ながら、保護・保存に取り組んでまいります。

鉄道資料館は、北海道長距離自然歩道や旧国鉄士幌線アーチ橋梁群等との連携や映像機器の更新を図り、引き続き指定管理者に管理業務をゆだね、利活用の向上に努めてまいります。

第5 学校教育の充実。

新学習指導要領は、昨年度は小学校、本年度からは中学校で本格実施されます。生き生きとたくましい児童・生徒をはぐくんでいくため、確かな学力の育成や豊かな心と健やかでたくましい心身をはぐくみ、社会の変化に的確に対応した教育を推進し、地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

確かな学力の育成。

教育委員会としては、さきの全国学力・学習状況調査や日常の取り組みを分析し、児

童・生徒の「確かな学力」の向上を目指し、上士幌町小中学校改善支援プランを策定して、具体的な対策を講じてまいります。

学校では、学校改善プランに基づき、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の一層の定着を図りながら、思考力・判断力・表現力等を育成し、学習意欲が身につくように授業改善を図り、「確かな学力」の育成を一層進めてまいります。

学習の習慣化に向けては、家庭と課題を共有し、家庭学習・サポート学習の充実を図ってまいります。

また、上士幌町小中高連携教育推進会議では、学力向上対策として教員の資質や指導力向上を目指し、教育指導の改善を図ってまいります。

本町の特色ある自然環境教育については、恵まれた地域の教育資源の活用を図り、児童・生徒が地域素材から課題を見出し、課題解決を図る学習を充実させるために、学校とNPOとの連携を図りながら実施してまいります。

上士幌小学校の低学年などにおける基礎・基本の確実な定着と個性や能力に応じた補充・発展的な学習の充実を図るため、学校教育推進支援教員を複数名配置し、チーム・ティーチングによる習熟度に応じた個別指導を実施してまいります。

引き続き、道教委の事業を活用した指導方法工夫改善加配教員及び巡回指導教員の配置を行います。

また、特別支援教育の推進につきましては、特別支援教育コーディネーターを中心とし、特別支援を要する児童・生徒に対する指導の充実のため、引き続き上士幌町特別支援教育振興会や上士幌町子ども発達支援センター等と連携し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

特に介助を要する児童については、特別支援教育支援員を複数名配置し、生活・学習活動の支援を行ってまいります。

豊かな心と健やかでたくましい心身を育む教育の推進。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化し、全国的に不登校の児童・生徒が増加する中、学校と連携を図り、早期の対応を行ってまいります。

「かみしほろの健やかな育ち」の活用については、「地域全体で子どもたちを守り育てる」ことを目指し、家庭・学校・地域が連携・協力して考え、語り合いながら取り組みを進めます。

いじめ等の問題行動は、子供の健全な発育に重大な影響をもたらすことから、「どこの学校でも起こり得る」との認識を持ち、学校と教育委員会が連携して、その根絶に向

けた取り組みを行ってまいります。

子供たちが安心して学校生活ができる就学援助事業の充実に努めます。

中学校の文化活動の推進として、吹奏楽器の更新を計画的に行います。

情報化や国際化などの社会の変化に対応した教育の推進。

国際化に向けて、国際理解教育や外国語活動教育を進め、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度の育成を図り、社会の変化に主体的に対応できる能力の素地を養うことが大切です。

学校におけるコンピューターや電子黒板のなど、教育情報機器の活用を推進します。

引き続き、外国語指導助手の活用を行います。

地域とともに歩む教育の推進。

これからの学校経営は、地域の教育力を積極的に活用しながら外部評価を学校改善に生かし、保護者や地域住民の意向が学校の経営に生かされるよう、信頼や協力関係を築き、「地域とともに歩む学校づくり」を推進することが重要であります。

特に、事件・事故は「いつでもどこでも起こり得る」との認識のもとに、家庭・学校・地域の連携・協力により、子供たちの安全対策を進めてまいります。あわせて、福祉バスの事故を教訓とした「生命（いのち）を大切にする日」については、改めて生命の大切さ、とうとさを考える日として取り組んでまいります。

本町の教育行政の充実をより一層図るため、引き続き教育専門員を配置し、教育全般の振興と課題解決に努めてまいります。

上士幌町小中高連携教育推進会議の活動は、授業交流・部活動交流・生徒指導交流の3つの専門部の事業のほかに、学力向上対策事業を加え、現場教職員の参加・協力のもとに実践・改善が行われるなど、小・中・高の連携活動が浸透してきておりますので、引き続き活動の充実を図ってまいります。

学校施設の整備等。

学校施設は、適正な維持管理に努めるとともに、各施設の状況を把握し、計画的な改修・修繕を行ってまいります。

学校施設の安全性は喫緊の課題であり、上士幌小学校の改修調査などを進めます。

また、老朽化し危険を伴う遊具は計画的に更新を進めます。

教職員の調査集計事務、児童生徒情報の共有や事務負担軽減を図るため、学校校務支

援システムを導入します。

学校給食センターは、引き続き衛生管理、施設管理、食材の安全管理に努めてまいります。

また、賄い材料は、国内食材を中心とし、食品の安全として厚生労働省が定めた食品の中の放射性物質に係る基準値を採用することとしています。

地産地消、地域で生産される食材等も念頭においた献立の研究などを行い、安全・安心で低廉なおいしい給食の提供ができるよう努めてまいります。

給食指導、「給食だより」の発行及び町のブログによる情報の提供を行ってまいります。

小学校再編の推進。

小学校の再編への取り組みについては、見直しを行った上士幌町小学校の適正配置計画に基づきますが、再編の対象となる学校の保護者や地域の方々とのこれまでの協議経過を十分踏まえて、教育活動や施設・設備・通学体制、放課後対策などの改善・充実を図り、児童・保護者・地域の方々が理解できる環境づくりに努めてまいります。

一方、跡地利用については、企画財政課を窓口として町の政策として敏速に進めることとしています。

今後も引き続き、地域の方々との議論を深め、ご理解・ご協力を得られるよう取り組みながら、計画を推し進めてまいります。

第6 高等学校の充実。

北海道上士幌高等学校は、地元中学校卒業生の減少や進路志向の多様化に伴い、2間口の確保が非常に困難な状況が続いております。

今年度は上士幌高等学校振興会、上士幌高等学校、町が一体となり、生徒募集対策を行い、昨年に引き続き、近年にない生徒の確保が見込まれます。上士幌高等学校の魅力の発信や振興策、今後の学校のあり方等について検討を進めてまいります。

以上、平成 24 年度の教育行政の推進方針と主要な施策について申し上げます。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

ここで 15 分間休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時52分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時03分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第13、議案第6号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石王町民課長。

○石王良郎町民課長 ただいま上程されました議案第6号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は3,201ページからでございます。

お手元の議案第6号関係、上士幌町税条例の一部を改正する条例の内容をごらんください。

2ページ目以降につきましては、新旧対照表をつけておりますが、提案説明につきましては、概要を記載した1ページ目の資料に基づいてご説明いたします。

今回の改正の趣旨でございますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）などが昨年12月にそれぞれ公布されたことに伴いまして、上士幌町税条例の一部を改正しようとするものであります。

2、改正の概要でございますが、（1）町たばこ税の改正です。町税条例第9条及び附則第16条の2を改正いたします。

平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこにかかる税率~~80~~本につき現行4,618円を5,262円に、旧3級品の製造たばこは、現行190円を2,495円に引き上げるものであり、平成25年4月1日より施行いたします。

なお、当たばこ税が減税される金額が町たばこ税で増税されるため、たばこの販売価格に影響はありません。

（2）個人町民税の改正であります。

①附則第9条を削除するものであり、内容につきましては、退職所得に係る町民税の

10 %を控除する措置を廃止するものです。

平成 25 年1月1日より施行いたします。

②附則第22 条の一部改正です。内容は、東日本大震災において住宅などの資産に被害をこうむった際の雑損控除額等の特例につきまして、単年度で控除し切れなかった分の翌年度以降に繰り越し控除をする場合の確定申告書提出期限の要件を緩和するものでございます。

③附則第25 条を追加するものです。内容は、平成~~26~~ 年度から平成35 年度までの個人町民税に限り、均等割の税率（現行000 円）につきまして、500 円を追加した額とするものでございます。平成3 年度から平成27 年度までの間に実施をする、緊急に地方公共団体が実施する防災のために要する費用の財源確保のため、臨時措置として定めたものでございます。

この今説明しました②と③につきましては、公布の日から施行するものであります。そのほかにつきましては、法改正に伴いまして、字句を整理するものでございます。

以上、議案第 6 号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 6 号について質疑を行います。質疑ありますか。

8 番、山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 議案第 6 号関係の説明資料で質問したいと思っておりますが国の地方税法が変わった理由の中に、経済社会の構造の変化に対応した税制ということが書かれているんですが、その中身がいまいち詳しくなくて、どういうことなのかなと考えると、多分東日本大震災が起こったことにより、税収といろいろ財源確保のために税金を上げるというのが主な内容なのかなというふうに今考えております。

それで、その中で住民税の年間000 円から3,500 円と上がると。それから当然道民税も上がりますので、合わせれば000 円から5,000 円ですか、1,000 円アップになるというふうに私は把握しています。その点について確認したいのと、税制でぜひ上げなければいけない理由等について、町としてはどう考えているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 石王町民課長。

○石王良郎町民課長 ただいまの質問にお答えいたしたいと思えます。

今おっしゃいましたように、町民税については現行000 円が500 アップの3,500 円、道民税につきましては、現行均等割000 円が500 円アップの1,500 円となりますので

道町民税合わせて考えますと4,000円から5,000円に均等割が1,000円アップするということになります。

それと、地方税法の改正ということで、国のほうで改正をしたわけではありますが、東日本大震災の部分の中で、今後各自治体、国含めていろいろな防災体制の見直しであるとか、防災計画の見直しとか、いろいろな部分の取り組みを緊急に行わなければならないと、そういうような背景が大きく今回の改正にかかわっているものでありまして、基本的には地方税法の改正に伴って、町の条例についてはそれに従って改正をしていくものということで、これまでも実施をしておりますし、今回につきましても、そのとおり実施をさせていただきたいと、そういうことで考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「はい」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありますので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 議案第6号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論いたします。

東日本大震災に関して、防災のために必要な財源確保を名目として今回の税金を上げるものです。しかし、一方では大企業向けの法人税は引き下げられております。実効税率を、3年間でいいますと実質2%引き下げ、それ以後は5%下げる内容になっています。全体でいえば、所得税と住民税の引き上げで年間8兆円の国民負担となっています。そして、大企業の法人税実質減税は年間1兆円、差し引きますと、大企業向けの減税が2兆円引き下げられております。

このような中で町民の負担がふえるため、2点に対して反対いたします。

1点目は、退職所得にかかる町民税10%控除を廃止する。2点目、個人町民税の均等割を年額3,000円から3,500円とする。道民税と合わせますと4,000円から5,000円と、1,000円もふえることになります。

以上の理由で反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ほかに討論がありませんので、これをもって議案第6号に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉山幸昭議長) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第14、議案第7号上士幌子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第8号上士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

柚原保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 ただいま上程されました議案第7号上士幌町子ども医療助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号上士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括してその提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、子ども医療費助成は251ページ、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成は4,851ページでございますので、ご参照ください。

主な内容であります。現行、北海道が措置する施設などに入所している者はこの医療費の対象者から除外されておりましたが、例外として、知的障害児通園施設に通所している者は助成対象としておりました。今般、児童福祉法の一部改正によりまして、従来北海道が措置しておりました障害児通所に関して、本年4月1日から法の改正がございまして、市町村の措置することになることから、この文言を削除するものであります。

次に、別紙、第7号関係の新旧対照表をご説明申し上げます。

第3条第2号中、「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を削除するものであります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第8号関係の新旧対照表をご説明申し上げます。

第3条第1項第2号中、「(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を削除するものであります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第7号上土幌町子ども医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第8号上土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより2案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって2案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第7号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第16、議案第9号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

柚原保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 ただいま上程されました議案第9号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は4,335ページをご参照願います。

三愛介護サービス事業につきましては、第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しとあわせまして、上士幌町三愛計画策定委員会でご審議いただき、本年2月3日に、策定委員長から町長に答申をいただいたところであります。

三愛介護サービス事業は、介護保険制度の上で介護認定に至らない場合や認定になっても上乗せでサービスが必要な高齢者等や、介護保険にないサービス事業を実施することで、援護を必要とする方々に総合的な保健福祉の向上に資することを目的に、町単独事業として実施しているものであります。

今回改正の主な理由は、平成4年度介護報酬単位の改定に伴うもので、事業単価及び利用者負担などの改正を行うものであります。

別紙、議案第9号関係新旧対照表によりご説明申し上げます。

別表第3条関係の各事業の改正点であります。下線を引いてありますが、ショートステイ事業は、今回改定となりました介護報酬単位数の要支援1を適用し、事業単価は5,140円から4,990円に、利用者負担額を2,210円を2,190円に改正するものであります。

次に、ホームヘルプ事業につきましては、介護報酬単位数が改定され、事業単価を780円に改正しますが、利用者負担額を80円の1割ということで78円となりますが、10円未満切り捨てのため、従来どおりの70円に変更はございません。

なお、このホームヘルプサービス事業は、従来要介護認定者のみを対象としておりましたが、今回要支援者も対象とするよう拡大いたします。

給食サービス事業、入浴サービス事業、通院サービス事業の事業単価及び利用負担額の改正はございませんので、従来どおりであります。

なお、通院サービスについては、町内医療機関通院は糠平以北としておりましたが、今回対象地域を市街地行政区以外に拡大することで考えております。

附則としまして、この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 9 号上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 9 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 9 号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 17、議案第 10 号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

柚原保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 ただいま上程されました議案第 0 号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は 5,461 ページをご参照願います。

介護保険制度は 3 年ごとに見直しを行い、計画を策定し、各種サービスを提供することとなっております。平成 4 年度から平成 26 年度の 3 年間を整備期間とする第 5 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たりましては、上士幌町三愛計画策定委員会に諮問し、ご審議いただき、本年 2 月 3 日に策定委員長から町長に答申をいただいているところであります。

第5期計画は、介護保険給付の動向や保健福祉施策の推進状況等を踏まえ、第4期計画の基本理念を継承し、町の総合計画などと整合性を図りながら、高齢者の保健、医療福祉、介護の総合的なサービス提供体制の整備、充実を図るものであります。この後期計画で、介護老人福祉施設への入所待機者の増加や高齢化とともに認知症を誘因とする介護認定者が増加するものと見込まれ、地域密着型特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護の体制整備も計画に盛り込まさせていただきました。

保険料額の改定は、第5期計画の介護保険サービスの事業見込み量に基づいて、給付と負担という観点から改定を行うものであります。別紙、議案第号関係2の所得段階別の基準額に対する割合と、年間保険料の考え方からご説明申し上げます。

第5期期間中、平成4年度から26年度の介護保険料の考え方ですが、第1点目ではありますが、介護報酬改定や地域密着型福祉施設の整備等に伴い、保険料が上昇することから、低所得者層の負担軽減を図るため、現行7段階8区分を7段階9区分にするものであります。第3段階に1区分をふやし、住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の者の軽減を図るものであります。

さらに、第4段階は、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の者ではありますが、この段階にもう1区分ふやし、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人の軽減を図るものであります。この段階につきましては第4期でも特例として規定して負担軽減を行っており、第5期も継続して負担軽減を行うものであります。

第6段階及び第7段階は、国が定める所得段階別保険料の基準所得金額を20万円から190万円に変更するものであります。

2点目は、町の介護保険準備基金より4,000万円を繰り入れるのと、北海道で積み立てている介護保険財政安定化基金から36万9,470円の交付を受け、保険料を軽減するものであります。

以上の対策を講じまして、いわゆる標準月額第4段階の上記以外のもので、色がついていると思いますが、年額4万7,100円、月額で3,927円とするものであります。

次に、議案第10号関係資料1の新旧対照表についてご説明申し上げます。

第2条は、保険料率の適用年度を平成24年度から平成26年度に改正し、第1号被保険者の所得段階別保険料の規定を多段階方式の7段階9区分とするため、介護保険法施行令第39条の条文を適用し、保険料をそれぞれ各号に規定するもので、額に改正するものであります。

ここでは7段階でありますが、附則で特例として2区分、後ほどご説明申し上げます。

附則第1条では、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

附則第2条では、経過措置としまして、改正後の上土幌町介護保険条例第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると規定しております。

附則第3条及び第4条は、3年間の保険料の特例を設けているものであります。

附則第3条では、先ほど説明しました所得段階第3段階に新たに設けました区分で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円を超えて120万円以下の者は、特例として年額3万100円と規定するものであります。

附則第4条では、これも先ほどご説明しました所得段階第4段階に設けました区分で第4期から継続するものですが、附則で規定しなければならないため、今回前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下の者は、特例として4万300円と規定するものであります。

以上、上土幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 今回の介護保険につきましては、保険料、基準額03円アップということで、ちょっと町民負担がふえるなと思っております。それで、介護保険は利用すればするほど、サービスがふえればふえるほど保険料にはね返りますので、料金が上がっていく仕組みですので、本当に大変かなと思ってます。その点について、今回は道のほうの基金と町の基金を崩しまして503円で抑えたというんだらうと思うんですが、基金との関係でいえば、まだ基金は残高23年度末はなかなかわからないと言われてるものですからわからないんですが、あ、200万円ここで入れたら据え置きできたのではないかというふうに私は思っています。

それで、確かに次年度の計画、その先の計画といたらもうきりがありませんけれども、とりあえずこの5期計画の中では、その基金は皆さんから預かったお金、当然本来なら返すべきお金だと思うんです。その点、基金をもっと活用しながら据え置きできなかったのかについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 柚原保健福祉課長。

○**柚原幸二保健福祉課長** ただいまの山本議員のご質問でございますが、毎回このようなご論議させていただいているわけなんですけれども、基金に関しましては、議員おっしゃるとおりそのような考えもございますし、また、この計画期間中に給付等の増加があった場合に、そういった基金からも対応しなければならないということもございますしまた、ある程度長期的な運営も行わなければならないということでございます。

先ほど地域密着型の特養だとか、小規模多機能の施設を今回第3期で計画しているというお話をさせていただいたんですけれども、**施設**のほうは26年度末に完成して、保険料見合いの反映は、その末の何か月分ということで上程させていただいております実際に運営されるのが27年4月以降、また大幅に利用者がふえるということも想定されますので、そういった分を我々事務方としても理事者と協議しながら、将来上がる見込みがあるので、そういった部分も含めて今回準備基金をある程度残させていただいたという状況でありますし、平成3年度はまだ具体的に基金残高が出ていないんですけれども、22年度で約8,517万円ぐらいあったんですけれども、23年度は8,000万円を切るような勢いがございますので、あと1,000万円といってもなかなか厳しい状況でございますので、そういった辺についてはご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○**議長（杉山幸昭議長）** 8番、山本和子議員。

○**8番（山本和子議員）** 基金の関係、ちょっと私、過去の決算データで22年度末は7,500万円ではないかと思う。8,500万円というのは21年度末ではないかと思うんですが。

（「繰り越し」の声）

○**8番（山本和子議員）** そうしたら実際は、8,500万円ほどあると。私が思っているより多かったということで、確認させていただきました。

○**議長（杉山幸昭議長）** ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○**議長（杉山幸昭議長）** これをもって議案第10号に対する質疑を終結いたします。

議案第10号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「はい」の声）

○**議長（杉山幸昭議長）** 討論がありますので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○**8番（山本和子議員）** 議案第10号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例につ

いて反対討論いたします。

介護保険料の引き上げであり、反対いたします。

介護保険制度はサービスが充実すればするほど料金にはね返り、また、サービスを利用しない人には大きな額の掛け捨て保険のような矛盾だらけの内容です。今回は全国的にも5,000円以上になることが予想されましたが、国は引き上げを抑えるために道の安定化基金や町の準備基金を活用するように指導しています。その結果、道では各市町村が預けている財政安定化基金45億円のうち99億円崩し、各自治体に配分しています。上士幌町にも約536万円来ています。

また、町の基金ですが、平成22年度、先ほど聞きましたら約500万円ほど残っていると。今回の改正に当たり4,000万円崩しております。それでも基準額では今の3,424円から503円上がり、3,927円になります。本来なら引き下げと言いたいところですが、せめて基金からあと、000万円繰り入れれば据え置きできるのではないかと判断いたします。

今後、平成27年度以降の第6期には、さらに先ほど言いましたようなところのサービス等もふえてきますので、給付がふえると予想されますが、ある程度基金を残しておきたいというのわからないわけではありませんが、年金が下がるのに後期高齢者保険料の値上げも決まりました。介護保険料がどんどん上がるなど、本当に大変です。一般会計からの繰り入れも今後検討すべきかと思っています。何よりも国の負担割合をふやすことが最重要課題であると考えています。今回、制度の矛盾がある中で、町の努力も一定評価はしますが、町民負担がさらにふえるために反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第 号に対する討論を終結いたします。

これより議案第 10 号の採決を行います。本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 18、議案第 11 号上士幌町児童デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 ただいま上程されました議案第 11 号上士幌町児童デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は 4,241 ページからをご参照ください。

障害児を対象とした施設体系は児童福祉法、事業は障害者自立支援法に基づき事業を実施してまいりましたが、このたび、根拠規定を児童福祉法に一元化され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

現在実施をしている児童デイサービスは、就学前児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供する児童発達支援と、学校に通学する障害児に対し、放課後や夏休みの休暇中において、生活の能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供する放課後等デイサービスに移行し、さらに保育所等を利用する障害児に対し、集団生活適応のための支援や施設のスタッフに対する支援を行う保育所等訪問支援が新設されたところでもあります。

法改正に伴う体制や事業実施については、今後 3 年間で整備をしていくこととなりますが、改正法が本年 4 月 1 日から施行されるため、本条例の改正を行うものであります。

改正の内容であります。別紙、議案第 11 号関係、新旧対照表をごらんください。下線部分が今回改正をするところであります。

題名の「児童デイサービス事業所」を「障害児通所支援事業所」と改正するものです。

第 1 条「児童デイサービス事業所（以下「児童デイサービス事業所」という。）」を「障害児通所支援事業所（以下「通所支援事業所」という。）」に改正するものです。

第 2 条「児童デイサービス事業所」を「通所支援事業所」に改正し、表中の名称「児童デイサービス事業所」を「障害児通所支援事業所」に改正するものです。

第 3 条「児童デイサービス事業所」を「通所支援事業所」に改正し、実施する事業として、第 1 号を児童発達支援、第 2 号を放課後等デイサービス、第 3 号を保育所等訪問

支援とし、第3号及び第4号をそれぞれ第4号、第5号と改正するものです。

第4条「児童デイサービス」を「前条に規定する事業」と改正するものです。

第5条「児童デイサービス事業所」を「通所支援事業所」に改正し、「利用定員は、」の次に「第3条第1号及び第2号それぞれ」を加えるものです。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、議案第11号上士幌町児童デイサービス事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 11 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第19、議案第12号上士幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま上程されました議案第2号上士幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は6,251ページをご参照願います。

今回の改正につきましては、地方分権改革推進計画に基づく分権一括法の制定によりまして、公営住宅法及び公営住宅法施行令が改正されたことに伴いまして、入居者資格

の一部要件を各自治体が条例で規定することとされたことから、条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容でございますが、お手元の議案第 号関係、上士幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

第 5 条につきましては、入居者の資格についての規定であります。これまで老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして、公営住宅法施行令第 6 条第 1 項で定めるものとしていましたが、施行令第 6 条から「特に居住の安定を図る必要があるもの」の要件が削除されたことから、上士幌町営住宅管理条例施行規則に入居者の資格を加え、条例の「第 6 条第 1 項」を「規則」に改正します。

第 5 条第 2 号につきましては、入居者及び同居しようとする親族の収入の限度額についての規定であります。施行令第 6 条第 4 項で定められていた「特に居住の安定を図る必要があるもの」の要件を同じく「規則」に加え、入居金額について施行令第 6 条の上限を超えない金額を各自治体が条例で定めるものであります。

具体的には、アの「令第 6 条第 4 項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に改正し、「令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」を「1 万 4,000 円」に改正します。

次に、イの「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「1 万 4,000 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、15 万 8,000 円）」に改正します。

次に、ウの「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「5 万 8,000 円」に改正します。

次に、改正条例の施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行することといたします。

以上、議案第 12 号上士幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

8 番、山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 要件の緩和になったんだと思うんですが、上限の規則の金額なんですが、第 1 号に規定する金額といっても法案がわかりませんので、これによって入居が狭められるとか、そういうことはないのか確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 今回の金額につきましては、これまで政令に定められていました金額と同じ金額で条例に制定しておりますので、変わらないということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 12 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 12 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 20、議案第 13 号上士幌町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま上程されました議案第 13 号上士幌町公園条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は 6,401 ページをご参照願います。

配付させていただきました議案第 13 号関係、上士幌町公園条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

このたびの改正につきましては、交通公園に交流施設が設置されましたことから、別表第 1、交通公園の主な施設の名称に交流施設を加えるものであります。

次に、改正条例の施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行することといたします。

以上、議案第 13 号上士幌町公園条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 13 号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号及び議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 21、議案第 14 号上士幌町水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 2、議案第 15 号上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま一括上程されました議案第 号上士幌町水道設置条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第 号上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は 6,461 ページ及び 6,463 ページをご参照願います。

このたびの条例の一部改正につきましては、上士幌町簡易水道事業の認可変更を行うことに伴いまして、関係条例の改正を行うものであります。

認可変更の内容につきましては、東部給水区域並びに上士幌給水区域内に井戸を掘削したことから、水源を追加する変更及び給水区域を一部拡大したことから、給水量が変更したことに伴う変更並びに厚生労働省の容量の改正に伴い、同一行政区域内において複数の簡易水道事業を運営している地方公共団体は、平成年度までに水道事業を統合することとされていることから、上士幌地区簡易水道事業と糠平地区簡易水道事業を

統合するため、あわせて認可の変更を行うものであります。

なお、認可変更につきましては、今月中に変更認可申請書を北海道に提出し、近日中に認可される予定であります。

主な改正内容ですが、配付させていただきました議案第号関係、上士幌町水道設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

第2条第1号上士幌地区簡易水道事業アの給水区域の「上士幌町字勢多の一部を除く区域」の次に「上士幌町字ぬかびら源泉郷の一部を除く区域」を加えます。

次に、給水量「4,290立方メートル」を「4,500立方メートル」に改めます。

次に、第2条第2号を削除します。

次に、改正条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することといたします。

なお、給水人口及び給水量につきましては、将来予測を行いまして、北海道との協議を終えております。

続きまして、お手元の議案第5号関係、上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

第2条給水区域の規定ですが、第2号「糠平地区簡易水道ぬかびら源泉郷地区」を削除します。

次に、改正条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第14号上士幌町水道設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。

どうぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより2案について一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって2案に対する質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第14号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 23、議案第 16 号上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま上程されました議案第 6 号上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は 6,583 ページをご参照願います。

このたびの条例の一部改正につきましては、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定される特定事業所からの排水基準の一部が改正されたことに伴う改正及びその他の排水基準を定める条文について、現行の標準条例等を参考に文言等の整理を行うため改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、お手元の議案第 号関係、上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

第 9 条中「排除するときは」を明確に対象者を限定できるよう、「排除して公共下水道を使用する者は」に改めます。

次に、第 9 条第 1 項に定める基準に適合しない下水については、一般的な家庭や小規

模な事業所からの水量であれば下水処理施設で処理できることや、施設への影響が非常に少ないことから、この規制が一般家庭などに対し行き過ぎた義務とならないよう、第2項に「前項の規定は一日当たりの平均的な下水の量が立方メートル未満であるものには適用しない」を加えます。

次に、第10条につきましては、特定事業所から処理場で処理できなくなるような水質の下水を流すことを禁止する条項であります。第1項中第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号に「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量1リットルにつき380ミリグラム未満」を加えます。

また、改正前の第5号及び第6号につきましては、放流先の音更川に規制がかかっていないことから、削除いたします。

次ページの第10条第2項につきましては、前項の改正に伴いまして、関係条文及び文言の整理を行うものであります。

次に、第11条につきましては、特定事業所以外の工場などから排水される水質を規制するものですが、このたびの下水道法施行令の改正に伴いまして、別表第2中 15番、1, 1-ジクロロエチレンの適合基準が1リットルにつき1ミリグラムに緩和されるものであります。本来であれば、この基準のみ改正すべきところですが、別表第2に記載されています物質名及び適合基準につきましては、下水道法施行令第9条の4第1項に規定されていることから、このたびの改正におきまして、別表第2を削除し11条第1項の「別表第2」を「次」に改め、第9条第1項第1号に下水道法施行令第9条の4に係る規定を加えるものであります。

また、別表2中、下水道管理者が下水道処理施設の処理能力等を勘案して、みずからの条例において定めなければならない項目とされています物質について、第2号から第8号を加えます。

次に、第11条第2項につきましては、「別表2に掲げる」を「前項に掲げる」に改め、第9条第2項と同様、一般家庭などに対し行き過ぎた義務とならないよう、「一日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には」を加えます。

次に、新旧対照表7ページのとおり、別表第2の削除に伴いまして、別表第3を別表第2に改めます。

次に、改正条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたします。

以上、議案第16号上土幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

9 番、山本裕吾議員。

○9 番（山本裕吾議員） ただいまの建設課長の説明、この新たな法整備によって、このような新しい改正後の条例になるということは承知しました。

この際、下水道関係のことなのでちょっとお伺いしておきたいと思いますが、あらゆる物質の今の説明は、我が国の法律に基づいて、あるいは環境省、あるいは先ほど申されたように、音更川に最終的には汚泥なんかを処理して流すということになっているんですけども、基本的にはやはり我が町も環境に則した面を多大に、大きく声を大にして叫んでやっているわけですから、私もこの下水道が始まる時にあちこち視察に行っ
て見てきたんですけども、いろいろなものが固形物やら流れてくるんです。これは最初の基本状況として、町民にモラルの状況を強く訴えることしかないんだと。それと同時に、処理のあり方がどんなふうになっているかというこの啓蒙啓発運動も引き続きやったほうがいいと思うんです。

こういう科学的な物質だとか、こういうものは、私も十分冒頭に申し上げたように承知しているんですが、こういうようなモラルの問題だとか、あるいはどういう形で処理されて下水道がなされているかということの啓蒙啓発運動は、今回、この条例を整備するに当たって、関連ということでございますけれども、この辺のところをお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいまの質問でございますけれども、ことしの広報 2 月号の配布に合わせまして、実はチラシを配布させていただいております。昨年からどうも処理場のほうにガソリン系の揮発性のものが流れてきているということで、下水の処理場は微生物によって分解していくということで、そういうガソリン等は非常に悪い影響があるということで、そのことも含めまして、それからまた、過去には洗剤の容器ですとか、いろいろなものが流れてきているというのがありますので、そういう使い方を含めてチラシを配布させていただいております。

また、町のホームページのほうにも随時掲載して、そういう啓蒙をしていきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 9 番、山本裕吾議員。

○9 番（山本裕吾議員） 今の課長のご答弁で、チラシ等でやるということですけどもこの下水の設備、我が町の施設のそういうものを見学会みたいなものも含めて、オキシ

デーシオンディッチを使って、微生物を使って処理しているんだということをわかってもらったほうがいいんです。そのほうが一番早いと思うんです。それから、これはやはり人間のモラルの問題ですから、長く継続的に安価に活用していくという部分では、啓蒙啓発運動は重要なことだと私は思っているんです。だから、チラシだとか、広報だとかということよりも、そういう機会をつくって、こういうことで町の行政、あるいは施設は運営されているんだと。そのぐらいのことをご努力されたほうが、我が町は生涯学習の町でございますので、その辺のところも建設課のほうですけれども、いろいろ関係課とご協議いただきながら、そういうこともされたらどうかと。

他町村では、私も十数年、ここにおられる教育委員長と一緒に愛知県のほうにも参りましたけれども、我が町を見る、我が町を理解するというそういうツアーもやっていたので、その辺のことも含めて、今後ご検討いただければと思いますけれども、ちょっと関連で長くなって申しわけないですけれども、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 下水道処理場の見学ということでは、毎年小学3、4年生あたりを対象に取り組んできております。今回は町民向けということでもありますので、庁内の関係課とも連携をとりながら、そういう見学会についても検討していきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第16号に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第24、議案第17号上士幌町排水設備等改造資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま上程されました議案第7号上士幌町排水設備等改造資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は6,621ページをご参照願います。

このたびの条例の一部改正につきましては、既設家屋に新たに排水設備を設置する者に対し、その改造に要する資金を貸し付ける際の条件を普及促進を図るために緩和するものであります。下水道の整備につきましては、平成年度を最後に、新たな供用開始区域がなく、最後の供用開始区域につきましても、平成年度で5年が経過します。現在、貸付条例において改造資金の貸し付け条件につきましては、供用開始から5年間は無利子となっておりますが、工事の日から5年を超えて貸し付け申請のあったものの貸付金については、年3%の利息を付するものとする規定されております。しかし、今現在既設家屋で下水道に接続されていない家屋が空き家を含め約戸程度あることから、今後も普及促進を図っていく必要があるため、5年を超えた場合でも無利子で改造資金が利用できるよう条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、お手元の議案第 号関係、上士幌町排水設備等改造資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

第4条第1項第1号のただし書きを削除し、「貸付金は無利子とする」に改正します。

次に、改正条例の施行期日につきましては、平成 年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第17号上士幌町排水設備等改造資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第17号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

ここで 15 分間休憩といたします。再開は 5 分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 3 時 08 分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 21 分）

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 25、議案第 18 号上士幌町ひがし大雪博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

綿貫教育次長。

○綿貫光義教育委員会教育次長 ただいま上程されました議案第 8 号上士幌町ひがし大雪博物館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集については 7,921 ページですので、ご参照願います。

初めに、提案理由ですが、国において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成 24 年 8 月 30 日に公布され平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。これに伴い、博物館法の一部が改正されたところです。この博物館法の改正では、博物館協議会の委員の委嘱の基準について定めている第 21 条が削除され、博物館協議会を設置している各自治体が条例の中で基準を定めることとなりました。その具体的な基準については、博物館法施行規則で定められた博物館協議会の委員の委嘱、任命の基準を参酌することとなったことから今回上士幌町ひがし大雪博物館条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容ですが、議案第 8 号関係、上士幌町ひがし大雪博物館条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

旧条例の第4条の次に、（委嘱の基準）として、「第5条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」の1条を加えます。

次に、旧条例の第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第6条とし、6条から第11条までを1条ずつ繰り下げいたします。

なお、附則として、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、上士幌町ひがし大雪博物館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第18号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第26、議案第19号上士幌町へき地保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 ただいま上程されました議案第9号上士幌町へき地保育所条例を廃止する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は4,201ページからをご参照ください。

へき地保育所につきましては、現在萩ヶ岡保育所の1カ所となっておりますが、児童

数の減少に伴い、昭和63年4月からは糠平保育所が私立保育所として運営を開始いたしました。その後、平成6年4月からは北門、北居辺両保育所が私立保育所として運営が開始されたところであり、萩ヶ岡保育所につきましては、平成14年度以降、入所児童数が6人という状況になり、今後も増加が見込めないことから、私立化に向けた協議を地域と進めてまいりましたが、平成20年、昨年5月の地域懇談会においてご理解をいただき、平成24年度から私立保育所としての運営が決定されました。このことにより、平成23年度末をもちまして、へき地保育所がなくなることから、上士幌町へき地保育所条例を廃止するものです。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、議案第19号上士幌町へき地保育所条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この条例につきましては、特別私何も言うことはないんですけども、今説明されましたように、萩ヶ岡へき地保育所が私立保育所に変更すると。あわせて、それぞれ各地域が私設保育所になったということでもありますけれども、これはまさしく園児の減少という状況の中でこういうことになってきたのかなど。やはり私設保育所となると、かなり父兄、保護者の人たちも苦労しているようなので、学校関係との連動というのを結びつけたくはないんですけども、町でできる限り、私設になっても支援対策だとか、その方向性には努力してもらいたいと、こういう要望です。

返答は要りません。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 私設保育所になりましたら、今度は要綱で人件費等の補助はあるかと。ですから、従来どおりの保育はしてもらえんと思ってるんですが、ただ、保育所の先生については、今、町の職員が行っていると思うんです。それが即私設と言われても、やはり指導員の確保が大事だと思うんです。その点についてどんなふうに援助していくのか。今、町のパートさんとか行っている方がそうなるのか。そうすると身分の関係でどうなっているか。その辺の協力についてどのようにするのか質問いたします。

それは確かにほかもすべてそうですので、それも含めて答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 山口保育課長。

○山口準二郎保育課長 保育士につきましては、地域で確保していただくというのが原則になるわけですが、現状の北居辺にしてもそうですけれども、たまたま臨時としていた方がそのままその保育士として採用されるというような状況で、もともと地域にいますので、知った方がいるということで、地域も安心して子供を預けることができるというふうな状況になっています。

萩ヶ岡保育所につきましても、同じような状況で保育士の確保をしております。当然人数が少なくても1人で見るとということにはなりませんので、パートさん含めて、そういった部分についても、町のほうとして地域と協議しながら確保を進めてきているところです。当然退職等が出てくることもありますけれども、その後の確保についても地域と協議しながら町としても支援体制を整えていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第19号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第27、議案第20号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第20号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

このたび、本町が構成団体となっている北海道市町村総合事務組合の構成団体に変更を生じることとなったため、地方自治法第6条第1項の規定により、組合規約の変更が必要になることから、組合規約の変更に関して議会の議決を求めるものであります。

具体的な改正内容をご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合につきましては、市町村の非常勤職員の公務災害補償事務等を行っている一部事務組合でございます。本年4月より、上砂川町が砂川地区広域消防組合に加入することとなり、これに伴い、同町の消防関係に係る共同処理する事務は砂川地区広域消防組合が取り扱うこととなることから、規約変更をする必要が生じたものであります。

詳しい改正内容は、議案第0号関係、北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

別表第2の1から7の項から「、上砂川町」を削除するものであります。

なお、附則で、この規約は、総務大臣の許可の日から施行するものとするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第20号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第28、議案第21号上士幌町過疎地域自立促進市町村計

画の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

野中企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 ただいま上程されました議案第1号上士幌町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

上士幌町過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、町議会の議決を賜り、平成24年度から平成27年度までの6カ年の計画を策定してきたところであります。

計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項に基づき、事前に北海道知事との協議を終えた後、市町村議会の議決を得るものとされておりますので、変更内容を申し上げ、ご承認をお願いする次第であります。

変更内容であります。平成24年度に北海道総合行政情報ネットワーク機器の更新が全道一斉に実施される予定であり、本町においても、平成24年度当初予算に計上し整備する予定であります。本整備事業は、過疎対策事業債の対象となることから、その活用を予定しています。過疎対策事業債を活用する際には、上士幌町過疎地域自立促進市町村計画に登載する必要があることから、変更を行うものであります。

議案の表をごらんください。左側が変更前、右側が変更後であります。

具体的な変更は、右側の下線を引いた部分となりますが、北海道総合行政情報ネットワーク整備に関する事項を追加するものです。

以上、上士幌町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由と内容を申し上げますので、ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 21 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 3時38分)

○議長（杉山幸昭議長） 再開をいたします。

(午後 3時38分)

◎議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 29、議案第 22 号町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま上程されました議案第 2 号町道路線の認定及び変更について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

配付させていただきました議案第 2 号関係、町道認定路線図及び変更路線位置図をご参照ください。

新規認定路線 40 番につきましては、J A 上士幌町の麦乾燥施設等周辺施設の東側に道道上士幌音更線から町道上士幌 2 号間に道路が新設されたことから、路線の認定をするものであります。

内容ですが、番号、540、路線名、東 4 線仲通線、起点、字上士幌東 4 線 2 番地先、終点、字上士幌東 4 線 46 番地先、主な経過地、三栄、摘要、延長 6.4 メートルであります。

続きまして、変更路線 16 番につきましては、北海道による上音更地区道宮畑地帯総合整備事業により道路整備を行うため、一たん町道の認定を廃止する必要があったことから、終点を基線の交点から東 1 線の交点へ路線を変更し、区間の短縮したものを今回道路が完成したことに伴いまして、終点をもとに戻すものであります。

内容ですが、番号、516、路線名、知国 43 号、新旧別、旧起点、字上音更東 3 線 258 番地先、新起点、字上音更東 3 線 8 番地先、旧終点、字上音更東 1 線 7 番地先、新終点字上音更基線 57 番地先、主な経過地、旧、上音更、新、上音更・暁、摘要、旧延長 964.5 メートル、新延長、522.7 メートル。変更による延長増 58.2 メートルになります。

以上、道路法第8条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、路線を認定及び変更したいので、同法第8条第2項及び第9条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第22号町道路線の認定及び変更について、その提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 22 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 3 号から議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 30 、議案第 23 号平成 24 年度上士幌町一般会計予算
日程第 31 、議案第 24 号平成 24 年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、日程第
32 、議案第 25 号平成 24 年度上士幌町水道事業特別会計予算、日程第 33 、議案第
26 号平成 24 年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 34 、議案第 27 号
平成 24 年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算、日程第 35 、議案第 28 号平成
24 年度上士幌町介護保険特別会計予算、以上 6 案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに理事者からの提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第 3 号から 28 号までの平成 24 年度一般会計並びに各特別会計予算の内容を申し上げます。

初めに、予算編成方針の要点でございます。

平成24年度は、「新たな協働でつくるかみしほろ」をまちづくりのスローガンに、5つの主要テーマによる公約の最終年に当たり、目標達成に向け着実な成果を上げていく重要な年であるとともに、第5期総合計画の新たなスタートの年でもございます。

本町の財政状況については、平成22年度決算においては、地方交付税の増額に加え国の緊急総合経済対策として編成した補正予算による臨時交付金などの収入もあり、当初予算において財源不足として予定していた基金繰り入れを大きく減額することができたところでございます。また、平成23年度の普通交付税は、前年比約0.45万円の増となるなど、一時期に比べ緩やかながらも回復の傾向にあるところでございます。

しかし、国の平成24年度概算要求では、地方交付税の財源となる所得税や法人税など、国税5税が大幅に増加することは期待できず、さらに東日本大震災に関する経費等については、普通交付税の減額につながるものではないとしておりますが、財源の確保ができない場合には、それが保障される状況ではないところでございます。また、本町においては、地方交付税に大きく依存せざるを得ない財政体質であることから、交付額縮小を見据えた財政運営が必要となってまいります。

歳出面におきましては、全般的に経費縮減を図る一方で、国の緊急経済対策による地域活性化交付金を受けたインフラ整備等の事業を実施するとともに、弱者対策や自立支援などのソフト事業を拡充してきております。これまでの経費縮減の効果もあり、財政状況を客観的にあらわす指標である健全化判断比率は、比較的健全な状況ではあるものの、歳出構造の硬直化は予断を許さない状況でございます。

また、第5期総合計画においては、大型事業を計上しているなど、実施財源を確保するための中長期にわたる慎重な財政運営が求められているところでございます。

このような中であって、元気まちを目指した施策を推進することが求められており、限られた財源を有効に活用したまちづくりが一層重要な課題となっているところでございます。このため、既存事業のあり方や財源確保など、いま一度見直す一方で、「新たな協働でつくるかみしほろ」をまちづくりのスローガンに、5つの主要テーマにかかわる施策を積極的に推進することを方針としたところでございます。

それでは、平成24年度各会計予算編成の概要についてご説明を申し上げます。

平成24年度の予算規模は、一般会計及び5特別会計の総額4億4,799万3,000円でございます。前年度当初予算と比較いたしますと、1.2億万3,000円、1.5%増の予算規模となっております。

一般会計につきましては、56億2,450万円、前年度対比で1億46万9,000円、

1.8%の増額でございます。

歳入のうち、町税につきましては、6億1,912万4,000円、前年度対比2,048万8,000円、3.4%の増額でございます。

地方交付税につきましては、26億8,513万6,000円、前年度対比3,283万5,000円、1.2%の減額でございます。

国庫支出金につきましては、1億3,144万3,000円、前年度対比7,996万1,000円、37.8%の減額、道支出金につきましては、1億651万1,000円、前年度対比、266万7,000円、6.7%の減額でございます。

繰入金につきましては、1億1,150万5,000円、前年度対比7,268万8,000円、187.3%の増額でございます。このうち、財政調整基金からの繰り入れ500万円でございます。

町債につきましては、8億1,437万7,000円、前年度対比2億414万9,000円、33.5%の増額でございます。このうち、臨時財政対策債は1億67万7,000円でございます。

歳出につきましては、基幹産業である農業の基盤整備を初めとする地域産業の活性化対策や乳幼児医療給付事業の制度を拡大した子ども医療費助成事業、定住促進と町内における住宅確保に向けた定住促進賃貸住宅建設費助成事業などを継続するほか、環境等に配慮した街路灯・防犯灯のLED化や、環境省ビジターセンターに連携する施設整備に関する経費等を新たに計上をいたしました。

国民健康保険特別会計につきましては、74億56万9,000円の予算規模で、前年度対比210万5,000円、0.3%の減額でございます。後期高齢者支援金などの経費を計上してございます。

水道事業特別会計につきましては、18億44万4,000円の予算規模で、前年度対比4,952万5,000円、21.3%の減額でございます。簡易水道施設改良に係る経費などを計上しております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3,344万円の予算規模で、前年度対比78万4,000円、7.4%の増額でございます。後期高齢者医療広域連合納付金が主な経費でございます。

公共下水道事業特別会計につきましては、3億29万6,000円の予算規模で、前年度対比9,171万1,000円、37.5%の増額でございます。下水道施設整備に係る経費などを計上してございます。

介護保険特別会計につきましては、47億74万4,000円の予算規模で、前年度対比

3,707万1,000円、7.3%の減額でございます。居宅介護及び施設介護サービス給付費などを計上してございます。

以上、平成24年度一般会計並びに5特別会計の予算編成内容を申し上げます。

詳細は、別途配付の当初予算資料のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。平成24年度各会計予算6案を一括して、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますので、各会計の予算案に対する質疑は大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は、予算審査特別委員会において行うようご協力願います。それでは、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 号から議案第28号までの平成24年度各会計予算案の6案は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに6案を一括して付託し審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第28号までの平成24年度各会計予算案の6案は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに6案を一括して付託し、審査することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選について

○議長（杉山幸昭議長） ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第3項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議会運用例第13条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

予算審査特別委員会の委員長に5番、渡部信一議員を、副委員長に2番、堂畑義雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員長に5番、渡部信一議員を、副委員長に2番、堂畑義雄議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に5番、渡部信一議員を、副委員長に2番、堂畑義雄議員を選任することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

あすからは休会とし、本会議の再開は3日(金曜日)午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 3時55分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 24 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 24 年 3 月 6 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 議	平成24年 3月16日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成24年 3月16日 午後 1時43分					議 長	杉 山 幸 昭		
応(不応)招議員並びに 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 一名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	2番 堂畑義雄 議員				10番 中島卓蔵 議員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河 村 義 憲			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	高 橋 智				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			ナイタイ高原牧場長	佐 藤 桂 二				
	会 計 管 理 者	石 王 良 郎			教育委員会教育長	江 波 戸 明				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	島 口 重 一				
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾			教育委員会教育次長	綿 貫 光 義				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	兼 子 義 雄				
	保 健 福 祉 課 長	柚 原 幸 二			農業委員会事務局長	芥 藤 明 宏				
	保 育 課 長	山 口 準 二 郎			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
	商 工 観 光 課 長	早 坂 清 光								

平成24年第1回上士幌町議会定例

議事日程(第2号)

平成24年3月16日(金曜日)

日程第1 一般質問

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、渡部信一議員。

- 議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会より、ご報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月7日午後1時分より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

- 議長（杉山幸昭議長） ここで暫時休憩といたします。

(午前10時01分)

- 議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時02分)

◎一般質問

- 議長（杉山幸昭議長） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、1番、伊東久子議員ほか3名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のこととしますので、省略いたします。

◇ 伊 東 久 子 議 員

- 議長（杉山幸昭議長） それでは、順次発言を許します。

1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 社会的弱者と言われる方々の安心、安全な福祉の充実を。

社会的弱者の福祉の手続が複雑であり、本人が福祉サービスの申請ができず、札幌では姉妹の孤独死、釧路では高齢者夫婦の餓死、また東京では障害を持った子供のお母さんが病死、4歳児が衰弱死、悲しい出来事が報道されました。福祉の窓口対応がスムーズに行われ、地域で見守ることができたなら防ぐことはできたと思います。

上士幌の状況を、4点について質問いたします。

1、新聞報道され、国や道、市町村でも実態調査されたと思いますが、上士幌は調査をしたのか、現状はどうであったか、お聞きします。

2、高齢者在宅介護で上記のようなケースは、上士幌では何件あるか、災害時の要援護者対策名簿の活用はされているか、お聞きします。

3、障がい者区分で身体、知的、精神と分かれると思いますが、上士幌町では精神障がい者に対し対応がおくれていると思いますが、担当課また保健師が訪問や相談を受け適切な説明をされているかどうか、お聞きします。

4、十勝の自殺者年間00名前後と報道され、町長も心の健康づくりを支援する取り組みを推進するとありますが、補助事業があるからではなく、当然やらなければならない事業だと思います。上士幌町心の健康づくりを支援する取り組みの内容をお聞きします。

○議長（杉山幸昭議長） ここで暫時休憩といたします。

(午前10時05分)

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前10時06分)

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 社会的弱者と言われる方々への安心、安全な福祉の充実を。

伊東議員の質問にお答えいたします。

1点目の本町での実態調査についてであります。障害のある方の世帯や高齢者だけで構成されている世帯など、見守りや支援が必要な世帯につきましては、各関係機関と連携を図りながら実態の把握を行っております。特に支援が必要な世帯については、民生委員児童委員などによる相談や町の保健師が定期訪問するなど、困り事の相談や適切なサービス提供に努めているところであります。

現在のところ、速やかに対応が必要な世帯はないと考えておりますが、今回の事件を

踏まえた訪問や支援活動等の強化について、改めて民生委員児童委員にもお願いし、町の保健福祉課や地域包括支援センターに情報提供をいただきながら関係機関とも連携し対応することとしております。

2点目のご質問であります。高齢者夫婦世帯等で餓死という状況は把握しておりませんが、脳疾患や心疾患により急逝した事例があり、いわゆる孤独死という状況はあったと認識しております。

現在介護認定を受けている方がいる高齢者夫婦世帯等は世帯、また、災害時要援護者は大半が独居高齢者で25世帯が登録されております。災害時要援護者登録台帳は地図情報を含めた管理システムの導入により、福祉・防災・消防・地域包括支援センターが情報を共有し、災害時支援だけでなく、救急・救命・訪問活動など幅広く活用を図っているところであります。しかし、要援護者の災害支援は行政だけでは難しい面もあるため、地域での自主防災組織等の立ち上げなども検討しながら、地域で支え合う要援護者の災害支援について調査研究していきたいと考えております。

また、登録者については、民生委員児童委員の協力のもと、日ごろから訪問や見守り活動により状況把握や必要に応じた支援を図っております。さらに、福祉、水道、公営住宅担当など行政だけでなく、町内の電気・ガス会社、新聞販売店、郵便局、行政区長その他の関係機関に対して、見守り体制の確保について協力を依頼しているところであります。町内でふだんと違った様子の世帯を発見した場合は、直ちに町に連絡していただくよう、お願いしているところであります。

今後も障害者や高齢者に限らず、福祉的支援が必要な方の早期発見、早期支援を図るため、地域全体で要援護者を支える体制づくりに努めてまいります。

次に、3点目のご質問であります。精神障害のある方への法律等に基づく公的サービスの種類は、身体や知的などの障害に比べると少ない状況にあります。精神障害の方に対する町の対応は、保健福祉課が窓口となり適宜相談を受けており、必要に応じて保健師が訪問するなどの支援を行っております。また、支援対応の難しいケースについては、専門家も交えたケース会議を開催するなど、医療機関や十勝障がい者相談支援センターなどの専門機関とも連携しながら、適切な支援対応に努めているところであります。

このほか、障害のある方のための地域活動支援センター、NPO法人サポートセンター白樺等につなぐ場合もあり、精神障害のある方の社会参加の機会や創作活動の場の提供などを行っております。障害福祉サービスは、制度内容が複雑なことから、サービスや支援内容についてわかりやすい説明を行い、サービスの利用促進に努めることが重要だと考えております。

今後も障害のある方が地域で安心して暮らせるように、福祉、保健、医療、教育、就労など幅広い分野の関係機関と連携しながら、相談体制の充実や個々に応じた支援、サービス提供に努めてまいります。

次に、4点目の心の健康づくり支援についてのご質問でございますが、心の健康づくりにつきましては、上士幌町健康増進計画の中で取り組みの方針が位置づけられております。これまでも心の健康講座の開催や相談場所の周知等は行っておりましたが、近年の自殺者の増加など深刻化する状況に対応するため、本町におきましても自殺予防対策に重点を置いた心の健康づくり対策を推進する必要があると考えております。

取り組みの内容といたしましては、現状把握や予防方法などの正しい知識の普及に向けたパンフレットの全戸配付や、健康教育、講演会の実施も予定しております。また、専門機関との連携のもと、保健師による心の相談日を設定し、身近な相談場所を整備するほか、自殺予防ゲートキーパー研修等の開催により、地域の見守り体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、伊東議員のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 再質問いたします。

第1点目につきましては、上士幌町におきましては各関係機関でスムーズな対応ができていくということで、とても安心をいたしました。

先日、札幌の障害のある方が、福祉の窓口で説明を受けてもわからないと話されておりました。何度足を運んでも書き方がわからなかったり書けなかったり、それで面倒な手続きをやめてしまったと。そんな方もいるようです。上士幌町においても、窓口対応はぜひその方が納得できるような、何度も足を運ばなくてもいいような、丁寧な手続きをしてあげていただきたいと思います。

2点目は、近年核家族がふえ、高齢者世帯が全国的にもふえています。孤独死、孤立死につきましてはどこの町村でもあると思うんですが、上士幌町はいち早く災害時要援護者の名簿があります。活用方法ももっと広く考えるべきだと思います。町長も言われるように、行政だけではできませんが、地域の協力が大切だと思っております。行政区または隣近所の日ごろの見守りがとても重要になってくると思います。でも、個人情報保護法がネックになり、福祉を必要とする方を助けることができないこともあります。本人の承諾をもらっておく方法もあるのではないかと思います。

実は、私も民生委員のときに高齢者の孤独死に遭遇いたしました。週に何回も見回りに行ったんですが、そのときは大丈夫だったんですが、次の朝ヘルパーから連絡を受け

物すごいショックでした。民生委員はほとんどの方がボランティアですので、こんな事件があると、とても責任を感じて引き受けてくれる人が少なくなるのかなという、そんな思いもあります。

行政区長会議等で、地域で町民の防災意識を高める指導も町として大切ではないかと思いますが、町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 少子高齢化が進んでおりますし、ますますこの先がそういう状況が深刻化していくということでもあります。年寄りがほとんど半分ぐらいになってしまうなんて時代も出てくるわけですから。

今回の総合計画、この4月から第5期が始まるわけでありましてけれども、さまざまな地域懇談会だとかあるいは団体の懇談会含めて福祉の関係で大きな課題の一つが、こういった独居老人だとか、あるいは高齢者2人の世帯の安心、安全をどう確保するのかということでもあります。これももう非常に大きな課題というふうに受けとめておりましてより安心できる体制をどうつくるかというのが、これは行政的にも喫緊の、緊急かつ大きな課題であるというふうに理解をしています。

そのためには、今まで民生委員さんだとか、あるいは最近でいうと女性の消防団についても、火災予防の折に安否のことも確かめてもらったりしております。それから、三愛介護の関係では、給食配送あるいは日常的には、この中でも先ほど述べさせていただきましたけれども、民間の郵政郵便局、あるいは新聞だとか、さまざまな方々に気配りをしていただいて情報提供をもらっておりますけれども、しかしどんなに頑張っても、それはおのずから限界があるということなんです。やっぱり夜の時間帯はどうしてもひとりになります。そこまで隣近所が四六時中見守りするということは、これまた限界がありますし、逆にそんなに監視されても困るということも出てくるだろうと思いますから、そういった意味ではひとり暮らしの人方だとか、あるいは高齢者世帯の心のケアも含めて、地域の人方をお願いする部分と、もう一つは機械、いわゆるITですね、情報等のそういったシステムに頼るところが出てくるだろうというふうに思っております。

今、緊急通信システム、通報システム使っておりますけれども、まだまだ普及が進んでおりませんし、それから内容もまだ十分だと、そこまでは行っていないところもございます。ただ、これらについては日進月歩進歩しておりますから、そういった意味では地域の人方で支える関係と、それからもう一つは、外からでも見守る体制と、そういう複合的な見守りの体制、それからそういった世帯の人方との心の通い合うそういった環境ですね、両面から掘り下げていく必要があるだろうなど、そう思っております。

今でもいろんな方々に一生懸命やっただいております。ただ、なかなか難しくなってくるのは、地域のコミュニティーも、まだ上士幌はいいほうだというふうに思っております。特に葬式なんかでも、もはや家族葬だとか、地域の人方に頼らなくてやるような状況になっておりますから、そういった意味でもコミュニティーの希薄化も心配されますので、そういうところの改善等も願いをしながら、一方ではそういった新しい機器にどう対応するかというようなことを並行して考えながら、安心できる、そういう体制をつくっていききたいなど、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 緊急通報システムの件なんですけれども、先日予算の中で担当課からお聞きしましたら、今回からは押さなくても部屋の中を写せるというような、そんなような話を聞きましたので、これは安心かなと思うんですけれども、以前につけていたところは多分ペンダント、電話とペンダントだと思うんですけれども、そのペンダントつけている人ほとんどいないように思うんです。あれを調子の悪くなったときに押せば、それが消防とかに通報になるんですけれども、ほとんど何かつけていない、私がちょうど遭遇したときも、その方はつけていなかったという、そんなことがありますので、そういう指導もしていただけたらなと思います。

それから3点目、精神障害の福祉については、ここ1年、私、広報紙も全部見てみましたが、相談窓口の案内もありませんでした。家族は、どこへだれに相談したらいいのかわからない。一度何か保健師さんに相談したらいいんですけれども、これは帯広保健所ですよということで教えられましたと言っていましたけれども、保健福祉の窓口がその相談窓口であるということは知らなかったようです。私、先日担当課に行ってもらいましたら、きちんと障害制度の早見表、知的障害の方、それから精神障害の方、これ全部連絡先、制度の種類、内容、障害と級ですね、それからお問い合わせ先、こういうのをぜひ広報に載せていただければ、そういう方たちもわかるんでないかと思います。

現在、その方については、両親が高齢化になって、子供の将来を考えて自分の少ない年金の中から子供の年金を支払っているというようなことがありました。知的障害だとか身体障害者につきましては、年金があるのに矛盾しているんでないかという、そういう声も聞こえておりました。

あと、21年度、22名が精神障害の本町では交付手帳を受けているようですが、交付を受けて通院しているのかどうか、この上士幌町の福祉計画の中にありませんがもいると。そんなにいるのであれば絶対広報紙に出したほうがいいのではないかと思っております。その点について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 障害の特に精神、知的あるいは身体に比べてなかなか表に出づらいというところがあるわけです。何となく内々の中で処理をしてしまうというようなことがあって、実態の把握も果たして今のそれだけで本当に十分なのかどうかという、そういった心配もあります。それから、議員ももうお手元に資料あるようでありましてけれども、その制度についても個別に見てみますとサービスの仕方が、身体だとかあるいは知的だとかに比べていろいろとあるものとなないものがあるという、そういったことも確かであります。

そういった意味でなかなか精神の関係で表に出づらいというところがあるものですから、意外と行政のほうも担当のほうも、そここのところが実態と乖離したような、そのような認識になる可能性があるなど、そんなふうに思っております。

そうではなくて、障害ということで、増進計画の中にありますけれども、もっと積極的に障害が社会復帰もできるし、あるいは治るということもあるわけでありましてから、表に遠慮しないで出てきてもらう。そしてまた行政側としても、あるいは取り巻く周りも含めて、しっかりサポートする、ケアをしていくという体制が必要だというふうに思っています。

保健師のほうも、どちらかというところと精神に対する専門的な勉強をしてきているというところが少ないということがあつたものから、結果保健所のほうに伝えていかざるを得ないということも現実問題としてあるだろうというふうに思っています。

ただ今、今回道の支援も受けながら積極的に精神にかかわるサポートをしていこうという姿勢で今新年度から取り組んでいくということになっております。今申し上げたように、ただ受け手のほうもいろいろと壁があつたりするものですから、その辺を、時間はかかるだろうと思ひますけれども安心して相談ができる、そして受けるほうもきめ細かくそれらに対応するような、そのようなことで障害者の人方にも安心できる、相談してよかったなど、そしてよい関係が持てるような、信頼関係をつくれるような、そういった行政対応をしてまいりたいと、そう考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 次の4点目にも係るんですけども、3月は自殺予防月間です。24年度で心の健康づくり補助事業が始まりますが、特に自殺予防、ゲートキーパー研修を行うと答弁の中にあつたんですが、これはとてもよいことだと思ひます。

ちなみにゲートキーパーとは、私もわかりませんから調べましたら、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことだそうなんです。

だ、24年度予算の中には47万1,000円の補助範囲の事業だったと思うんですけども、それではなくて、人の命にかかわる大事な事業ですから、町も上乘せしながら、精神障害も含め、老人の障害も含めなんですけれども、SOSを感じて悩んでいる人を私は助けるべきだと思います。

帯広市では、個々にインターネットを通して心の健康状態をチェックする必要な相談窓口を紹介するシステム、こころの体温計を導入するようです。上士幌町でも若い方のうつが多くなっていると聞いております。高齢者福祉問題も含め地域に、例えば福祉110番、それが民生委員の人たち、なかなか民生委員が回るというのも大変ですけども、そのステッカーのあるところへ行ったらいつでも相談できますよと。あるいはこちらの電話というんですかね、例えば精神障害の方は役場の窓口に来たり、健康増進センターへ来て保健師さんに相談するということがなかなか難しいと思うんです。でも、電話なら話せるんじゃないかと思いますので、そういうところを設置すべきではないかと思いますが、これは早急に設置しなければならないと思いますが、町長の考え方を聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 この心の問題ですね。自殺者がふえているということで、これまた非常に表に見えない、亡くなってからいろいろと気づくと。もう少し何とかすればよかったなという話だとか、また、そこまで思い込んでいたのかということだとか、いろいろとあるわけでありましてけれども、それを早目に検知することは非常に大事だと思いますが、一方では非常に難しいことでもあるわけです。

やっぱり安心して心を開いて相談できる、そういった人だとかそういった窓口が必要だと、そういうふうに認識しております。今あった、例えば福祉の番だとかこころの110番になるのか、子ども10番があるように、そういったところが各町内の中にあるようなところが、いつでも悩みがあったらお話してくださいという環境をつくっていくというのも非常に大切なことだと、そんなふうに思います。

これから防災計画なんかもつくっていくことになっていきますけれども、それらも含めて、地域の中でどんな役割を、お互いに、支え合う、助け合う環境を保っていくのか。こんなことも当然必要になってくる話だと、そんなふうに思います。この辺については対応がなかなかおくと。頻繁にあってもらっても困る話でありますけれども、それだけについて具体的に対応するというのもなかなか具体化が進んでいかないというのも実体かと、そんなふうに思っています。

今ご指摘いただいたことでありますから、そういった意味では潜在的に、表に出るだ

けではなくて潜在的にいろいろな悩みを持っている人がたくさんいるという前提のもとに行政的にもそれらに対する新たな対策、支援、これらについてはこれから具体的に検討させていただきたいなど、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

以上で、1番、伊東久子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時29分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◇ 中 村 保 嗣 議 員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、4番、中村保嗣議員、どうぞ。

○4番（中村保嗣議員） 議員になりまして、約もう1年になろうとしております。今回初めて一般質問をさせていただきます。最も身近な問題につきまして質問させていただきます。

高齢化時代における本町の福祉の現状と具体的な対策について質問いたします。

本町は過疎化、少子化等人口減少が進む半面65歳以上の高齢者の人口は増加しています。また、高齢者に占める65歳以上の後期高齢者の割合は今後さらに高くなり、超高齢化社会が進んでいくと思われまます。超高齢化社会が進行しますと、寝たきりや認知症など、要介護状態になる割合も高まります。これに対し、要介護者等を受け入れる施設及びサービスの現状は、特別養護施設60名、グループホームの18名、そのほかにショートステイ、ホームヘルプ、入浴サービスや通院サービス等の事業展開がなされております。しかし、一方では老人福祉施設の入居待機者が多数いると聞いています。

福祉行政は、高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりについて一生懸命努力されていると思いますが、現在多くの町民から高齢者介護施設の不足についての指摘と増築の要望があります。町長の政策の大きな柱として、健康で安心、安全に生活できるまちづくりを掲げていますが、高齢者の総合的な対策をさらに充実、推進していただきたく次の3つの項目について質問いたします。

1つ目といたしまして、特別養護老人ホーム等の入居待機状況及び施設整備計画進行状況についてお伺いします。

2つ目といたしまして、独居老人向け福祉住宅の建設と生活環境の整備・充実につい

てお伺いします。

3つ目として、高齢者の健康の維持、予防健診、趣味や文化活動等による生きがいを醸成する高齢者対策の取り組みについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 中村議員の質問にお答えいたします。

高齢化時代における本町福祉の現状と具体的な対策について。

本町の65歳以上の高齢者は31.6%と増加し、後期高齢者と言われる75歳以上の割合は55.2%となっており、議員ご指摘のとおり、今後さらに後期高齢化が進行すると推計され、寝たきりや認知症などの要介護状態になる割合も高まることが予想されます。

このような状況を踏まえ、第5期上士幌町総合計画と整合性を図りながら、先般、平成24年度から平成26年度までの第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につきまして、上士幌町三愛計画策定委員会にお諮りし、ご審議をいただいたところであります。

健康で安心して暮らせるまちを目指し、寝たきりや閉じこもりにならないための介護予防の充実や、住みなれた地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・生活支援など各種サービスを包括的、継続的に切れ目なくつないでいく地域包括ケアの推進、地域の特性やニーズに応じた多様で柔軟なサービスを提供するための地域密着型サービスの整備などを計画に位置づけたところであります。

1点目のご質問であります。町内にあります特別養護老人ホームすずらん荘、定員50床の待機者につきましては、1月末時点72名。内訳としまして、上士幌町民の方が44名、町外者が28名、上士幌町の待機者のうち在宅で生活されている方が名、それ以外の29名の方につきましては、グループホームや他の介護老人保健施設、病院等に入所、入院されております。

施設の整備計画、進行状況につきましては、第5期介護保険事業計画の中で、上士幌町に住む方に入居していただく地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）20床及び、通いを中心に訪問、泊まりのサービスを組み合わせながら在宅生活をサポートする小規模多機能型居宅介護事業所の新設を計画しております。建設及び運営主体は地元の社会福祉法人となりますが、平成26年度中に入居開始に向けた準備が進められており、町としても応分の支援をしてまいります。

2点目のご質問であります。現在本町には単身高齢者向け5戸、世帯向け4戸の高齢者用アパート、老人アパートがあります。この住宅は、建築年度も古く、段差解消等

のバリアフリー化が進んでいないため、今後は虚弱な高齢者の方も安心して生活できる住宅及び住環境の整備が必要と考えております。さらに、ホームヘルプサービスや泊まりなどの介護サービスを活用しながら、できるだけ安心して在宅で生活できるよう、高齢者の見守り体制の整備を図ってまいります。

3点目のご質問であります。高齢者の健康維持の観点から、特定健康診査の個別案内や人間ドック、がん検診などの周知を行い、さらに健康相談や訪問指導などを行っております。介護予防の観点からは、比較的元気な高齢者を対象として講演会、栄養教室や口腔機能改善教室を開催し、さらに虚弱な高齢者の訪問調査や転倒骨折予防教室、閉じこもり、認知症予防教室への誘いかけを行っております。

高齢者の趣味活動や文化活動に対する支援は、地域での触れ合いと生きがいを推進する上で重要な取り組みであると認識しております。生きがいの場として、老人クラブ活動やサークル活動、シルバー学級や子供たちとの世代間交流等への支援について、関係機関と連携し対応しているところであります。

今後も高齢者の健康維持にとって食事や運動、社会的活動の充実が重要と考えております。さらに、高齢者の生きがいを推進するために、気軽に活動できる場の確保などに努めてまいりたいと考えております。

以上、中村議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 1点目の入居状況につきましては把握をいたしました。グループホームの入居待機者数について、ございましたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 質問になかったので細かい数字までは調べておりませんが、おおよそ状況としては12から15人ほどではないだろうかというふうに思っています。ただ、認知症、今2ユニットであります。ですけれども、そこに入るとなれば、一定の進んだ状況になるだろうというふうに思っておりますけれども、初期の段階から、あるいは重篤な状況になって入院等を含めると、認知症にかかわる人方は、この最近出た三愛計画の中にもありますけれども、二百数十人に上るといふ状況だというふうに理解しています。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 今の答弁からも、特別養護老人ホームやグループホームの入居希望者は私が思っていた以上の数で、高齢者本人や家族の皆さんの心配とご苦労はさらに深刻であり、課題の大きさと早急な対応が必要との思いを強くいたしました。町や関

係団体は対応に苦慮しながら取り組んでおられますけれども、高齢化が進む中で、定員より多い待機者がさらに深刻化する実態にあると思います。その現状を見るとときに、対応のスピード、そして20床の規模ではやや小さいのではないかと感じます。具体的な課題のさらなる分析と事業規模の拡大とスピードアップが必要と思いますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 本町に限らずどこの町であっても、待機の状況というのは、これはみんな同じような状況にあります。希望があつてすべて満度に受け入れられる状況というのは、すべてそうなれば一番いいんでありますけれども、なかなか難しいなということと もう一つは、介護度の程度だとか、あるいは認知度の程度によって施設に入ることが本当にいいのか、そうではなくて、自宅だとか地域の中で生活をしながら維持をする、あるいは改善をするという、そういった介護のあり方というのも片方で考えていかなければならないというふうに思います。

今回の24年からの3年間の計画の中の大きな計画の柱になっているのが、地域包括ケアという考え方です。この中でもお話しさせていただいておりますけれども、施設だけでその福祉対策をすべて賄うということではなくて、地域やあるいは家庭、そしてもちろん施設、それに伴うところの医療だとか住まいの環境だとか、そういったものを含めて地域全体で福祉対策をどう図っていくかということでもあります。

その中で、施設としては現在法人が全体を見ながら、町の状況を見ながら計画をしているのが20床ということでもあります。それ以外については、例えば高齢者住宅の問題だとか、課題解決すべきことはありますけれども、見守りの体制だとか、自立できる人はできるだけ自立していく方法をどんなふうにしていくか、周りでサポートするかどうか、そんなふうにしてすべて包括的に福祉の問題を考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

今のところ、そういった枠組みの中で、この地域密着型のホームについて20床。この40人という、七十数人の希望ありますけれども、それは上士幌町だけではなくていろんなところに重複して希望しているということがありますから、その辺もひとつ勘案して、この待機者の問題は考えていただきたいというふうに思います。

それから、病院なんかもいろんな意味で療養型の病院もこの中にはありますから、総合的な福祉を受け入れる福祉の体制を全部含めて考えた上で、法人がやろうとするこの施設の入所のところも、今のところ20床という考え方が整理されてきているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 町長のご答弁については理解いたしました。

町内の高齢者の皆さんや手厚く介護されているご家族の心を思うと、これで万全ということはないと思います。町長が執行方針で表明されました、健康で住みなれた町で安心して暮らせる、この方針こそ、お年寄りが健康で安心、安全に生きがいを持った生活ができる日本一の住みやすい町をつくろうとするもので、町民はもとより私も同じく願うものであります。

先ほどの質問で課題の把握と分析について申し上げましたけれども、私たちは高齢者やその家族の深刻な問題に、頭では理解していても、実態や切実な問題を理解し切れていないのではないかとこの思いがあります。問題を抱える高齢者やその家族に対し聞き取りや家族アンケート調査等の取り組み実態があるのかどうか。なければ、今後、よりよい対策の実施のため、そのような調査を検討できないか。そして、そのアンケートの内容によっては、地域やボランティアの協力を含め、よい解決策があるかもしれません。最善を尽くし、早急なる実態の把握と取り組みについて、再度町長のお考えをお聞きし次の質問に移りたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ささまざまな形で調査はしております。総合計画をつくる際にも全町民に対するアンケート調査、もちろんその中に福祉の分野もあります。個人的に記入欄もございますし、それから、今回の三愛計画をつくる際にもさまざまな形で調査をします。その上で現状把握して、課題を設定して、計画をつくっていくということですから、こういった計画をつくる際なんかには特に調査なくして計画をつくるということはありません。ただ、それ以外にも個別の民生委員さんが対面で会ったときの状況だとか、いろんなところできめ細かく町民の関心事だとか悩み事だとかそれらについては常日ごろ日常的に調査をさせていただいているということでもあります。

よりきめ細かくという意味では、それはもう心がけを十分にして、そのような体制をとっていきたいというふうに思います。特に本町のよ、5,000人の町でありますから基本的には顔の見える行政、顔の見える福祉対策が可能だと、そんなふうに思っております。それは行政だけで完結するのではなくて、今までお話しさせていただいたように民生委員さんの力をかりるだとか、あるいは消防だとか、それからいろんな人方の力をかりる、そういう関係に本町はまだ基盤があるというふうに思っております。少なくとも人間関係の中では、支え合う関係というのはできているのではないだろうか。ただ、それだけでは十分ではないということも、先ほど申し上げさせていただいたとおり

でありまして、より安心できるような体制をつくるためには、近代的なさまざまな機器等も導入しながら、より安心できる、よりベターな体制を常に考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 2つ目の独居老人向け福祉住宅の建設と生活環境の整備と充実について再質問をしたいと思っております。

上士幌町には、500戸を超える多くの町有住宅があります。その中で先ほど答弁もございましたように、高齢者用住宅は2棟9戸だけ。3割を超えた高齢化の町にあつて9戸の高齢者向け住宅しかなく、バリアフリー仕様でなく、さらに建設時期から考え著しく古く、建てかえが必要な年数が経過しているのが実態ではないでしょうか。町の事業として、高齢者向け住宅の増改築に取り組むことはできないのでしょうか。できないのであれば、民間の力をおかりする。賃貸住宅助成制度にあわせて高齢者用住宅を建設するのであれば、助成をさらに上乘せした事業はできないか。本町の建設業界の皆さんや商工会、町民、町内法人の参加をいただき、高齢者用の住宅の建設に取り組むことができないか、今後の検討を含め質問したいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 高齢者の特定のアパートという意味では、かなり前に建設して、それ以来でありますけれども、一般の公営住宅等も含めて、健常者あるいは軽度の障害の方方については十分対応できるような状況だろうと思っております。

これから、先ほども話しさせていただきましたけれども、地域全体での介護ケアのあり方ということを考える、地域包括的なケアを考えるということになれば、そこには高齢者世帯の、あるいは独居老人、ある程度、施設までは行かないけれどもそれなりの住宅環境が整った住宅が必要だというようなことも出てきますので、そういうことでは包括的な意味合いの中で高齢者の住宅、福祉住宅、これはちょうど検討をしなければならぬというふうに思っております。そういう方向に行くだろうというふうに思っております。とりあえず今、法人のほうで建設するのとあわせて、その次の段階として、それらについても包括的なケアを行うためには当然必要な整備の一つというふうに認識をしております。ただ、それをどのような方法でやるのか、民間でやるのか、あるいは行政でやるのかという方法については、これは今後検討していくことになるだろうというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 今のご答弁の町長の認識と私の認識、大分似かよっていると思

っておりますけれども、地域の問題は地域の皆さんの理解と行政の積極的な取り組む姿勢が重要と思います。より具体的にこの問題の検討をいただき、快適な老後の充実に努力が必要だと思います。

高齢者ひとりでの生活、高齢者夫婦だけの生活になりますと、現在所有の住宅での生活や管理は大変なものがあります。高齢者に適した住宅を提供し、今高齢者が所有する住宅を若い人が自前の持ち家を建てる前の期間、安く若い人へ提供ができないか。この住宅の活用についての空き家情報やあっせん情報の発信について検討できないかお聞きし、次の質問にまいりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今の件についても、先ほどの高齢者の住宅の対応どうするかという枠組みの中で、そういった方法も一つご提案いただいたというふうに理解をさせていただきます。これは、今後の検討課題になろうかと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員）最後の質問ですが、高齢者の健康維持、予防健診、趣味や文化活動等による生きがいを醸成する高齢化対策について再質問いたします。

元気なお年寄りをどうするかの問題です。

元気な生活、健康づくり、お年寄りの役割や活動する場も大切であります。特に健康な体を維持する運動や健診、生きがいのある地域活動や文化活動も、元気に生活するためには大きな取り組む課題だと思っております。

本町には、健康センターに皆さんや社会福祉協議会、老人会、町内会で健康や体力づくり、文化やスポーツの取り組みが行われております。時代とともに組織の運営や事業の内容に、時代に合った変化した取り組みも必要と感じます。特に世代を超えた若者や児童や生徒がかかわった事業や活動の場は必要ではないかと感じています。高齢者も若者だけでなく個々の考えや活動があり要望は多岐にわたり、すべての対応には多くの問題がありますが、指導者や組織運営の協力者、内容によっては施設の整備や助成も必要と思います。それに対する行政の取り組みや町長のお考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 大事なお話だと思います。どう人生を全うするかという意味では、やっぱり元気でいなければならないということ、元気であるということが本当にこれは幸せなことだと、そう思います。そのための環境づくり、あるいはさまざまな活動の場とか、活動の機会をどう提供するかと、これまた大事だというふうに思います。

今のところ、生きがいセンターが高齢者の文化活動だとか、それからその周辺ではゲートボール場等もあって体を動かすようなところが中心になっておりますけれども、今法人の施設の兼ね合いと、それから生きがいセンターがこれまた老朽化してきているということもあります。あそこのゲートボール場の一部は法人の敷地になっておりますから、多分施設の関係がこれから検討されるということになると、その辺のところは施設の法人のほうに返さなければならないと。するとゲートボール場の問題も出てきます。それから、生きがいセンターの施設も相当古くなってきたということ。それからもう一つは、子育て関係の保育所再整備の問題、これも近々の問題として出てくるだろうというふうに思います。

今お話あった、そういった町の中の施設の老朽化と、それから新しい時代に対応した施設のあり方、あるいは活動はどんな活動がそこでなされるのかという意味では、大きな転機に今あるのだろうというふうに思います。そういったときに、世代間のお話が出ました。特に今お年寄りの話しておりますけれども、もう一つは子育ての関係でも非常に課題を抱えております。核家族化であって、お母さん方が子育てに自信がなくなってきたりとか、それから横の連携が少ないということだとか、そういった意味での悩みも片方で出てきております。そういったときに、お年寄りの子育ての経験だとか、社会的人生経験を含めて子供たちと触れ合うという、これはお年寄りの生きがいだけではなく子育ての視点からも重要だというふうに思っております。

そういうことを考えますと、これから考えられる施設についても今古くなっているから建てかえればよいということではなくて、そこにどんな機能が必要なのか、何のためにそれをつくっていくのかというのは、十分議論した上で計画をつくる必要があるだろうと思いますし、その中で今お話ありました世代間の交流の話、それから元気で長生きするための生きがいをするための活動の場だとか、十分それを配慮して計画づくりにかかる必要があるだろうと、そういうふうに考えます。

○議長（杉山幸昭議長） 中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 何もかもはできないと思います。高齢者だけの施設の設置、文化活動、健康づくり等の事業展開ではなく、保育所と生きがい施設の併設、世代を超えた行事や交流の施設事業の取り組みができないか、今後検討いただきたいと思います。

最後に、財政を含め不透明な部分もあり、事業の取り組みには多くの課題があると理解します。お年寄りが安心して安全に快適な老後や、家族の大変な苦勞について、町民の命を預かる町長には弱者の生活を守る大切な役割と責任があると思います。現状の課題は大変ですけれども、町民や関係機関を巻き込み、一步踏み込んだ取り組みが必要だと

思います。この問題につきましては、今後においても私はかかわっていきたいと思っております。これらにおきまして、町長の取り組む思いや考えをお聞きし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今までの話の中で考え方について述べさせていただいたつもりでいます。いずれにしましても、この地域の中で安心して暮らせる、そういったシステム、それをしっかりつくっていく必要があるなど。そういう意味では、お互いが助け合っていくということも、これまた前提になれば、血の通った町、町民関係がやっぱり前提になりますので、その辺のことを十分ご理解いただきながら、ここの町に住んでよかったなとか思うような、福祉政策に限らず万般にわたる政策の遂行に当たっていきたくと、そう考えます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、4番、中村保嗣議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時02分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

◇ 山本弘一 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 私は今回次の質問をいたします。

町内農畜産物、加工品の地産地消について。

現在まで農畜産物、加工品についてのほとんどが町外で消費され、町内においては極めて少ない消費量であります。町長の24年度の執行方針の中で農畜産物の地産地消を推進すると述べていますが、加工品を含めどのように推進するのか、その見解を伺います。

続きまして、地産地消による学校給食の推進について。

現在の学校給食においては、食材の安心、安全が求められております。食育も含め、給食センターにおける食材はできる限り町内産をより多く使用するべきと考えるが、その推進方法を伺いたい。

それぞれ、町長と教育長にお伺いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 町内農畜産物、加工品の地産地消推進について、山本議員の質問にお答えいたします。

地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費するという意味であります。地元で生産している農畜産物は、畑作物ではジャガイモ、小麦、豆類、ビートの主要4品目のほか、野菜類でも幅広く生産しています。畜産物では、生乳を初め、牛肉、豚肉、羊肉、鹿肉、鶏卵等があり、加工品でも、みそ、芋だんご、豆腐、漬物、豆製品、そば製品、乳製品、肉製品、ハチみつ、卵油ほか、地元産の農産物は多種多様であります。

十勝の北に位置する上士幌町の農業は、寒暖の差が激しく、これまで冷害等でつらく苦しい思いをしてきましたが、農業者のたゆまない研さんと努力、寒暖の差も地の利として生かし、ジャガイモはでん粉価、ライマン価が高く、ほくほくしておいしいという評価を得、ビートでは糖分が高く、豆類においても高品質の評価を得ています。大学と連携で進めている農産物の成分分析では、ダツタンそばや豆類の中から健康によい成分が含まれているという中間報告を得ているところであります。また、旬にいただく甘くみずみずしい野菜は、最高の幸せを実感するときでもあります。

本町では、ふだん安価で豊富な農畜産物に囲まれての食生活をしているのですが、地産地消を進めるに当たっては、当たり前前の生活がどんなにすばらしいことなのか、再認識のスポットを当てることが大事と考えます。

また、各家々では、地元の食材を利用したオリジナルの料理や漬物など、家風として引き継がれているものもあると思います。これらについても地域の伝統的食文化として維持と継承を図っていくことに意義があります。生産者と消費者の相互理解で郷土愛が深まり、さらに農業はもとより観光振興や郷土料理、加工製品の開発につながるものと考えています

その上で、今年度は各団体等と連携をして、地産地消を推進する体制をつくってまいります。また、地産地消や食育に精通した人材を招聘し具体的な展開を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

近きもの喜ばば遠きもの来たらんという故事があります。地産地消は、近きもの喜ぶの取り組みであります。これが地域に根づく、やがて遠い人たちの認知と評価につながり、結果的に農畜産物等の販売拡大と地域経済の活性化という考えのもとで推進してまいります。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 地産地消による学校給食の推進について、山本弘一議員

の質問にお答えいたします。

まず、学校給食の基本的な考え方についてご説明させていただきます。

学校給食法では、学校給食は児童及び生徒が適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図り、日常生活を通し食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うことを主な目的としています。

また、日ごろの食生活は、農家を初め食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。さらに、食料の生産、流通及び消費について正しい理解と、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化について理解を深めるなど、教育を行っていくことも目標となっております。

学校給食を活用した食に関する指導では、児童・生徒が健全な食生活をみずから営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮が必要とする児童、生徒に対する個別的な指導、その他の学校給食を活用した食に関する実践的な対応を行うものとしています。

一方、昨年岩見沢市で発生した学校給食による食中毒事案など重大な事故への対応があることから、本町においては栄養教諭の配置ではなく給食センターに学校給食栄養士を配置し、学校の求めに応じた食育教育の指導を含め、より安全な給食を提供できる環境に対応してまいりました。

次に、学校給食費の保護者負担ですが、本来保護者の給食費負担は賄い材料費と燃料費を含めた費用を負担していただくこととなりますが、本町は賄い材料費について保護者に負担をしていただいています。

以上のことを踏まえ、給食センターでは、安全で安心な給食を提供するため、食材については特に町内で生産されるものを優先し、次に管内、道内、国内という考え方で購入してまいりました。この考え方により、身近な地元での賄い材料として、町内からはジャガイモや白菜、キャベツ、アスパラ等の野菜類を中心に、量や購入価格の調整を行いながら食材として購入し、給食として提供してきています。

今後においては、少しでも多く町内で生産された農畜産物や加工食品などの活用を目指し、量や購入単価等の調整をしながら食材として購入することとしています。

一方、例えば特産の牛肉や地域で開発された新たな食材などを使用した特別メニューを含めふるさと給食として児童、生徒に提供するなど、地域農畜産物への理解と地域農

業への関心を深めていただきながら、児童、生徒に対する安全・安心な給食と食育教育を進めていきたいと考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） まず、町長の答弁にもありますように、町内の農畜産物について、農産物、畜産物、加工品については、それぞれ個人または法人の経営者が生産、加工し販売をしておるといふふうに考えております。

私がこの質問をするきっかけになりましたのは、町長の執行方針及び教育長の教育委員会の中で、地産地消という言葉が入っておりました。私は6月に考えたわけですが、当初の中に入ってききましたので、これは大変いいことだと、私と同調するものがあるということではありましたけれども、しかしながら当初予算の中にはこの予算づけというのはないわけでありまして。この町長の執行方針の中で地産地消をやっていききたいという前向きな考えは私も十分理解できますが、このものの具現化、それから本年は第5期総合計画という当初の年でもありますので、その辺のまず見解、方策、今後の取り扱いについてどう進めていくのかを、まず伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まず、内部的な問題ですけれども、地産地消をどこが中心になって取り組んでいくのかという課題がまだ整理されていないところがあるんです。地産地消、ここでいうと農畜産物ということになりますから、農林課が言ってみれば農業振興の窓口になっておりますし、それから地産地消ということになりますと、商品を販売するということになる、商工観光もそこに関連をしてくるだろうということになります。ですから、その横の連携をまずとって、どこが中心になっていくのか。それと直接農協が生産をしているということでありまして。商工会は今度は販売の関係があるだろうし、それから結果的にまたこの地産地消を広げていくということであれば、給食センターの話もされましたけれども、地元の中でほかでそれを使うところがないだろうかというところの関係、そういったことも出てくる。そのように、まずは内部での整理をしなければいけないということと、それからそういう団体の関係。

もう一つは、地産地消の地元のそういうつくっている人方も、このネットワークだとか、あるいはその人方とお互いに連携をしてどうするかという、その辺から入っていく。そこまで行くと大分前に進んできた話ですけれども、そのようなどころからまず行かろうというふうに思っています。

ことし、そういった意味ではその仕掛け全体をやるために、今ここに出ていますけれども、いわゆる地産地消農水のほうも積極的に進めているところもあります。まず、

地元をしっかりと見据えると。そして、地元でいいものは必ずよそからも評価されるだろうという前提のもとであります。なかなか大量生産で大量で販売するという、そういう枠組みと、地産地消はどちらかというところコンパクトな、足元にある素材、いいもの、近いからこそ最高のものが食べられるというのがあるわけです。多分、承知のとおり、野菜なんかについては店頭出るまで結構時間がかかって店頭に出ていくということがありますけれども、地産ということになりますと、一番旬のものを自分の家で食べられるということで、それは地域の人方にとっても誇りになることでもありますし、自分たちもまたつくっている生産者の方方も、そういうものをまた誇りにしてもらいたいということがあります。

そういったところでまず第一弾では、今年度その地産地消をいろんなところにかかわって指導してきて、そして販路の拡大まで行ったという、いろんな経験ありますけれども、そういった人方をぜひ招へいをしたいなど。その今予算組んでいませんけれども、人材の確保からやっていかなければなりませんので、できれば何とか6月の議会でその人材の確保をして、講師等、そしてある程度のプログラムをその段階に提案をさせてもらいたいなどという、今スケジュール的には考えております。いずれにしても4月、新しい年度が始まらないと、体制のこともありますので、そういう意味では新年度入りしましたら速やかに具体的な行動、動きをとっていきいたいなど、そう考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 町長はまさしく私の言うことを先取りされて答弁されちゃったので、確かに今町長がおっしゃられたように、この地産地消は地元でとれたものを地元で消費すると。そのことは私も理解しておりますし、私も農協の役員関係でベルギー、ドイツのほうに行かせてもらったときに、1万人ぐらいの町でありましたけれども、そこでとれたもの、それをやはり町の商店街で、もう一つ進んでいけば、そこで売っている商店のものを、また地域のもので買おうと。これが農商工連携であり、また地産地消なのかなと。

今私が質問していることは、地元でとれたものを地元で消費するんだということが原則でありますけれども、今町長が答弁されたように、これから先の話でありますけれども、私もこの辺については協調と同調、また協力もしたいというふうに考えておりますが、要はつくっている生産者、それから製造している加工業者、それから販売している商店街等々があるわけでありまして。その連携をどうとっていくかと、先ほど町長が申されたように。

それともう一つ、最終的には町民である消費者というものの連携プレーが成り立って

初めてこの地産地消がきちっとでき上がってくるのかなど。このことについては、農林課、商工観光、それから、後ほど質問しますけれども給食センター含めて介護の関係ですとか、安心、安全ということでもありますので、このことについて、どうチームをつかって、生産者の連絡協議会、もしくはどういうグループになるのかわかりませんが、そのものをそう焦ることなく、6月までといったらもう日程がそんなないと思うんです。各課が連携してやるとなれば、やはり何ぼ何でも9月ごろぐらいまでのほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺、町長、焦ってやるつもりですか、どうですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 余り大上段にすべて体制をがんじがらめにがっしり固めるという必要はないだろうというふうに思っています。できるところから、まず中心になるところからじわりじわりと広げていくということでもいいだろうというふうに思っておりますので、全部形ができて、完璧な体制となるとなかなかそうはいかないので、やりながら課題を発見し、そして新たな参加を求めるだとか、そんなふうにしなごら、ゆるゆるながら、しかし確実に前に進んでいくということです。ですから、最終点になるのはそう変わらないだろうと思っておりますけれども、ちょっと早いけれども、それはそう焦ってやるものでないと、やれる範囲の中で動き出していきいたいなど、そんなふうには思っておりますので全部まとめてどうするかとなると、それはそれは簡単にはいかない話だなど。その辺はご理解いただきたいと思ひます。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この上士幌の町内の中のそういう生産者、大量にあります生産農産物、畜産物、加工関係もかなりの数がありまして、ただ私は、そのものが一時、町民向けではあったかいかは記憶にないんですけれども、山開センターでそういう加工物を集めて試食会を町の主催で開いてもらったというのを記憶しております。一方、町民の中にそういうものが完全に周知徹底され、どういうものをつくられて、どういう業者の方が何をつくられているかと。農産物、畜産物というのは大体おおむね決まった品目が出ているわけで、4品目、5品目というものが出ているからわかるんです。加工品については、知っているところは知っているんですけれども、意外に知らされていないというのが多いわけですから、各課連携の中でそういう1年に1回試食会もしくはまた販売会とかいうような、それが改めて山開センターでやるのがいいか、または何らかの気球の大会ですとか、いきいき祭りですとか、盆踊りですとか、それが可能なのかどうかも、各課またがった中で何らかの町民に対してのアピール、PRだとか、そういう

ものを考えていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今できること、やっていること、そしてそれが意外と気づかないというところなんかというのはあるだろうと思っています。漬物なんかでも、特にそれぞれの漬け方があって家風のようになっているところがあるわけです。そんなところなんかはできれば自分だけおいしく食べているだけじゃなくて、一緒に試食をするなんていうことは、これは特別多くのお金がかかる話でないだろうと。加工品をつくるということになると、それまた新たなものをつくるということで覚悟も要るだろうと思いますけれども、今やっていることをお互いに展示し合うということは、展示するというか、つくってみんなで食べるんですが、それはそう難しい話じゃないと思うんです。

今実際におもしろい取り組みというのは、上士幌町の若い人方だとか、よそから来ている人方とか、ここにいる人方含めて、上士幌を食べちゃう会という会をつくって、上士幌の食材、豆を使ったり、あるいは牛肉使ったり、そんなふうにして非常に楽しみながら上士幌のすばらしさというのを発見をしていただいている、そういう任意の団体があるんです。別にそれは行政がお金を支援しているということじゃなくて、自分たちで素材持ち寄ったり、会費を出し合ってやっている。これなんかはすばらしい活動だなとそんなふう思うんです。きっとこの町のよさというのは、その人方は知っているはずだろうというふうに思います。僕らは長いことおりますけれども、そんな人方からも学ぶということも必要だなというふうに思いますし、それから本当にこの町の食材はどんなふうにおいしいのかというのは、これはよそから見なければわからんこともある。

たまたまこの間ある人と話したら、いやジャガイモつくっているんだけど、自分のジャガイモ食べるけれども、よそのジャガイモ食べたことないと。だから、比べようがないんで、それは自分の食べているものが本当においしいのか、おいしいと思って食べているんだろうと思いますけれども。

そんなふうにして、いろんな人方がかかわって、自分たちの足元のものを再認識するこれだけでもまず地産地消の一步としてはすばらしいことじゃないのかなと、そんなふうに思っておりますから、そのようないろんな活動も初めから大きな予算を回さなくてもできるのではないかなと。それから、肉が出てきますけれども、でも本当に豆なんかでもきっとおいしい食べ方で食べている人がいるのではないかなと。そんなふうに思ったりするんです。ですから、その人方のふだん食べているものなんかをみんなで使った場合によっては食堂なんかに出してもらおうようになると、これまたいいことじゃないかなと思ったりしていますけれども、そう簡単にいく話ではありませんけれども、いずれ

にしてもお金がかからなくても自分たちの町を再認識するという意味では非常に大事な取り組みだなど、そんなふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今まさしく町長の答弁にあるように、私はこういうことの地産地消ということでありますから、まずもって町長筆頭にして副町長、それから各課、課長についても、その食べ物というのを知ってもらいたいと。まずもって行政の人が知らないものを町民に対して知らしめるということは、これちょっと逆な立場になるんで、まずもって上士幌の中身ということは知っている、担当部局については知っているかもしれませんが、以外に担当外れるとなかなかそういうものがわからないという場合がありますので、今後また町長筆頭にして、そういうことを各課連携の中で進めていただきたいなというふうに考えております。

続きまして、あんまり町長ばかりやっているとあれですから教育長のほうへ入りますけれども、教育委員会のほうですけれども、上士幌の農産物、野菜、畜産物については産地はもちろん、播種から収穫まで、肥料農薬等生産履歴というのを出すということが決まっております。その生産履歴というのは、今言ったように、何月何日にどういう機材を使ってまいて、農薬、肥料あらゆるものを書くことになっております。それによって販売業者はPOS、バーコードですとかそういうもの、生産者名、すべてがわかるようなシステムになっているわけであります。

特に教育委員会の給食センター等は子供たちの給食を支えているということがありますから、安心、安全はもう当然ということであります。国の基準の範囲内ということで当然食材の供給がされておると思いますが、一方、加工品についても食品衛生法、品質表示法に基づいて製造販売がされているというふうに認識されております。

教育長の答弁の中で、ジャガイモ、キャベツ、アスパラ、野菜を中心にして購入しているということですが、この購入方法というのは、町内の農家もしくは商店からということだろうと思うんですけれども、その対応というんですか、どのように購入、個人的に相対でやっているのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今、山本議員さんからありました部分であります、われわれについては町内からの購入について、食品、品目によって相対で対応する、農家と直接お願いする部分、それからまた、町内の食品販売店からの購入、そういう形で対応させてもらっています。特に町内の部分については、基本的には入札制度の中で価格を確定しながら対応させてもらっている。そういうふうに対応をしているところであり

ます。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今答弁いただきましたけれども、入札制度ということになりますと、安心、安全、いいものを安くという方式になるわけですか。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今農家の直接相対の分については、農家についての相対の品目でお願いし対応させてもらっていますが、共有した野菜等については、商店からの購入については、ある程度競争の原則を働かさざるを得ないと、そういう形になりますので、今言った安くということと安心、安全、すぐ結びつくかは別にしても、今、山本議員さんからあったように、この食品等、また生鮮野菜といえども、**レーサビリティ**の中でそういう履歴が明確になってきていると認識しておりますので、その範囲の中で安心・安全なものを入札をしながら対応させてもらっているかなど、そう思っているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 了解しました。個人については、相対方式**随意契約**もしくはそういう方法で、商店関係だと大口というのであれば入札方式みたいなという認識でよろしいですね。

今後において、町内の食材については非常に農畜産物が、承知のとおり生産量が多いわけですよ。とてもとても給食センターだけでは消費なんてできるような状況ではないです。ごく本当の少量しか使用できないというふうに考えますが、この給食センターの食材の一部を担う町内の農畜産物及び加工品については、今後教育委員会として、給食センターとして、例えばそういう希望があるという形の中でそういう生産者、加工業者がいたとしたならば、その辺のアンケート、例**被用**に使ってもよろしいですよとかというような形がとれるのか。それとも、今**随意契約**というんですか、相対でやっている人との過去からのつながりも十分考えられますので、重複するような格好になったら問題があるのか。その辺の今後の取り扱いをどうするか、教えていただきたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 例えば相対の分で農家からという分ですけども、生産者、特に薬物を含めた生産者にとっては結構なボリュームで、市場性に向けた対応しているのが主な生産者の意向かなというふうに思っています。中には我々の給食センターの要り用によって、また大体00食前後ですから、状況によってはそんなに多く必要と

ロット数等含めて大きく対応できない。また、基本的に生鮮食品についてはなるべく短期間に購入する。例えば肉とか魚になりますと、当日搬入とか、一定程度給食センターそういう基準を持っていますので、それに対応した中で対応せざるを得ないだろうと。そういう形でタイムリーに、本当に季節柄最高の状況等を含めたそういう葉物、アスパラ等含めての取引。ジャガイモについては少し貯蔵性が高いものですから、一定程度時期を分けながら貯蔵をきちっとしてもらった農家から購入するとか、そういう方法をとっていきますので、今言われた農家全体にアンケートをとってということにはならないのかなと思いますけれども、今アイデアとして一定程度我々については情報を得ておきたいなという分については、何らかの形で少しでも情報は得ておきたい、生産者からの提供する情報を得ておきたいと、そういうふうに認識しているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今の教育長の答弁というのは理解できるわけですが、私が言っているのは、行政は平等性というものが基本的にあります。もう一つ、先ほど言いましたけれども、現在まで、またこの給食センターに納入されている町内の農家の方もおると思うんですよ。その辺が、例えば新しくという形になっちゃうと、その人方ももしかしたら農業を営んでいるかもしれないというふうに考えますので、例えば年間の中のごく一部でもそういうように、例えば加工品でも何々の日だとか、教育長の教育委員会の執行方針に書いてある、ふるさと給食だとかとよくありますよね、書いてありますから、そういう中である程度地産地消でございますから、中には少しでもそういうものを取り入れていくと。やはり今までの人、納入されている農家の方々のことも考えながら、一部はそういうふうにしていかないと、この地産地消というものの連動性が見えてこなくなるわけですね、少人数、少しの生産者だけでやるということは。その辺も行政の中の教育委員会でございますから、町長部局ともよく相談しながら、どういう方法がいいのかも含めて、今後検討願いたいと思います。

教育委員会として、この上士幌の食材イコール農産物、畜産物、加工品については、北海道の中でも十勝ブランドと、もう一つの上士幌のものというのは、「十勝」ついただけでも北海道の中でもブランドのレベルが高い、そういう農産物もしくは製品だということでもありますので、このことを上士幌で生まれ育った児童・生徒の人たちに、上士幌の食材は安心で安全だよと、おいしいという知識と、また食材を通じて今後より多く食べてもらえるように努力していただきたいな、給食の中で取り込んでもらうように努力していただきたいと。今いる児童・生徒たちは、これからの一部将来を担うわけですから、やはり上士幌のいいところを食べていただき、将来にそのことを自慢できるよう

な学校教育の中に取り込んでいただきたいなというふうに考えております。答弁あれば教育長お願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 一部食育の関係も今お話しされたのかと思いますけれども、中学あたりについては地元の農家のほうへ行きながら、生産からの状況、また収穫の状況をみずから学ぶ場の中で、きっと子供たち、店頭で並んでいる野菜だけじゃなくて、本当に畑の野菜が自分で認識できるのかなど。きっとそういうことを重ねることでまず地元の食品、食材、これを認識してもらえる大きな機会かなど。みずから汗を流すということも含めて、そういうふうに思っているところであります。

給食センター、基本的に週5食の食材を提供するわけではありますが、米が3、それからめんが1、パンが1という形で、今十勝の中でも非常に小麦の改良が進んできて、今まだまだ道内産の小麦粉を使っているところではありますが、管内のゆめちからとか、そういう小麦粉を使えるような部分が見えてきたなど。そんなことを思いますので、当地また生産していませんけれども、そういう拡大等含めて十勝そして本町でできる食材については極力加工段階では協力してもらいながら、対応させていくような形で考えているところであります。

また、給食センターについても、毎食ブログで給食の献立を流させてもらっています。こういうことやって、少しでも多くの町民の皆さん方にどんな給食やっているのかなどか、そんなことを含めて考えているところでもありますし、もう一方、例えばですけれども、ナイタイ高原牛とか、そういうブランド化に努力している部分についても賄い材料費については保護者負担ではありますが、やっぱり町のほうもある程度費用支援も含めて対応していきながら、味を見てもらうとか、そういう努力もしていきたいなど、そう考えているところであります。

ただもう一点、給食センターは学校給食栄養基準に基づいてかなりうるさいといった厳密なある程度基準を持った中で運営していかなければならない。そういうことでいくと、本当に学校の現場、センターの現場の中では、人数に合った調理をしていかなければならないという大きなそういう規制もあるものですから、あそこで対応できる食材、賄いを加工するだけの時間、それから配送まで調理後2時間以内とか、そういう規制があるものですから、これについてはまた先ほど町長等のほうの答弁の中であった、加工地域の加工と色々な作業の連携の中から生み出された地域食品、こんなことを含めて提供できるような連携を組めればありがたいなど、そう思っているわけでもありますから生産者と加工の中ででき上がった地域ブランド等含めた食材、こんなことも含めて我々

については提供できるような形を連携しながら対応していきたいなど、そういうふうに思っているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 教育委員会として給食センター含めて、一生懸命これ取り組んでいると。今まで事故もないと。私の孫たちも3人いますけれども、残したことがない。それほどおいしいものなんだろうと。私、食べたことが数少ないんですよ。日がわりでかわってくるということでもありますから、以後これからも給食センター含めて教育委員会としては給食センターのあり方、事故がない、そして子供たちに地産地消を教える、農業の喜び、育てる喜びを教えるということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に町長に伺いたいんですけれども、私自身が昨年議員になってきましてから、一般質問が基幹産業の構築、緑肥対策やりました。2回目は農商工連携入りました。今回地産地消です。これは一貫して私連動しているものでありまして、私の中で、やはり基幹産業を活性化して農商工連携、この工業等含めた中で連携しながら、労働力から売り上げ、そういうことも農業と連動しております。地産地消は、今度は消費者との連動を考えていますから、こういうことが将来上士幌の、小さなことでありますけれども、活性化と農商工連携によって、4,000人、将来は3,000人ということが予測されていると言ひますが、第5期中長期計画の中で、このことが先ほど中村議員が質問した福祉の問題、これについてもきちっとできるのかなというふうに考えますので、ぜひ町長については教育委員会含めた中で、この一連の農商工連携含めて、地産地消含めて、前向きに努力していただきたいということを最後に、もし意見があれば答弁願ひって、私の質問として終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 本当にすばらしいものは足元にあるということだというふうにお願ひします。それをもう一回しっかり再確認をして、それを育てていくと。非常に地道な取り組みなんです。小さいところから始まっていくということでもありますけれども、しかしそれは町民の人方が本当にこれはすばらしいものだということを理解し評価していただくと、必ずそれはやがて広がりが大きくなっていくだろうと、そんなふうにお願ひします。結果的にそれは農畜産物の販路にもつながっていくことだろうし、そういう魅力ある食材があれば、そこへ行って食べてみたいということにもなってくるだろうと。そうすると、そこにまた人の動きも出て、交流が出てきたりという、いろんなところに波及をしていく、その最も足元がやっぱりしっかりしなければだめだというふうにお願ひ

す。福祉もそれから産業も教育もすべてでありますけれども、最終的にはそこがどんなふうにしかりした、その町がなっているのかが、最終的に自分たちも誇りを持ち、そしてまたよそからも評価されていくことになるだろうと、そんなふうに思います。小さな一歩でありますけれども、小さな一つが大事だということは共通認識に立たれるというふうに思っておりますので、これからもひとつまたよろしく願いしたいなど、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、3番、山本弘一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(午前11時54分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 山本和子議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 大きく2点にわたり質問いたします。

1点目は、子供たちに正しい放射能の知識を。

原発事故で一番犠牲になるのは子供たちです。一たん事故が起きれば億単位の年月で命を脅かすこととなります。私たちは放射能の恐ろしさを学び、子供たちにきちんと伝えていかなくてはなりません。しかし、文部科学省はこれまで、原子力発電の安全神話を振りまく副読本を小・中・高に使わせてきました。作家の内橋克人さんは、洗脳するような原子力教育とまで言っています。このことを日本共産党が国会で指摘しまして、昨年10月に見直しをされた新しい副読本は、何の反省もない、放射能は安全と思わせる内容です。それもそのはず、委託先が前回と同じで日本経団連や電力会社の社長などで構成する原発推進派の原子力文化振興財団です。このような副読本は使用するべきではないと考えます。その取り扱いについてお聞きをいたします。

また、学校での教育は学校の判断になります。いい教材や資料はたくさんあります。教育委員会は、文部科学省からの資料のみを提供するのではなくて、さまざまな情報を提供できるようにすべきです。

大きな2点目、がん予防対策の充実を。

厚生労働省の発表によると、2010年のがん死亡率は北海道が男女とも全国3位で、その原因として全国1位、2位を争う高い喫煙率が影響していると言われていています。早

期発見も大事ですが、その原因をなくすことが重要です。

次の3点、質問いたします。

禁煙対策について。

平成18年に厚生労働省が北大に委託して実施した、気管支ぜんそく有病率調査では全国9ブロックの中で上土幌町は喫煙率が全国1位でした。今年度その禁煙効果等を調査するため、再度調査を実施しています。この間の取り組みと、その効果について質問いたします。

2点目、ピロリ菌検査の助成について。

胃がんの発生には、食生活や喫煙とあわせてピロリ菌の感染が原因として深くかかわっていることがわかっており、約七、八割の人がピロリ菌に感染していると言われていますが、検査をし、除去することができます。検査費用は方法にもよりますが、尿素呼気試験で約5,000円、除去まで行くと約1万5,000円です。ぜひ検査費用を助成し、がんの原因を減らすべきです。

3点目、大腸がん検診について。

平成23年度から国の補助を受けて、40、45、50、55、60歳が無料となりましたが、町独自の施策で全員無料にするべきです。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 子供たちに正しい放射能の知識を。

山本和子議員の質問にお答えいたします。

本来学校教育において放射線等を含む原子力関係の学習は、中学校の理科においてエネルギー資源の利用や科学技術の発展と人間生活とのかかわり、自然環境の保全との関係での学習が学習指導要領で位置づけられているのみです。

しかしながら、平成3年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって東京電力株式会社福島第1原子力発電所で発生した事故を通じて、児童、生徒が発達段階に応じて基礎的な放射線や放射能、放射性物質などについての学びの必要性も生じていることは否めません。

特に今回の放射線の災害では、現実的な問題として、放射線の影響を避けるため事故現場の周辺からの避難や、一部地域では水道水の摂取や一部の食品の摂取、出荷が制限されるケースが生まれました。

そこで、文部科学省は、そうした放射線についての疑問や不安を解消すべき放射線の基礎知識から放射線による人体への影響、目的に合わせた計測器の利用方法、事故が起

きたときの心構えなどについて解説、説明した副読本を作成した経過があります。

本町においては、このような背景のもと、参考資料としての活用を図るべき、児童、生徒分の副読本を用いる予定としています。

しかし、この副読本だけが児童、生徒に対する放射能に関する情報提供のすべてではないと認識しています。一方、多様な情報過多も児童、生徒にとっては情報の的確な把握においてマイナスの要因となる可能性もはらんでいますので、学校においては児童、生徒の発達段階に応じた的確な参考資料を取捨選択する中で、児童、生徒にとって正しくわかりやすい放射能等の理解に係る参考資料の活用を図るよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 続いて、がん予防対策の充実についてお答えいたします。

1点目の禁煙対策についてであります。本年度の気管支ぜんそく有病率調査につきましては、前回調査の半分の500名を調査対象として8月から9月の2カ月間にわたり実施しております。調査票の提出数は472件で、提出率は98.13%となっております。

前回調査では、上士幌町の特徴として、若い世代でアレルギー性鼻炎が多く、1年以上喫煙歴のある人では、ぜんそくとの関連が認められるという報告を受けて、平成22年3月に作成しました、上士幌町健康増進計画の中にぜんそく調査の結果を参考にした取り組みなどを作成しております。妊娠期や成人期の健康相談で個別に禁煙指導を行っているほか、中学生に対する喫煙防止教育を実施し、また、平成24年4月からは町内公共施設を全面禁煙としております。

今回の調査結果につきましては、まだ北海道大学医学部のほうで報告書をまとめている途中と聞いておりますが、現在の情報としましては、ぜんそくの有病率は前回調査と同等、鼻炎の有病率が増加、喫煙率は減少したが、他の地区と比べると高いといった内容となっており、詳しくは本年3月1日の健康づくり講演会の中で説明があると伺っております。

また、平成24年度中に上士幌町健康増進計画の見直しを予定しており、調査結果などを参考に、計画へ反映してまいりたいと考えております。

2点目のピロリ菌検査への助成についてであります。平成年度における我が国のがん死亡者数のうち胃がんによるものは肺がんにつき2番目に多い状況で、本町におきましても同様の順位となっており、対策が重要であると考えております。

現在、胃がんの発生要因につきましては、ヘリコバクター・ピロリ菌の感染が大きく

かかわっていることがわかってきておりますが、一方で喫煙や塩分の多い食事の摂取などの生活習慣、ストレスなども原因の一つと考えられているところであります。

また、胃がん検診につきましては、ピロリ菌の検査法のほか、エックス線（バリウム）検査、血液検査、内視鏡検査などの検査方法があるところですが、現在厚生労働省において検査の有効性を認めているのは、エックス線（バリウム）検査のみであり、それ以外の検査方法については検証がまだ不十分な状況にあります。

現在、町においては国の検診指針に基づき、エックス線（バリウム）による検査を有効なものとして適正に実施しているところですが、今後におきましても、ピロリ菌検査を含め他の検査方法の有効性などを十分検証しつつ、今後の検討課題といたしたいと思っております。

3点目のご質問であります。大腸がんはかつて日本では少ないがんとされておりましたが、戦後から1990年代までに急速にふえたがんの一つと言われております。男女とも40歳から大腸がんになる可能性が上がり、男性の罹患率が多い傾向にあると推計されておりますが、2003年以降は女性のがん死亡原因の第1位が大腸がんと言われ、子宮頸がん、乳がんとともに女性にとって危険性が高いと言われております。

本町では、大腸がん検診は従来から町の検診事業とあわせ個人負担方式により実施しておりましたが、今年度から国において、男女の働き盛りの年齢を対象に受診を促進しがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るため、無料のクーポン券を配付し実施しております。対象年齢を40歳から60歳までの5歳きざみにターゲットを絞り、受診勧奨を行い、これまで受診機会の少ない人に対し受診を促すものであり、意識啓発という点では今回の取り組みについて一定の効果を上げているところであります。

その一方で、平成1年度に町民に対し実施いたしました健康増進計画策定に関するアンケートの結果によりますと、がん検診を受けない理由として、特に心配がないから時間の都合、検査が苦痛などが大きな理由であります。このことから、大腸がん検診のようにターゲットを絞って受診者への受診勧奨とあわせて、がん検診の早期受診の有効性や健康意識の普及啓発も重要であると考えております。

今後におきましては、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診は無料クーポン券配付方式と従来の個人負担方式をあわせて実施し、受診率向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 初めに、放射能関係について教育長のほうに質問いたします。

今年度はこの副読本を用いる予定であるというふうに答弁されましたが、従来この副読本、副読本は従来から文部省がつくっていると思うんですが、従来から使ってきたのか。それから、文部科学省はこれを昨年、うちの共産党の指摘もありまして、作り直しました。その内容がどう変わったのか把握しているか、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 基本的に今まで使っていたか、今までのこの放射能等に係る副読本を使っていたのかという質問については、基本的に準教科書、それから副読本等の教材資料については、我々教育委員会に学校として届け出るとい形になります。そういう分で行くと、届け出がないという形で、使っていないというふうに我々については認識しておりますし、先般学校への聞き取りの中でも、さきに配付された副読本等に係る教材については使っていないという形で考えていることとなります。

今回作り直したという部分での比較についてですけれども、基本的に放射線、放射能に係る知識の部分と、それから大きく変わってきている部分が、この放射能の危険性について編集の内容が取り入れられたのかなど、そういうふうに思っているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 副読本は国のほうは強制ではないというふうに教育長のほうの答弁がありました。届け出れば出ると、使えるということで、強制力はないと私は判断いたしました。

それから、変わった内容といいますのは、私前回のものを見ていませんので、これ教育委員会のほうにいただきまして、コピーもらいました。変わった内容というのは、始めにがまず変わりました。それは、福島原発があったというのがここに明記されました。それから、変わったというのは、私が得た資料の中では、従来は原子炉は5重に守られているから安全だと、地震、津波にも耐えられる構造になっているということが明記されておりました。それがなくなった。それは当たり前です。地震が起きて、事故が起きたから。それ以外についてはほとんど変わってないと私は把握いたします。

その点について、もし今度使う予定であるというのであれば、どう変わったのかと。その点きちんと把握しないと、従来使ってこなかったものを、また新たに使うと。そのことは逆に子供たちにすれば大変な、学校にはわかりませんが、先生方もそうなんですが、大変な負担、負担といいますか、逆に言えば悪い教育になっていくんじゃないかというおそれがありますが、その点についてどういうふうに把握しているのか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長先ほどちょっとお話ししたように、学校のほうで教材として使用したいという届けがあった段階については、我々についてはその中身、使い方どのような段階で、どのような教科で、どのような時間でという形で確認しながら、この部分については対応していきたいなど、そういうふうには思っているところであります。

また、例えばちょうどきのう、文部科学省のほうから副読本が届きました。文部科学省のほうとしては、小学校、中学校、高校という3バージョンで、それから教師用の指導書含めて、ちょうどきのう届いてきたんで今手元に持っているんですが、この中で特に小学校の分だけで見ますと、きっと発達段階で理解しづらい分、1年生ではわからない、低学年はわからないんですけども、高学年では理解できる分とか、そういう部分も多々表現の中にあるのかなど。そんなこともありますから、そこら辺についてはどの学年が何の教科で使うかとか含めて対応していきたいなど、そういうふうには認識しているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 学校から届け出があれば対応すると。それは学校の判断ですので、私がどうのこうの言うことじゃありませんので、学校の判断で学校長なり先生方がそういうことを言えば、それは私もとめるものではありません。ただし、中身がどうなっているかについては、教育委員会がきちんと把握すべきだと私は思います。

それで、小学校と中学校しかないんですが、放射線ばセンからも出ているから安全だと。それから、全部調べたんですが、放射線によって生活が生かされているという表現があったり、例えばがんの問題では、明確にがんの要因になっているということは証拠はありませんとか。例えば、事故が起こった場合どうなるかと、放射線を使っている施設で事故が起こりという前提で、ずっと読んで、最後には事故がおさまってくればそれまで対策をとり続けなくてもよいことになると、これは小学校ですね。

そんなふうに事故が、放射線は生活の中にあるから、ふだん生活しているし、農業なりなんなり利用しているから、いいですよ。事故が起きても、そのうち放射能は消えていくから対策はしなくてもいいですよ。最後のページが最後そうなんです。最後がそのページで、要するに事故が起こっても、守ればいいし、手を洗えばいいし、それから放射線はなくなって消えていくだろうからいいよと。これ読んだら、全然福島での原発の恐ろしさとか、これから、資料の中には放射能が最高億か何億でなくなるという資料はあります。でも、その恐ろしさは、これ読んだ限り絶対わかりません。それから、中学校も同じです。中学校のほうも、言葉は少し難しいんですが、同じ中身です。

なぜこうなのかということをも根本的に考えなければいけないのは、これをつくった当の本人は原発推進する東京電力の社長さん、今かわりましたが、社長だとか、原発推進側がつくったものですので、原発が悪いとか、おっかないということは書かなかったんです、今まで。それを見直したのであれば、文部省は委託先を変えなければいけなかったけれども、変えないでまた同じところに委託したと。文科省も、これは間違いだったというようなことを国会では答弁しているような、その点をきっちり踏まえながら扱うと。その点についてどういうふうにか考えるか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 学校で使う場合については、基本的に教科の中で一定程度の単元時間等を設定しながら使うのかなど。学習指導要領、今年度小学校が改めた学習指導要領、それから中学校について平成 26 年から改めた新学習指導要領で発進します。そういう形で小学校、中学校についても新たな指導要領でこの授業を進めていくという形ではありますが、小学校段階では社会化の中のエネルギーという形で、この部分についてもしくは関連するとしたら指導要領上出てくるのかなど。そう思っていますからその段階で学校もしくは指導者がどのような形でこのエネルギー問題と放射能の形を対応するのか。今言われたエネルギー、この原子力エネルギー等の問題についての課題、そこまで触れることがあるのかどうかを含めて、社会科の中のエネルギーで使うというのはやぶさかでないんですけれども、その安全性とか具体の部分についてどのような単元に使うかは学校の判断になると思いますし、それによって副読本的に使うとしたら、学校として判断し対応していく。もしくは、どうしてもその分を教室で指導しなければならん場合については、これ以外に各学校の中できちっと整理した中でいわゆる教材として使うことになるだろうと思っています。

あと、中学校では、本当に具体的に使う部分については理科の分野 1、いわゆる科学的な部分のエネルギーの中に放射能という明確に指導する部分があります。基本的には、ここで何らかの教材としてこの副教材も使うこともあるかもしれませんし、ほかの教材も使うこともあるかもしれない。そういう形で、あくまでも学校の判断の中で対応させてもらうという形で我々は考えています。

ただ、今こういう安全性の問題というのは非常に懸念されている部分でありますからここについては本当に資料の活用については慎重に対応していただきたいなど。そういう認識で学校と対応していきたいと、そういうふうにか考えているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 今の教育長の答弁の中で、資料については慎重に対応してもら

いたいと。それはそれで私はいいいと思います。要するに上から、上と言ったら変だな、国のほうで文科省が出したものをすっすっとおろすんじゃなくて、やっぱり一回教育委員会の中ではどういう資料がいいのかと、強制ではありませんので見比べて、答弁の中で子供たちが情報が多過ぎると何とかとありましたが、いろんな情報は子供にしる大人にしる、なければ選べないと思うんですよ。いいか、悪いか、その中でどう判断するかは個々の、小学生はちょっとわかりませんが、個々の判断になると思う。そのときに、情報をきちんと提供することが大事で、それ今までは国は情報を提供しないで一方的な情報ばかり流してきて、批判をするとその方々はどちらかといえば干されてきたという状況の中で、私も含めてすごく勉強不足だったなど、すごく私も反省しています。そういうことを考えながら、情報はきちんと、何が正しいかそこそこの価値感ありますけれども、いろんな情報を提供するという立場に立つべきだと思います。

それで、私もいろいろ、これは子供向けにつくった安齋育郎先生という東京大学の原発の1期生の卒業生で、もともと原発推進のほうに行ったんですが、はたっと思ってやめて、その後ずっと反原発の取り組みをずっとやってきて、結果的にはすごい偉い方だと思うんですけども、一生東大では助手で終わりました。その方は原発は恐ろしいということをしつと語り続けてきて、自分で研究所もつくりながら、今ほとんど毎日のように講演活動続けています。その中で、私の資料としては、これもすごくいい資料だなと私は思います。

例えば、がんになるかならないかでは、がんになったという証拠は得られません。しかし、確率の問題でなくて、確率が1000分の1だろうが1万分の1だろうが、当たれば自分はがんになると。それは危険性があることをきちんと押さえなければいけない。できるだけ本当に浴びないほうがいいんだと。特に子供は浴びないほうがいいんだということ把握しなければいけない。1万分の1だろうが1億分の1だろうが、この間の講演会では馬券買うとか宝くじ買うのと違うんだと、当たったら自分が死ぬんだということでお話しされていました。

そういういろんな情報がある中で、きちんと私も含めて教育長も含めて関係者の方含めて、やっぱりいろんな情報を学びながら、子供たちには強制ではありませんけれどもいろんな情報を教えていかなければいけないと私は把握いたします。その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今、山本議員からありましたように、私はこの原子力問題、かなり放射線、放射能問題については大きな国民的な課題、もしくはグローバルな

課題になってくるというふうに認識しているところであります。そういうことになると非常に学校で使うかは別にしても、いろんな分野の放射線、放射能に関する教材の範囲が多様化してくるのではないかと、そう思っています。この多様化していく教材の中で学校として発達段階で一番今多くの子供たち、また地域の人も含めて何を求めているのか。それはやっぱり的確な情報をきちっととらまえながら、子供たちに指導する教材として使ってほしいなど、そういう取捨選択の目もしっかり学校として持ってほしいなど、そういう認識でこの放射線、放射能等に係わる副教材、もしくは準教科書まで行きませんが、そういう指導等については、そういう認識で活用してもらえれば一番いいのではないかなと、そういうふうに思っているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） ここにつきまして最後の質問させてもらいたいんですが、いろんな問題、課題がある中で、放射能の問題は子供の命にかかわる問題ですので、子供の命と、それからこれから先のことも、ずっと何億だろうかわかりませんが、そういう大事な問題なので、これ本当に学校に教育長がこうしろとかああしろじゃなくて、教育長自身、私もそうなんですが、きちんといろんな知識をまず得ると。学校には、言われたら資料を提供するだけのものを用意すると。それから、私学校に、国から言われたからこうしろ、ああしろというふうに教育委員会は強制すべきではないと。私はこれしか質問できませんので、ああしろ、こうしろというか、教育長が学校にこうしろということを私は言う立場ではありませんので、その点を確認いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 江波戸教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 今ありましたように、私たちの立場を含めて、この副教材、もしくは教材の活用については学校に任された部分でありますから、教育委員会といえども強制的な部分を含めて、この単元等、また中身等含めて活用するものだという認識ではなく、あくまでも資料として提供し、またそれを活用するかどうかは学校の中での判断と。そういうふうに思っていますので、我々についても教育委員会として、そのような形でこの部分については対処していきたいと、そう思っているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） これは助言というか要望なんですが、子供たちというのは学校で教わったもの、学校でもらった資料というのは、正しいものだと思うんですよ。ですから、本当に慎重にしないと。私ずっと子供と毎週1回親と一緒に勉強会しているんで

すが、あれ、これおかしいと思うことがあります。だけど、上からつくられたものは正しいというふうにみんな思うんですよ。おかしいこといっぱいあるんですが、それは前提なので、やっぱり学校の資料なりなんなりというのは、慎重に扱うべきだと私は思ってこれは答弁要りませんが、そのことを言いたかったかと、今思い出して、言いました。本当に子供たちは素直ですので、先生からもらったもの、学校でもらったものは正しいんだと。多分この副読本ももらったら、ああ正しいんだと思うと思うんです。それは物すごく恐ろしい話だと私は思うので、それはきちんと判断しながら対処してほしいなと思っています。

次に、がん予防の関係なんですが、喫煙対策の問題で、喫煙の率は多少下がったにしろ全国的に高いところは、上士幌だけじゃなくて北海道が高いんだと思うんですよ。ですから北海道のがんが高いんだと、私は、がん患者が高いのかなと私は思っています。その点について検査を行った結果、今度私も参加したいと思っているんですが、この結果と、それから、たばこについてはがんだけでなくいろいろな病気に影響すると一般的に言われていますが、最近ちょっと知った中ではCOPDですか、要するに慢性閉管性肺疾患ですか、病気で、これはがんではないんですが、この死亡率が年々高まっていて世界では第4位と。日本では2020年には死亡の原因が第3位になるのではないかと言われています。

今がんのことで、これは別に答弁まで予定していませんが、そういうこともあるので喫煙については、まず調査した結果減ってきていると。それから庁舎内は禁煙にしたとそれから、何らかの形で町民に対してがんに対するリスク、喫煙に対するリスク、がんだけでなくいろいろな病気に影響するんだということを啓蒙しながら、できるだけ喫煙者を減らしていくと、そういう取り組みが必要かと思っています。その点。

それから次に、ピロリ菌の関係なんですが、これは例えばがん検査ではありませんので、国のほうでももちろん検査の対象にしていまないので、バリウム飲むとかカメラ飲むとか、そういうのじゃなくて、菌があるかを見る検査なので、菌があれば、それを取ればがんになるリスクが減るという検査で、今のところ私が知っている中では、これは新聞の報道で知ったんですが、補助している自治体があることがわかりました。長野県の飯島町で、これは道新ですので多分皆さん見ていると思うんですが、町挙げて胃がん対策を行っている。それで、ピロリ菌の検査をやっていますし2007年から5年計画です。ですから2013年、もうすぐ5年になるんですが、その中で5,000円の検査のうち3,500円補助していると。そして、この5年、まだ4年ぐらしかたっていない、その中で大体町民の3分の1ぐらい受けたというふうに報道されていました。それからも

う一点は、2009年から成人式のときに来た方にピロリ菌の検査をしてもらったら、出席者の100%全員が検査を受けたということも書かれています。

この検査、うちの息子は大分四、五年前に受けた、私も思い切って受けたんだけど、何も難しくない。難しくカメラ飲むわけでも何をするわけでもないし、ちょっと息を吐いたのに菌があるかと。もちろん多分七、八割ですから、私ももちろん菌があるので、ショックでした。あとは、1週間薬を飲んでいて、1カ月後の菌が死んだかどうか分かる。1カ月後の検査はまだやっていませんので、多分なくなったと思うんですがそういう検査ですので簡単です。

それから、町内の方に何人か聞きました。このピロリ菌の検査を受けて除去したという方も何人か聞きました。ただ、テレビでも報道されているんですが、結構報道されてわかっているんですけども、どうしたら調べられるんだとかということがわからないんだと思うんです。ピロリ菌を除去するというのは、まだまだ広まっていませんので、がん予防というのはまず原因をなくすことが一番だと思いますので、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 最初に、ぜんそく調査にかかわるところのお話で、上士幌町は喫煙率が高いという、前回の5年前ぐらいのぜんそくの調査の中でそういった結果が出ておりました。アレルギー疾患者は、同時に杉花粉でやったんですけども、花粉症の関係は少ないということでありまして、ぜんそくのほうの有病率は結構高かったということでありまして。

今回また追跡調査をしていただくということで、非常にこれは町としては有効な、これからの予防対策だとか、ぜんそくの防止のために非常にうれしい話だなど、そんなふうに思っております。特に調査に係る費用については、全額北大研究のほうで出してくれたということでありまして。これからも大事にしていききたいなというふうに思っています。

まだ具体的に調査の結果については、情報はここにある程度のことではかありませんので、21日にそのお話をしっかり聞いて、先生方の見解としてどういう、もし著しい上士幌町に独自のいろんな問題があるということだとかそのようなことがあれば、先生のほうから指導を受けて、その後の予防対策にかかわっていききたいなと、そんなふうに思っておりますが、いずれにしてもこの病気の原因等に係るものについては、相当長い時間追跡調査するなり継続した調査というのは、極めて有効なことでありますので、大学との連携については非常にこれからも大事にしていききたいなと、そんなふうに思いま

す。そういった意味で、まだまだ調査としては取っかかりの段階だろうと、そんなふうにも考えております。

今、たばこが万病のもとになるようなお話でありました。大方のお話、先生方のお話を含めてそういったことが言われているわけでありますので、最終的には本人の意識の問題になりますけれども禁煙を勧めるような、そういった啓発活動は継続していろんな形の中でやっておりますし、さらに町民にそういった訴えはしていきたいと、そう思っております。

それから、ピロリ菌の関係でありますけれども、保健師からも聞いていますけれども詳しいことはまだまだわからないところがありそうであります。このピロリ菌検査ががんに有効なのかと、がんにもなるかもわかりませんし、それからいろんなところに悪さをしているという話は何となくわかりますけれども、これをすることによってがん検診がこれに取ってかわるものだと、そういうことではなさそうだなと。それは、がんを発見する一つの検査であるかもわかりませんが、それがすべてではなさそうだという感じを持っております。

このピロリ菌については、僕も違った検査をオプションの関係でやりましたけれども幸い私はいませんでした。いづらい胃の中になっていたのかどうかわかりませんが、なかったんでありますけれども。いろんなところに悪さをしているというお話でありますから、それがいろんなところの予防につながるというような、そういったことがこれからの調査なりの中でわかるとすれば、この今指摘されている検査もいろんな検査があるみたいですね、ピロリ菌を調べるための検査もいろいろあるみたいでありますしそれからできるところとできない病院もあるようでありますから、それらも全部含めてまだまだ検討の余地があるのではないだろうか。そんな印象を持って、今回の質問は感じとらさせていただいております。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 私は7割、8割の7割のほうに入りましたので、ピロリ菌はしっかりといました。まだまだこれは、テレビでは報道されているんですが、実際に病院でどこに行けばいいんだろうとか検査もいろいろあるみたいで、以前に比べたら多分検査費用なり除去費用が安くなってきているんだろうと思うんですよ。ホームページ開いたら、数万というのもありましたし、これは検討課題として、即ここでするしないの結論は町長も判断難しいと思いますが、これからの課題にしてもらいたいと思っています。

それと、検診の関係では、バリウム検診が今年度から何か一部変わったみたいで、物

すごくきつくなりました。私ですら目まいをして、家に帰ってからしばらく、何か血圧が上がったのか大変でした。その点含めて、どっちにしる検査はピロリ菌がいるかいないかにかかわらず、バリウムにしる、私、胃カメラも飲んでいるんですが年1回、それを検査はする方はします。ただ、バリウムは結構きついで、これからの検査ではどうなのかなという、減るのではないかと私は心配をしています。それはつけ加えてお話ししておきます。

それから、大腸がん検診の関係なんですが、私も独自で検査のグッズを無料でお配りしながら町民の方に調べてもらおうというので、大体毎ケースぐらいですか、配っているんですが、受け取る方は50人ぐらいしか、多くて60人とか、四十数人しかいなくて、なかなか。じゃ、前、竹中町長が言ったように、無料だから受けるかといえばもちろんそうでもなくて、何が原因かというのはわかりませんが、やっぱり啓蒙だと思うんですよ。その手段として無料も一つの啓蒙であり、多分今回年齢区切って無料にしたというのも啓蒙だと思うんですよ。啓蒙しながら受けてもらうと。無料にしたから受けるか受けないか、それまた別問題だと私も思います。だけど、やっぱり受けてもらうための努力をしていると。大腸がん検診は本当に簡単ですから、受ければ大腸がんもわかれば、中には胃がんも見つかったりします。その点について、啓蒙の意味で無料化しながら進めるべきかなと思っていますが、答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 クーポン配るときが啓蒙する、そしてまた該当する方々に対する多くの接触する機会だろうというふうに思っています。それは大事にして、そして受診していただくという機会に、ぜひこれはすべきであるというふうに思っています。

特に同じように40歳の脳ドックの無料検診やっておりますけれども、通常は案内をして、町は町としてそれ以外にさまざまな検診について助成しておりますけれども、特に40歳になったときに自分の健康について一回オーバーホールする。そういう確かめるためにも脳ドックの無料化やっています。これは、行政が積極的にその年齢の該当者に対してかかわっていくという、そういう姿勢を持ってこの検診やっているわけでありましてけれども、相当保健師さんのほうは頑張っているけれども、それでもやっぱり限界があって60%。先ほど100人行って60%ぐらいという話がありましたけれども、大体そういうことになるのかもわかりませんが、40歳の関係でも60%なんですね。それは相当頑張っていた成果であるということと、それから、前に後期高齢者の関係での健診で議員の質問がありましたけれども、無料化にしました。しかし、それは一部負担をいただいているときと全く変わらないということもあるんです。

ですから、やっぱり特定の年代のときに徹底してそこと向き合って、自分の体について考える。そのようなために、こういった節々に節目節目に無料クーポンでやって、それに保健師さんなり関係するところが精いっぱい検診を受けるように奨励する、勧奨するという意味では大事なことだと。ですから、その間無料化にすればいいかということ、そこまで今度はなかなか回っていかないということもありますし、それから、もともとこの負担の関係でも3分の2ほど町が助成をしているということで、保健師さんのほうからも基本的には検診受けないのは受診料が高いから受けられないという話を全く聞いてないということでもあります。

そこで、課題が出てきているのは、仕事が忙しいだとか、それから仕事を休めないだとかという、その辺のことも相当出ているということなので、今度は健康関係では職場のほうにそれじゃ入って行って職場の理解を求めようかなとか、そういう今まで努力して、なおかつ残る40%をどうするかというその工夫は、いろいろ保健師さんのほうも考えて手を打とうとしているところでもあります。

いずれにしても予防は大事だという前提で、この検診等についてもこれからも進めていきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、山本和子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 1時43分)

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午後 1時43分)

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

あすからは休会とし、本会議の再開は3日 日木曜日でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 1時43分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 24 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 24 年 3 月 6 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 議	平成24年 3月22日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	平成24年 3月22日 午前10時43分					議 長	杉 山 幸 昭		
応(不応)招議員並びに 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 一名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	2番 堂畑義雄 議員				10番 中島卓蔵 議員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河 村 義 憲			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建 設 課 長	高 橋 智				
	副 町 長	千 葉 与四郎			ナイタイ高原牧場長	佐 藤 桂 二				
	会 計 管 理 者	石 王 良 郎			教育委員会教育長	江波戸 明				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	島 口 重 一				
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾			教育委員会教育次長	綿 貫 光 義				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	兼 子 義 雄				
	保 健 福 祉 課 長	柚 原 幸 二			農業委員会事務局長	芥 藤 明 宏				
	保 育 課 長	山 口 準 二 郎			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
	商 工 観 光 課 長	早 坂 清 光								

平成24年第1回上士幌町議会定例

議事日程(第3号)

平成24年3月22日(木曜日)

- 日程第 1 議案 第23号 平成24年度上士幌町一般会計予算
- 日程第 2 議案 第24号 平成24年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案 第25号 平成24年度上士幌町水道事業特別会計予算
- 日程第 4 議案 第26号 平成24年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案 第27号 平成24年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案 第28号 平成24年度上士幌町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 監報告 第 1号 例月出納検査報告について
- 日程第 8 監報告 第 2号 定期監査報告について
- 日程第 9 閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、渡部信一議員。

- 議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月6日・午後2時19分より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第1、議案第3号から日程第6、議案第28号までの平成24年度各会計予算案は一括報告とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

なお、4特別会計については、特別委員会での討論がなかったことから、討論を省略することとします。

2点目は、日程第7から日程第8までの監報告第1号から監報告第2号の2案については、一括報告することとします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎議案第23号から議案第28号の委員長報告、討論、採決

- 議長（杉山幸昭議長） 次に、予算審査特別委員会審査報告を行います。

日程第1、議案第23号平成24年度上土幌町一般会計予算、日程第2、議案第24号平成24年度上土幌町国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第25号平成24年度上土幌町水道事業特別会計予算、日程第4、議案第26号平成24年度上土幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第27号平成24年度上土幌町公共下水道事業特別会計予算、日程第6、議案第28号平成24年度上土幌町介護保険特別会計予算、以上6案を一括して議題といたします。

6案について、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、渡部信一議員。

○**予算審査特別委員会委員長（渡部信一議員）** 予算審査特別委員会より本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町会議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

審査事項は、平成24年3月6日に付託されました議案第3号平成24年度上士幌町一般会計予算、議案第4号平成24年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、議案第25号平成24年度上士幌町水道事業特別会計予算、議案第 号平成24年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 号平成24年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号平成24年度上士幌町介護保険特別会計予算であります。

審査年月日は、平成24年3月8日、9日の計2回であります。

審査場所は、議場で行いました。

説明員に竹中町長、千葉副町長、江波戸教育長、各課部局長、主幹及び担当主査等の出席をいただきました。

審査結果ですが、議案第3号から議案第28号までの平成24年度上士幌町一般会計予算及び5特別会計予算案は、今定例会の3月6日に提案されました。この予算案の審査に当たり、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会が設置され、審査を行ってきたところであります。本特別委員会の運営に際し、委員並びに町理事者を初め、各課部局長、主幹及び主査などの方々にご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

当特別委員会に付託されました議案第 号から議案第28号までの平成24年度各会計予算案について、3月8日、9日の2日間にわたり、委員各位の出席のもと、説明員に町理事者を初め、各課部局長、主幹及び主査の出席を求め、代表監査委員の出席をいただきながら質疑の聴取による審査を行いました。

当特別委員会は、慎重審査の結果、お手元に配付のとおり、議案第号から議案第28号までの6案はすべて原案可決すべきものと決定したところであります。各議案審査の質疑の内容については、議長を除く議員全員が特別委員会の委員でありますので、省略させていただきます。

議案第23号平成24年度一般会計予算案については、質疑終結後討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案可決すべきものと決定いたしました。また、特別会計予算の議案第26号平成24年度後期高齢者医療特別会計予算については、質疑終結後討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案可決すべきものと決定いたしました。その他

の4特別会計については、討論がありませんでしたので、簡易表決をもって全会一致により原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果の報告を申し上げます、予算審査特別委員会報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員で構成されております。したがって、委員長報告に対する質疑は、議会運用例第6条の5の規定により、これを省略いたします。

また、議案第24号から第25号及び議案第27号から議案第28号の4特別会計予算案の討論についても、議会運用例第0条第3項の規定により、これを省略いたします。

これより、各会計の予算ごとに、討論、採決を行います。

初めに、議案第23号平成24年度上土幌町一般会計予算の討論を行います。討論ありますか。

（「はい」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 平成24年度上土幌町一般会計予算の反対討論を行います。

今、日本は東日本大震災や福島原発事故などいまだ経験したことの無い困難に立ち向かっています。莫大な借金をどうするかという問題もありますが、本来なら日本のあらゆる方々が一丸となって解決の道に進まなくてははいけません。しかし、今の政府は相変わらず国民には目を向けずにアメリカの言いなり、財界の言いなりです。社会保障そっちのけで、消費税を上げることにばかり走るなどますます国民の不安は募るばかりです。こういう中でも国においては平成4年度の地方交付税は、一応、従来どおり予算化しています。国の国民いじめとも言える政治から町民を守り、貴重な財源を町民の暮らしと福祉を守るために最大限生かすべきです。その立場に立っていないと判断し、3点にわたり反対いたします。

1点目、町民の負担がふえる問題です。

子ども手当が増額されるかわりに、年少扶養控除が廃止されるため、5歳以下の子供がいる世帯の住民税がふえます。この子ども手当も昨年月から中学生など減らされています。また、高校授業料の無償化のかわりに16歳から18歳の特定扶養控除の

上乘せ分が廃止されたために住民税がふえます。

さらに、今回は予算化されていませんが、平成 24 年度からは住民税が年 100 円上がることが今議会で決まっております。

2 点目、予算の組み方の問題です。

この間、国の地方交付税や臨時の交付金がふえる中、使い切らずに基金に積んだことにより、基金がふえ続けております。平成 23 年度の決算見込みでは、22 年度よりも約 3 億円以上ふやしています。ふえている分の基金 24 年度に町民要望や政策予算に生かすべきですが、基金の繰り入れは 1 億 50 万円にしかになっておりません。また、第 5 期総合計画の財政試算の中でも 24 年度の基金繰り入れは約 2 億 000 万円の見込みになっておりますが、半分にもなっていません。基金を有効に活用し、今必要な予算をきちんとつけて、町民要望にこたえるべきです。

3 点目の問題、平和の問題です。

今、日米同盟の矛盾が一層明らかになっています。例を挙げますと、普天間基地移転の問題、米軍再編のための海兵隊のグアム移転の問題では、日本はアメリカの言うとおりの移転費にかかわる負担を 2006 年から行ってきましたが、当のアメリカは移転は無理だと 2011 年 5 月にアメリカの予算は全額削除されています。それでもなお、日本政府は自衛隊をアメリカの言いなりに強化しようとしています。

その例として、今回の震災対処を理由にいたしまして、ますます軍事同盟を強化したり、沖縄の与那国島に自衛隊を強行に配置しようとしたり、10 機億円もする戦闘機を 35 機購入したり多額の軍事費を使おうとしています。

その一方で、お金が足りないからと消費税 % 引き上げ、とんでもない問題です。日本の国民を守ることが主ではない今の自衛隊のあり方に反対し、自衛隊協力会への補助金を含むために反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。

9 番、山本議員。

○9 番（山本裕吾議員） 平成 24 年度上士幌町一般会計予算に賛成の討論を行います。

今日、地方自治体のその状況は、長期に及ぶ景気の低迷や人口の減少、加えて昨年の東日本大震災の影響から、国から地方への交付金、補助金等が現在、そして今後においても厳しさを増すことは必至の状況と考えます。そのような中、今般の予算案につきましては、産業振興については今後の社会動向を見据えた TMR センターの補助、コントラクター運営の強化、住宅エコポイント事業の継続、商店街活性化事業、観光面におい

ては魅力発信キャンペーン事業、さらに生活面においては乳幼児医療給付事業、街路灯防犯灯などの環境、そして省エネルギーにも配慮されたLED照明の更新、防災対策は昨年の消防広報車の導入に引き続き、今後の消防組織体制を見越した上での最新鋭のポンプ車導入など産業、教育、福祉、災害対策等々評価をするところは大なるものがあります。

今後ともさらなる町民本位の安心で安全な行政運営を心より希求するものであります。

終わりに、予算審査特別委員会での審議に当たりましては、渡部信一予算審査特別委員長を初め、委員各位の本町の今後の行方を深く念じたゆえでの極めて充実した議論展開があり、議員の一人として深い感動を抱いたことを申し添えさせていただきます。

本予算案が、今後の町民お一人お一人の日々の暮らしに強く結びついていくことと、本町のこれからの大いなる発展を祈念いたしまして、私の平成年度上土幌町一般会計予算案の賛成討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する反対の討論を行います。ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。

4番、中村保嗣議員。

○4番（中村保嗣議員） 平成24年度一般会計予算について賛成の立場で意見を申し上げます。

最初に、今回の予算では地場産業で地域の活力を生み出すまちづくりとしての基幹産業である農業振興として、時代に対応すべき大型事業のTMR事業やコントラクター事業への助成を初め、長年、赤字問題が大きな課題であったナイタイ高原牧場の積極的な取り組みが予算に反映されております。

町の面積の77%を占める森林資源の活用や担い手の育成事業などを初め、商工や観光振興においては、全国に向けた情報の発信事業の予算の確保を含め、積極的に取り組む予算の内容になっております。

町民が健康で安心して暮らせるまちづくりとして、予防を重視する健診事業、乳幼児や育児等子育て面での支援、そして夜間や休日の救急医療を含め、安心できる事業などの予算も計上されています。福祉面におきましても、三愛計画を基本に事業を組み立て高齢化に対応した予算が盛り込まれています。昨年の東日本大震災から安全で快適なまちづくりとして、現状の把握と地域の実情を踏まえた防災計画の見直しや自主防災組織などの体制の確立予算も取り組んでおります。

第一線で町民の命や財産を守る消防活動の強化においては、高性能の水槽付消防ポン

プの導入など消防設備の近代化にも予算が盛り込まれております。下水道は、町民の生活の直結する問題ですが、災害に強い快適なライフラインの整備予算も確保されております。道路整備については、市街地の中通の傷みが激しく、多くの町民からの要望にこたえるべく、計画的な再整備のための予算化がされています。大きな課題であった上士幌小学校までの道道の整備事業が進み、この事業にあわせた児童や地域住民の交通安全や防犯対策で街路灯の整備を含め、効果的な独自の事業として予算化もされております。国道241号線から市街地中心部への動線として、森林管理署用地を抜ける道路整備でも道道事業でできない部分を町事業として予算組みがされております。

厳しい財源の中で、無駄を徹底的になくし、今後年間のまちづくりに将来を見据えた健全な予算が計上されており、総合的かつ細部に配慮した平成年度の一般会計予算として高く評価するものであります。今回の予算は、町民の安心・安全の生活を基本に、負託にこたえる前向きで実効性のある予算であると思っております。

以上が私の賛成する立場での討論であり、議員各位の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する反対の討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。

7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 私は平成24年度上士幌町一般会計予算案に賛成するものであります。

以前は70億円あった一般会計予算は、厳しい社会環境を反映し56億円と窮屈になっております。その中で大きく基金の減少を招くことなくソフト、ハード面に有効に投資がされており、評価するものであります。

財政に関しましては、国の財政赤字や本町の人口減少による今後の地方交付税減などを考慮して、より健全、慎重な財政運営を望むものであります。自衛隊協力会への支出に関しましては、東日本大震災の災害支援に見られるように、自衛隊が国防のみならず災害時に国民の生命・財産を守ることが今や大きな役割になっていることからして、妥当なものと考えます。内閣府の調査によりますと、実に、国民の%が自衛隊の東日本大震災の災害支援活動を評価しています。理事者におきましては、予算委員会で議員から出された指摘事項については、真摯に受けとめ、財政運営に、町政運営に反映されることを望みます。

以上、私の平成24年度上士幌町一般会計予算案に対しての賛成討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する反対の討論を行います。ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 議案第23号平成24年度上土幌町一般会計予算に対する賛成討論をいたします。

総額56億2,450万円の平成24年度上土幌町一般会計予算は、前年対比8%の増額で編成されていますが、歳入歳出ともにおおむね妥当に予算編成されていると認めます。

国の財政事情を考えれば、交付税の増額は見込めず、今後、厳しい財政運営を予測しなければならないと考えます。予算を単年度で見るのではなく、長期的に本町では、昨年12月に議会決議をした第5期上土幌町総合計画財政収支試算を念頭に予算編成を行うことが重要であり、平成4年度予算は財政収支試算を十分考慮し、基金運用に当たっても24年度以降の大型事業を踏まえた内容で提案された予算と認めるところであります。24年度予算化されたビジターセンター関連施設建設、定住促進空き家活用事業心の健康づくり支援事業など施策についても、町民要望を踏まえた内容と理解するところであり、賛成をするものであります。

行政は、予算をどのように執行するか、成果は上がっているのか、所期の目的を十分果たしているのかということが最も重要であると思っております。執行に当たっては、町民目線で町民の実情を踏まえて、高い行政効果を目指して予算執行を期待するところであります。

個別予算について1件だけ触れておきますが、中学校校舎網戸取り付け予算について議会だけでなく町民に十分説明責任を果たすことが必要であるということ指摘をし、必要時期までに予算執行をお願いをしたいと思います。

次に、予算に対する反対意見に私の考えを述べさせていただきます。

反対意見をお聞きしたところ、その多くは国政の場で決定をされた内容、特に税の改正について住民が増税状況になるということについては十分理解をするところでありますが、これは竹中町政が何か加担をしたとか、問題があるということではなくて、本来町行政を審議するこの場では、私はふさわしい議論ではないと考えるところであります。

さらに、自衛隊協力会の予算について、私は自衛隊のあり方、あるいはその国防予算については、大きな疑念や不安を持つ一人でありますし、自衛隊を容認する立場でもありませんが、町民の中に自衛隊にかかわる人たち、あるいはお子さんが自衛隊で働いて

いるそういった人たちの心情を踏まえれば、その予算額も含めて理解をするところであり
ます。

最後に、長年、本町行政に奉職をされ、定年を迎え退職をされる河村局長、山口課長
について長年の労をねぎらい、感謝を申し上げ、議案第 号平成 24 年度上土幌町一
般会計予算に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する反対の討論を行います。ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、賛成の討論を行います。ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第 号に対
する討論を終結いたします。

これより議案第 23 号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号平成 24 年度上土幌町国民健康保険特別会計予算の採決を行いま
す。

議案第 24 号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号平成 24 年度上土幌町水道事業特別会計予算の採決を行います。

議案第 25 号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成24年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員）平成24年度後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

平成20年度から実施されこの制度は、年齢で医療を差別するお年寄りいじめの制度で、撤回中止をすべきです。民主党政権も中止を公約にしておりましたが、いまだ廃止をされずこの4月からは2回目の改定で、保険料を上げることが北海道の後期高齢者医療広域連合で決定しております。上士幌町の今回の予算案には、保険料の値上げを想定して算定されておりますので反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長）次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）次に、本案に対する反対の討論を行います。ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）ほかに討論がありませんので、これをもって議案第26号に対する討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成24年度上士幌町公共下水道事業特別会計予算の採決を行います。

議案27号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号平成 24 年度上士幌町介護保険特別会計予算の採決を行います。

議案 28 号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり原案可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 36 分）

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午前 10 時 37 分）

◎監報告第 1 号及び監報告第 2 号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 7、監報告第 1 号例月出納検査報告について、日程第 8 監報告第 2 号定期監査報告について、以上 2 件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに、代表監査委員より報告の説明を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

○新田勝幸代表監査委員 監査結果報告を行います。

監報告第 1 号例月出納検査報告について、その結果を報告申し上げます。

現金の出納の検査につきましては、地方自治法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、実施しているものでございます。

今回の報告は、平成 3 年 11 月分、12 月分、平成 24 年 1 月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び特別会計の現金の出納状況でございます。

提出された各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、監報告第 2 号定期監査報告について、その結果をご報告申し上げます。

定期監査につきましては、地方自治法~~第~~99条第9項の規定により結果を報告するものでございます。

監査の実施概要ですが、今回につきましては、定期監査として教育委員会を対象に実施いたしました。監査日時、監査対象等は、報告書に記載のとおりでございます。

監査に当たっては、適法で正確かつ効率的に執行されているかについて、書類監査と備品管理状況を確認し、上士幌小学校、上士幌中学校において、事務処理や金品の管理備品の管理、学校図書等の管理等の監査を行いました。

また、事業内容等について、あらかじめ教育委員会から書類の提出をいただき、教育次長や担当主査等から説明を受けるとともに、両校の校長先生、教頭、事務担当者の協力により、実施調査を行いました。

定期監査の総合意見といたしまして、予算執行状況及び財務に関する事務、備品や金品の管理について、関係規定、契約等に基づき適正に執行されており、特別指摘すべき点はありません。

今後におきましても、学校との連携を密にし、児童の健やかな成長と時代に対応した教育の提供と推進に努力をお願いいたします。

最後に、教育行政の発展にさらなる努力につきまして、教育関係者や理事者、担当職員の皆さんに要望し、定期監査の結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略いたしておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で、監報告第1号から監報告第2号までを報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則~~第~~5条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

平成24年第1回上士幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が3月6日から7日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、平成24年第1回上士幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時43分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員